

商工委員会議録 第八号

平成四年四月二十二日(水曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事

出席委員

公害局長	通商産業省立地	鈴木 英夫君
通商産業省機械	熊野 英昭君	
情報産業省機械	牧野 力君	
中小企業庁次長	南学 政明君	
中小企業庁計画	新関 勝郎君	
部長	田中 昭一君	
運輸大臣官房総長	桑原 茂樹君	
運輸省自動車交	春田 尚徳君	
通局長	土坂 泰敏君	
通局長	佐藤 信二君	
通局長	吉田 太郎君	
通局長	増田 敏男君	
通局長	赤松 広隆君	
通局長	大畠 章宏君	
通局長	加藤 繁秋君	
通局長	安田 伸明君	
通局長	吉田 修三君	
通局長	和子君	
通局長	小沢 五月君	
官事務官房参事会	鈴木 満君	
農林水産省食品流通局商業課長	後藤 和久君	
労働省労働基準局賃金時間部企画室長	幸久君	
商工委員会調査室長	山下 弘文君	

委員外の出席者	公正取引委員会	官事務官房参事会	鈴木 満君
委員の異動			
同日			
辞任			
補欠選任			

委員の異動
同日

辞任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

官事務官房参事会

農林水産省食品流通局商業課長

労働省労働基準局賃金時間部企画室長

商工委員会調査室長

公正取引委員会

官事務官房参事会

本日の会議に付した案件

中小企業流通業務効率化促進法案(内閣提出第

六三号)

計量法案(内閣提出第七五号)(參議院送付)

四月十七日

今回の物流法案は通産省の所管でございますけれども、本来物流問題といいますと、通産、運輸、建設、労働、環境等々の各省庁が関係をしておるわけあります。これは一体的な取り組みが必要なわけでございます。今回の中小企業流通業務効率化促進法案は、この物流問題の中でも、中小企業の流通業務の効率化をねらいとするものだということでございます。確かに中小企業は全体の物流量の八割を担っているということございますから、大変重要な問題でございます。

そこで、まず通産大臣に、中小企業が抱えてお

ります物流問題について基本的にどのような御認識をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○渡部国務大臣 お尋ねの点でございますが、我が国の物流量は昭和四十七年から昭和六十一年の間はほぼ横ばいであったのでありますけれども、ただいま岩屋先生から御指摘ありましたように大きく変わってまいりました。内需主導型の景気拡大等を背景として、昭和六十二年以降、物流量が急速に増加してまいりました。昭和六十年以降は、おっしゃるとおりGNPの伸び率を上回ってまいりました。また御指摘のごとく、物流の内容も多頻度小口配達の進展を初めとして、一層高度化する傾向にございます。これらは我が国の物流量の約八〇%を占めておる中小企業の物流にも当てはまる傾向でございます。

このように、中小企業に求められる物流事業の増大及びその内容の高度化にもかかわらず、中小企業は運転手などの物流作業要員の確保が困難であり、また都市部の道路混雑の激化による輸送効率の低下も加わり、多くの中小企業者が深刻な影響を受けておる状況でございます。

具体的には、物流コストが急上昇し、物流対策が進んでおる大企業との間で物流コスト面での格差が急拡大しており、また膨大かつ高度な物流需要に対応しきれない中小トラック業者、卸売業者などにおいて配送や取引を停止せざるを得ない事態が発生するなど、物流問題の深刻化が中小企業の事業活動そのものに大きな支障を与えておりま

す。まさに先生と私の考えは共通の認識に立っています。

○岩屋委員 ただいまの大臣の御認識にお示しいましたように、この物流問題というのは景気変動に伴う一過性の問題ではなくして我が国経済の中長期的な課題であると私は思います。今回

法案の中身について質問に入らせていただきたいと思います。

これまでの中小企業における物流効率化の取り組みは必ずしも積極的なものとは言えなかつたのではないか、こう思うわけでございますが、その原因といいますか背景といいますか、そこ辺は役所としてどういうふうに認識をされておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○南学政府委員

先生御指摘のとおり、中小企業

ではないかな、こう思うわけでございますが、そこ

の原因といいますか背景といいますか、そこ辺は役所としてどういうふうに認識をされておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○南学政府委員

この法律案は、これまで中小企

業における物流効率化の取り組みのネックとなつて、これからさまざまな施策を実施していくつて

ただきたい、こう思うわけでございます。

法案の中身について質問に入らせていただき

いたいと思います。

○南学政府委員

この法律案は、これまで中小企

業における物流効率化の取り組みのネックとなつて、これからさまざま施策を実施していくつて

ただきたい、こう思うわけでございます。

業者が共同して行う物流センターの建設等の取り組みに対しまして積極的な支援策を講じるということでございますので、支援対象は物流に携わる中小企業者全般でございまして、業種、地域等によって特に限定されるものではございません。業種については、例えば小売店に納品する中小の卸売業者の方々でございますとか荷主の貨物を運送する中小トラック業者の方々といつたさまざま業種の中、中小企業者が考えられまして、また地域につきましても都市部の中小企業者あるいはまた地方の中小企業者ともに考えられるところでございます。

御質問の具体的な事業についてでございますけれども、各中小企業者が生産した貨物あるいは産

物についての保管、出荷、輸送業務といったいわゆる物流にかかる業務の効率化を図りますため事業協同組合等によって共同物流センターの建設等の事業を実施するものでございますれば本法案の支援を受ける、あるいは御利用いただけるというふうに考えております。

○岩屋委員 もちろん支援対象になるということ

でございますので、できれば既存の業界の流通をこの法律によって支援をして効率化を図つてまいりたいと考えております。

そこで、今回物流法の支援措置によりまして

お申しますと、事業実施前にはトラックの貨物積

載率が約八割程度まで向上しましたけれども、事業実

施後には約八割程度まで向上しましたほか、共同

物流事業を実施した卸団地組合の具体的な例

として着実に進めております、ちょうどこの法案が意図しております流通業務効率化事業に該当する

今先生御指摘いただきましたように、例えば、

一例でございますが、中小企業者だけが集まりま

る、全国での話でございますから、五十ぐらいで

は所期の成果はなかなか上がらないのではないか

などと思います。これは、今後積極的に宣伝、普及

に努めていただきたい、ぜひ所期の成果が上がるよ

うに御努力をいただきたいと思います。

それから、この問題に対する根本的な問題でござりますが、中小企業が流通業務の効率化を行つても、問題は取引の相手方にあるんだと思いま

す。取引の相手方が取引関係においては当然優位

にあるわけでございますから、効率化をした分だけ単価引き下げ要求を受けるということが当然予想されるわけであります。中小企業の流通業務の効率化のためには、このような取引方、相手方と

の取引関係の改善というのが私は何よりも重要だ

と思っておりますが、この点に関する御認識をいた

ただきたいと思います。

○春田政府委員 御指摘のとおり、中小企業は、

まさに、各業界に当たつていただいている、中小企

業団体に当たつていただいているんじゃないかな

、こう思うわけであります、その共同配送セ

ンターの設置もしくは整備、これは現段階でど

くらいいの具体的なニーズがあるんでしょうか。

○春田政府委員 お答えいたします。

この法案のもとで認定される効率化計画により

整備される共同配送センターの数を全体として想

定することは大変困難であるのでございますが、

現時点におきまして流通業務の効率化のための取

り組みを検討している中小企業者の実態につきま

して、各都道府県を通じて調査いたしましたとこ

ろ、既に約五十程度の事業協同組合や社団法人

が、これは卸業者もあればトラック業者もござい

ますし、あるいはまた、メーカー、製造業等もござ

りますが、五十程度の事業協同組合や社団法人

が本法案の流通業務効率化事業を実施することを

検討しております、今後、これらの事業協同組

合等が共同配送センターを整備していくものと見

込んでおります。

○岩屋委員 現段階で五十程度は事業協同組合か

らそういうニーズがあるということでござります

が、全国での話でございますから、五十ぐらいで

は所期の成果はなかなか上がらないのではないか

などと思います。これは、今後積極的に宣伝、普及

に努めていただきたい、ぜひ所期の成果が上がるよ

うに御努力をいただきたいと思います。

それから、この問題に対する根本的な問題でござ

りますが、中小企業が流通業務の効率化を行つ

ても、問題は取引の相手方にあるんだと思いま

す。取引の相手方が取引関係においては当然優位

にあるわけでございますから、効率化をした分だけ

単価引き下げ要求を受けるということが当然予

想されるわけであります。中小企業の流通業務の

効率化のためには、このようないい取引方、相手方と

の取引関係の改善というのが私は何よりも重要だ

と思っておりますが、この点に関する御認識をいた

ただきたいと思います。

○南学政府委員 御指摘のとおり、中小企業は、

どうしても取引における力関係で取引の相手方から

不利な条件を強いられることがあるわけであります

。このために、中小企業厅あるいは公正取引委

員会におきまして、これまで、物流コスト負担

の適正化、取引条件の明確化を推進するために、

商慣行改善指針、下請中小企業振興法の振興基

準・下請代金支払遅延等防止法の運用基準、流通

・取引慣行に関する独占禁止法の指針等に基づき

まして、所要の指導あるいは取り締まりを行つて

きているところであります。今後とも、そうした

努力を続けていただきたいと考えております。

一方、先生御指摘のとおり、流通業務効率化事

業を円滑に推進していくためには、取引の相手方

との協力関係の構築というのが極めて重要なと私

たちがいまして、この法律案におきまして、まず計画策定期

階において組合等が取引の相手方の協力を得るよ

う努めなければならないということを法文第四条

第三項で明記いたしておりますし、また、事業実

施段階におきまして取引の相手方は事業協同組合

等に協力するよう努めなければならぬといふことを第十三条で明記いたしております。

したがいまして、各事業者が、これらの規定の

趣旨に則しまして協力関係を構築し、中小企業者

の流通業務の効率化が円滑に図られていくことを期待いたしております。

○岩屋委員 ゼひともその点は特段の御配慮を賜

りたいと思うのです。せっかく効率化を図つたの

うようなことにならないよう、適切な指導をお

願いをしておきたいと思います。

次に、冒頭に申し上げましたように、今運輸業

界は大変な労働者不足、人手不足の状況にあるわ

けでございます。私の手元にあります資料により

二千人のうち半数が退社、トラック運転者の五八
%事業者の場合は、六十三年度の中途採用者一万
人が平成二年の資料で約十三万人、某大手トラッ
ク事業者の場合は、六十三年度の中途採用者一万
人

うに、これが行き過ぎてしましますと物流上非常に大きな負担になるということござります。このために私どもが今対策として行いつつありますのは、大きく三つございます。

くくでしくようじょとしょんとかつてこります。それからもう一つは、やはり労働力の不足が深刻になつておることにかんがみまして、やはり物流の効率化ということを進めるようについての柱でございます。

も、やはり格差は厳しいと思います。したがいまして、そういう状況を反映して、仰せのように労働力不足の状況も厳しいわけでございます。

るわけでございまして、大変人手不足ということ
が深刻な問題になつて、いるわけであります。そし
て、多頻度小口配送、シャスト・イン・タイム配
送といった物流形態は、このままいきますと大変
困難になつてくるのではないかということが指摘
をされておりますし、さっき申し上げた、環境問
題という観点からも国民の皆さんの関心は非常に
高まつてきておりますから、見直しが求められて
いると私は考えます。消費者の皆さんのニーズに

小売段階では非常に情報化が進んだわけでございますが、物流段階では情報化がおくれておるところがございますものですから、いわゆるコンピューターによる物流段階の情報化ということを大いに推進しようということをございまして、そのための情報伝達手段の共通化、いわゆるビジネスプロトコルの共通化を図っていくということござります。

運輸省といたしましては、この答申を受けまして、運輸省全体で物流についてどういう基本的な措置を講じるかということを定めました推進計画というのをつくっておりまます。

具体的には、これから物流の効率化を進めていかなければいけないということ、あるいは、そわちは物流事業者と生産や販売側が一緒になってやるべきことなど、いろいろなことを定めました。

そのために運輸省として考えておりますことは、第一に、やはり先ほど申し上げましたが、運政審の答申にもありますように、魅力のある職場をつくっていくことが大事であると思つておりまして、具体的には時短に取り組むということを指導しております。本年の一月一日に、いわゆる二・九告示の改正が行われました。来年の四月からは法定労働時間が四十四時間になるわけですが、どうぞよろしくお受け下さい。

こたえるということは大変すばらしいことではあります。が、このよくないささか行き過ぎとも言えます。現在の多頻度小口配達等の物流形態について、政府としては、今後どのように指導もしくは対処をしていくんでしょうか。これはなかなか難しい問題だと思いますが、お考えをお聞かせいただきたい

いく、あるいは小口配達をやっていく、緊急配達をやつしていくという場合に、当然コストがかかるつておるわけでございますが、そのコストの意識あるいは計算方式といふものにつきまして、まだ荷主側あるいは物流側に共通の算定方式がないといふことがござります。したがいまして、その共通

そういう考え方方に立ちまして、モーダルシフトであるとか積み合わせ輸送、一貫パレチゼーション、物流拠点の整備、その他いろいろなことにつきまして具体的な措置を決め、それを全省を挙げて取り組んでやっていけるところでございます。

で、運輸省として時短を進めるために、例えば地域別の一斉休日の導入。こういったようなことを初めとした指導を業界に対して行っておるところをございます。

それからもう一つは、福利厚生施設の点などを含めた労働環境の面でも、今業界ではトラック業界が

の算定方式を開発いたしまして、かつそれを普及し、そしてそのコストの負担の適正化を図っています。くということが第二番目でございます。

第三番目は、物流の効率化投資、この法律もそうでござりますが、あるいは物流拠点インフラの整備などを図つて、くと、いろいろな対策を

たわけですが、とりわけ、さつきも申し上げましたが、運輸業界の労働力不足、人手不足のやはりはたが、一番の原因は労働環境にあらうかと思うのですね。よく三Kと言われる建設業界よりもさらに効率時間も長いし、そして賃金の面でも既に建設業界でも自ら抜けている、こういうことでござる。

ーションであるとか保養所の整備を進めてねるわけでございますが、こういったものの充実をするようだという指導もしておりますし、それから物流業全体のイメージというものについてもはりもう少し国民にいいイメージを持つていただきたいとするようなふうな情報活動、こういったようなふうな

して消費者のニーズが非常に多様化しておるといふことがあります。これに対応いたしまして、生産段階の方では、技術革新が非常に進みまして多品種小量生産が可能になつておるということがござります。また、小売段階では、POSといふようなものが導入されまして非常に精密な在庫管理

○岩屋委員 今度は運輸省さんにちょっとお伺いしたいのですけれども、平成二年の十二月に運政審の物流部会で答申が出されております。その内容についてこの問題に対応していくかたいと考へておられる次第でござります。

ますから、そこら辺は労働省その他ともよく連携をとつていただいて早急に対策をぜひ講じていただきたい、こう思います。

こともやつていかなければならぬ。
それから、あわせて、いわゆる魅力ある職場づくり以外にも、先ほど申し上げた物流効率化策、この法律もその一つであるらうと思いますが、そういうたよなことも含めてあらゆる方法でこの問題を取り組んでまいりたい、と思ってやつてお

が行われる。そういうものが重なりまして、この
ような多頻度小口配送ということが一般化してお
るということをございます。したがいまして、こ
の問題には、根底には消費者のニーズということ
にこたえるということがござりますものですか
ら、それ自体は一つの経済の発展の方向であると
いうふうに考えられます。
ただ、問題は、今先生が御指摘になりましたと
いうふうに考えられます。

○土坂政府委員　運輸省側の物流政策について、余り時間もありませんのでポイントだけかいつまるでちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、仰せのとおり平成二年の十二月に運政審の答申がありました。

答申の柱は二つございまして、一つは、労働力の確保を進めていくために魅力のある職場をつ

問題になつておるわけでござりますか。そのうえで、力確保ですね。今いろいろ私も申し上げましたね、れども、なかなかこれは言うはや申し行うはかかりし、難しいところだと思ひますが、労働力確保についての施策、この辺についてちょっとお聞かねいただきたいと思ひます。

○土坂政府委員　トラックの労働条件が厳しい。具体的には、全産業平均が二千時間程度でござ

○岩屋委員 運輸業界の人手不足の問題、労働生
不足の問題、これに対処するためには、やはり人材
まで運送業というのは、トラック野郎じゃあります
せんが、ともすれば男だけの仕事、こういう印象は
があつたわけでありますけれども、これから女性
は、女性でありますとか高齢者でありますとか、

高齢者にももちろん限度があろうかと思ひます。が、こういった方々にも参考をしていただけるよう環境の整備もしくは車両の改良といいますか、そういうようなことも含めてぜひ積極的に今取り組んでいただきたいと思ひます。

最後になりましたけれども、最後は大臣に

ちょっとお伺いをしたいと思ひますが、物流問題の解決のために、中小企業のみを対象とする今回の法律案による対策だけではなくて、総合的な物流対策をしていただく必要があるうかと思います。

先ほどの御説明にもありましたように、例えば、モーダルシフトというのですか、トラックだけではなく鉄道やフェリー等を使って物流形態を変えていこうとすることも、これは進めていただいているようですが、例えば東海道本線一つとっても、一日に二百本以上の列車が走っているというような状況にもあるわけございまして、これも、インフラの整備がもつともっと進んでいかないとなかなかそう簡単には実現しないだらう、こう思ひますし、例えば環境問題の観点からは、環境庁が先般、大都市圏におけるディーゼル車の規制というようなことをやりになつてゐるわけでござりますけれども、これも実は原案の段階から比べますと、いろいろ各省庁間の調整が余りうまくいかなくて、骨抜きになつたのではないか、こう思ひます。

いかということでかなり不評を買つてゐるわけ

でござります。

よく引き合いに出されるのがデパートの過剰な包装の問題ですね。これなんかもやはり一つのラベルスタイルの転換という意味合ひを持つものだと思いますし、そういうことも含めてこの物流問題を考えていかないとなかなか一朝一夕には解決をしていかないのでないかな、こう思ひます。

日本経済の今後の発展のために、物流問題は何としても解決を図つていくことが必要だと思ひます。

そして、この物流問題に関する関係各省庁大いに連絡を緊密にしていただきて、いわゆる縦張り争いといふことにならないよう、体系的、一体的な施策をぜひ講じていただきたいと思ひます。

私は先般、国会議員といふのはなかなか家庭人としては失格者が多いわけですが、渡部大臣の御所見を最後に承りたいと思います。

○渡部国務大臣 大変貴重な御意見を岩屋先生か

ら賜りました。

御指摘のとおり、近年、商品の多品種少量化、

ライフルサイクルの短縮化が急速に進む中で、配送の多頻度化、小口化等がまことに顕著になつてきています。しかも、これに対して、運転手不足や輸送インフラの整備のおくれから物流需給が逼迫化し、物流コストが急騰し、さらに、大都市圏

が、説明書を読めば読むほど、本当にこの小さな

ところが、なかなか本体だけでは使えないと

なりますと、なかなか本体だけでは使えないと

いうことが多いのですね。私は、電化製品は特に

そんなものがふえていくと思うのですね。アクセ

サリーだけで説明書を見たら四十種類ぐらいある

のです。そして、これとこれとこれとこれをくれ

と電気屋さんに頼んでも、なかなか在庫がそろつ

ておらない、一つずつ届けてくるというようなこ

とが続きまして、結局品物がそろうままでにかなり

時間がかかった。これがもしかすると今度私が質

問しようとしている多品種、多頻度小口配送のま

さに実態なのかな、こう思ひたわけあります。

そういう生産方式、販売方式そのものについて

も、今後は大きな意味で見直していく必要がある

のではないかと私は思います。

よろしくお願いします。

○赤松委員長 赤松広隆君。

よく引き合いに出されるのがデパートの過剰な

包装の問題ですね。これなんかもやはり一つのラ

ベルスタイルの転換という意味合ひを持つものだ

と思いますし、そういうことも含めてこの物流問

題を考えていかないとなかなか一朝一夕には解

決をしていかないのでないかな、こう思ひます。

○岩屋委員 終わります。

○武藤委員長 赤松広隆君。

限られた時間ですから、関係いたしまして通産省、運輸省、中小企業庁、それぞれの皆さん方にあらかじめ質問項目についても詳しくお話を聞いておきますから、お聞きをすることだけに端的にお答えをいたしておきたいと思います。まず最初にお願いをしておきます。

まず最初は、本法案の提出の背景についてお尋ねをしたいと思います。

この法律の提案理由として「最近の物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがい」とあります。まず一つとしてお伺いをしたいのは、今日の問題点は一体何なのか。二つとして、効率化を促進しなければならない背景は何なのかについてどのように認識をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○南学政府委員 まず背景でございますが、最近

においては道路混雑やNO_x問題等が深刻化してまいりました。このように、物流問題の解決は、我が国経済社会の安定にとって先生御指摘のとおり当面する大変大きな問題であると私は考えており、今回の法案の御審議をお願いしておるわけであります。

今先生から数々の貴重な御意見を賜りましたので、これを参考にして、通産省としてはこの御審議をいただいておる法案を通していただくと同時に、物流の効率化投資の支援とか、物流、情報規格の標準化の推進、物流インフラの整備、一貫パレチーンの推進、物流コスト算定方式の開発、普及など、物流の効率化を図るための各種の施策を総合的に推進してまいらなければなりません。それには、先生御指摘のように各省庁にかかる問題でありますから、緊密な連絡をとつて、総合的にこの法律を生かして問題の解決に万全を期す覚悟でございます。

○岩屋委員 終わります。

○赤松委員長 赤松広隆君。

限られた時間ですから、関係いたしまして通産省、運輸省、中小企業庁、それぞれの皆さん方にあらかじめ質問項目についても詳しくお話を聞いておきますから、お聞きをすることだけに端的にお答えをいたしておきたいと思います。まず最初にお願いをしておきます。

まず最初は、本法案の提出の背景についてお尋ねをしたいと思います。

この法律の提案理由として「最近の物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化及びこれにより中小企業の事業活動に支障が生じている状況にかんがい」とあります。まず一つとしてお伺いをしたいのは、今日の問題点は一体何なのか。二つとして、効率化を促進しなければならない背景は何なのかについてどのように認識をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○赤松委員 それでは次にお尋ねをしますが、今

業活動そのものに大変支障を来しているのが現状であります。私どもは、この問題をこれからこの政策の重点課題の一つとして積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

○赤松委員 それでは次にお尋ねをしますが、今

御答弁があつたように、この物流問題の効率化については各方面でいろいろと議論がされておるところでありますけれども、通産省所管でも「物流効率化対策の総合的推進について」ということで

産業構造審議会で報告が出されておるところでござります。

その報告の中身についてお尋ねをしますけれど

も、その内容における効率化方策の特徴なり、具体的推進計画とどうなこともうたわれているわけありますけれども、これについて、ポイントだけでいいですけれども、簡単に答えていただきたいと思います。

○櫻元政府委員 お答え申し上げます。要点だけ

お答えしたいと思います。

この中間答申の主な成果は、今回お諮りいたし

ておりま

す。

本法でござい

ます。

物流効率化の投資への支

援、さらには物流や情報規格の標準化の推進、物

流拠点のインフラの整備、一貫ペレチゼーションの推進、そして物流コストの算定方式の開発、普及などの物流の効率化を図るための各般の施策を総合的に推進していくということが提言され、私どもこれらに沿って重点的に施策を進めまい

たい、このよう

に思つて

いる次第でござい

ます。

○赤松委員 通産省からはそういうお答えをいた

だきました。

同じく運輸省でも、運政審の中での御討

議をいただいて、答申も出ました。「物流業における労働問題への対応方策について」というよ

うことで、一つとしては物流効率化方策の内

容、労働力問題も含めてですね、関連してそ

う問題も提起をされておりますけれども、運輸省としては、では具体的にこれをどう

やつて推進をしようとしているのか、その推進計

画についてどのように考えておられるのか、お答

えいただきたいと思ひます。

○土坂政府委員 先生仰せのように、運政審の答

申で物流の効率化なり魅力ある職場づくりなりに

ついて御指摘をいただいたわけでござい

ます。

私どもとしましては、それを受けまして、運輸省全

体で貨物流通政策をどういろいろに進めていくか

といふ

う推進計画をつくって、これで全省挙げて取

り組んでいるところでござい

ます。

具体的な内容は、やはり制約条件が厳しくなる

中で物流の効率化を進めていくべきこと、あるい

も、その内容における効率化方策の特徴なり、具体的推進計画とどうなこともうたわれているわけありますけれども、これについて、ボイントだけでいいですけれども、簡単に答えていただきたいと思います。

○櫻元政府委員

お答え申し上げます。要点だけ

お答えしたいと思ひます。

この中間答申の主な成果は、今回お諮りいたし

ておりま

す。

本法でござい

ます。

物流効率化の投資への支

援、さらには物流や情報規格の標準化の推進、物

流拠点のインフラの整備、一貫ペレチゼーションの推進、そして物流コストの算定方式の開発、普及などの物流の効率化を図るための各般の施策を総合的に推進していくということが提言され、私どもこれらに沿って重点的に施策を進めまい

たい、このよう

に思つて

いる次第でござい

ます。

○赤松委員 通産省からはそういうお答えをいた

だきました。

同じく運輸省でも、運政審の中での御討

議をいただいて、答申も出ました。「物流業にお

ける労働問題への対応方策について」というよ

うことで、一つとしては物流効率化方策の内

容、労働力問題も含めてですね、関連してそ

う問題も提起をされておりますけれども、運輸省としては、では具体的にこれをどう

やつて推進をしようとしているのか、その推進計

画についてどのように考えておられるのか、お答

えいただきたいと思ひます。

○土坂政府委員 先ほどからも御答弁がありま

したが、中小企業の物流問題というの

はややもする

とされるべきこと

でござ

ります。

さておる立

法措置の必要性について、私どもと

しておる

といたしま

ても十分理解をしたといたしまして

いたしま

ても十分理解をしたといたしまして

いたしま

しておる

といたしま

しておる

地域といいますか、名古屋圏の地域へ入るとがたにとまっていくというのですね。これは貨物のダイヤが優先ということになつていいものですから、旅客中心のダイヤが組まれている。しかも、関東、関西と違って、貨物専用線なんといふのはあの地域だけがないのですから、せっかく有効な形で貨車で運んできても、東海地域を抜くたにされてしまつて、そしてあの東海地域を抜けると、また関西の方は貨物専用線があるからスマーズに西の方に走つていけるということがよく指摘をされておりますし、指摘をされるけれども、ちつともそれは変わつてこないというようなことで、そこで一つお尋ねをするわけでありますけれども、今後の特に鉄道貨物の見直しをしていく中で、この地域の貨物専用線についてやはりきちんととした形で国として取り組むべきではないのか。特に、あそこには南方貨物線という線路がありまして、高架でほとんどできてしまつて、あとはそこにレールさえ引けばいつでも走らせるということになつていてるわけですねけれども、その帰属について、今一応清算事業団にありますけれども、貨物はやりたいと言つけれども、自分のところでは買う力がない。JR東海にといえば、JR東海はそんなお荷物はしょいたくない等々のことです、前にも運輸委員会で私は質問したことありますけれども、運輸省としては何とかしなければいけない線なんだ、ぜひ前向きに考えていただきたいということを答弁すると、次の日にJR東海の社長が急いで記者会見して、いやいやうちはとてもそんなの受ける気持ちありませんというようなことを言うとか、なかなか進まない。ここはもう鉄道貨物のネットになつていてるというのがありますから、この点について、南方貨物線の活用を考えるべきであると私は考えますが、運輸省としてどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

まして凍結をされて、ほとんどでてきた姿でござりますが、清算事業団が持つておるわけでございます。

ただ、路盤の下はもう九割以上でておりますし、処分をするといいましても、処分をすればまた費用もかかります。やはり鉄道として活用できますれば一番いいわけでございますが、そのためには追加の投資も要するし運営のコストも要ります。したがって、やはりどの程度需要があるのか、あるいはそのための採算はどうなるのかといったよろくなことが慎重に考えていかなければいかぬ問題です。あるわけでございます。それも貨物だけといふことでなくして旅客も含めて、そういう需要なり採算性についての検討が必要であろうというふうに申します。

この点につきましてはいろいろ紛余曲折ございましたが、ことしの一月に運輸政策審議会の答申が「名古屋圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」ということになりましたとこでござります。それによりますと、これは地域も含めた合意でござりますが、「鉄道貨物輸送力の增强の必要性と併せ、今後の旅客輸送動向等も総合的に勘案して引き続き検討を行う。」ということになつたところでございます。運輸省としましては、いろいろ難しい問題はございますが、この答申の趣旨を踏まえまして、関係者の御意向などもよく聞きながら検討に取組んでまいりたいと思っております。

○赤松委員 最後のところだけちょっと聞こえます。いのですが、要是運政審答申を受けて運輸省とてこの南方貨物線の活用を図るべきと思っていらっしゃるのか思っていないのか、そこを聞きたいのですよ、もじょもじょで最後のところがよくわからぬといふから。活用しなくていいのか、いいならないで稼せばいいんだから、そうなのかな。あるいは活用すべきだ、いろいろな難しい問題はあるけれども、関係者を集めて活用する方向で一回検討してみたといふことなかれ、その辺を聞きたいのですよ。

○土坂政府委員 先ほど申し上げましたように、ほとんどが完成した鉄道であり、処分をすることは、いつでも費用もかかるし適当な使い道もすぐあるわけではありません。やはり活用していくことが、望ましいという考え方でございます。ただ、難しい問題がござりますので、いろいろ慎重に検討していきたいというふうに申し上げました。

○赤松委員 活用していく方向で、ということが出たので、これでよしとしていきたいと思います。

時間がありませんから、ちょっと途中はしょりまして、肝心な点だけに絞って、せっかく通産大臣お見えでござりますから、ぜひ通産大臣にお尋ねをしたいと思うのです。

今私がずっと質問をしてきましたように、今回の立法措置に伴いまして、いろいろな不十分な面がまだこれから残っていく。やはり物流の効率化策などというのはこれからも総合的に推進をしていくという姿勢が政府としても必要だらうと思うのですね。特に、先ほど言いましたように、経済企画庁は経済企画庁で、通産省は通産省で、運輸省は運輸省で、それぞれの審議会等を持ちましてそれなりの方向を出しているのですが、おおよそ一緒のような方向で、検討事項についてもいろいろ列挙をし、改善すべき点は改善すべき、求めるべき方向は求めるべき方向ということで出しておるわけであります。

そこで私が必要だと思いますのは、やはりこれから将来に向けて関係行政機関等が一つのところに集まつて、物流のあるべき姿について、方向について何らかの総合的な指針、本当は大綱でもつくるべきぐらい言いたいのですけれども、大綱といふと大きさになるかもしませんので指針でいいのですから、それぞれ関係官庁が集まつて物流に関する指針を策定すべきだ、その指針に従つて効率的な施策というものを関係省庁が連携をして遂行していくべきだというふうに思いますが、いかがでございますか。

○渡部国務大臣 先生から今御指摘をございましたように、これは御審議をいただいておる法律

大きな前進になる、私はこう思つておりますけれども、それならこの法律一本で今社会が複雑化する中で起つておる問題のすべてがこれで解決するかというとそのような生易しいものではないと思ひますが、この法律が当面する問題解決の大さな前進になることは間違ひないと思います。

また、これを御審議いただき、これを通していただきましたら、先生今お話しのようにこれはそれぞの省庁に関係する問題でありますから、この法律を十二分に生かして、さらに当面する問題を解決するための一つの方向を見定めて、関係省庁と緊密、十分な連絡をとつて実効あるものにしてまいりたいと思います。

○赤松委員 大臣の御答弁、わかるのですが、この法律を実効あるものにしていくために各省庁が相談してきちつとやつていく、それはそれでいいのです。ただ、先ほどから言つているようにこの法案だけですべて問題が解決するということにはなりませんでしよう。だから、もう一つ大きな形で物流に関する指針のようなものをつくって各省庁が協力をしてやつていく、そういう体制をつくった方がいいのではないかということが私の質問の趣旨なんです。だから、指針かどうかわからぬけれども、そんな一つの方向みたいまのを指し示すものを何かつくつてみようということであればそれでいいのですが、その点お伺いしたいのです。

○渡部国務大臣 今御答弁申し上げましたように、新しい時代の中で今日起つておる問題でありますからこれを解決するためには総合的な方向というものをお互い共通認識の中に見出していかなければならないと思ひます。そのため、各省庁で緊密な連絡をとつて今後協議してまいりたいと思います。

○赤松委員 それでは土坂総務審議官、今通産大臣から各省庁協力して総合的なものをどうよろしくお聞き方があったのですが、運輸省として、一昌として、こうした物流に関する指針のようなものにつくる考えはないかどうか。通産の考えは出ます

したから、運輸の考え方を聞いておきたいと思いま
す。

して地方運輸局長において審査をすることにした
いと思います。

で引き下げるこ^トがあつてはいけませんの
で、そういう点について関係事業法の適正な運用

会社も共存共栄していけるような、そういう体制にぜひ変えていっていただきたいというのが私ども

○土坂政府委員　運輸省としては、所管する物流政策について全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますし、それが他省庁に関係するものである場合には十分他省庁とも連携をとりながら、例えばこの法案がそうでございますが、その都度必要に応じて関係省庁と密接不可分の関係をつくりながら取り組んでまいりたいと思っております。

○赤松委員　審議官、指針のようなものをつくる必要があるのかないのかということを私は聞いていいるのです。つくる必要がないならないと答えるばいいし、それに類したものをつけたりならつくりたいと答えてもらいたいし、どっちでもいい。

○赤松委員 私どもが心配をしておりますのは、この特例によって取扱事業法による許可または登録を受けたものとみなすという者であつて、特に製造業や流通業の事業協同組合等に対し、取扱事業法施行規則第二条に定める「貨物運送取扱事業の適正な運営の確保等」の規定について周知徹底し、指導することをどのように考えておられるのか。例えはこうした新規参入した業者が、過積みの問題だとか運賃ダンピングの問題だとか、こういうようなことで業界全体の足を引っ張るということにならないよう、そういうことをどうやつて担保していくのかということをお尋ねしたいわけあります。

を図るようになります。時間の関係がありますので、もう一点これも要望に変えておきますが、効率化計画の認定に当たって、その手続の簡素化等の措置をとつていただきまして、効率化事業の実施の促進を努められたいということで、とかくお役所の書類ということでになりますといろいろ煩雑で、一字一句違うためにまた何度も足を運ばなければいけないといふようなことで、いろいろな弊害もあるわけですから、その意味でぜひ手続の簡素化に御努力をいただきたいということです。これは要望として申し上げておきたいと思います。

のものまた願いでもござります。
そんな中で、これはもう運輸委員会でも奥田運輸大臣に私どもが質問をいたしまして、当初三月二十一日までに佐川は六社の合併を認めてほしいというようなことで話があつたけれども、例えば負債総額についても、一体幾ら債務保証をしているのか。あるいは直接融資もある。その総額もはつきりつかんでない。しかも、それを支援する銀行団といつても、幹事の住友やそういうところはオーケーと言つたかもしれないけれども、その他の多くの信用金庫や中小の銀行団はまだ最後まで佐川を本格的に支援していく態勢になつているのかどうか。そん

○土坂政府委員 将来そういう指針のようなものができるべき非常に望ましいと私どもは思います。
○赤松委員 ありがとうございました。それでは次に行きます。

○土坂政府委員 貨物運送取扱事業法施行規則の今仰せになりました二条では、取扱事業は実運送の正常な運営を阻害しないようにということが定められております。したがいまして、これはだれ

で、最後に一点尋ねをしたいと思うのですが、実は、けさの新聞に「佐川急便グループ連休前後に合併認可 運輸省が見通し」という記事が出てまいりました。今し方私がずっと質問してきました

なことがほつきりしないのに認可するんですかと、
いうことでいろいろと申し上げてきまして、運輸
大臣からは、やはり軽々に今認可すべきでないと思
います、三月二十一日は無理です、その後三月

規定というのがありませけれども、これは特に事業者資格ということで非常に重要な意味を持つてますので、この点について、業界秩序を乱すとい

に限ったことではございませんが、新しく貨物運送事業の資格を取つて参入してこられる方に對しましては、その趣旨が十分に徹底することが大事であると思っておりまして、この法律に関して

たように、やはり今運輸業界で一番問題になつてゐるのは、輸送秩序をどうやって守つていくのか。人手不足や公害の問題をいろいろな問題ありますけれども、輸送体系全体を見直す中で、見直

末という語もありましたが、三月末も無理です。もうちょっと佐川もしてもらわないといふようなことで、今日なお六社の合併認可については出ていないわけであります。

となるのではないかという心配もあるのですから、一点確認をしておきたいと思います。
法案にある流通業務効率化事業の認定の際に、
取扱事業法による利用運送事業と運送取次事業の

て申し上げれば、そういったことも含めてPDR等を行なうと同時に、運輸局の審査の段階でもそういうことについて十分指導をしたいというふうに思っております。

しはする、しかし今乱れてるこの業界秩序というのを何とかまともな秩序ある方向に向けていきたいというのが、すべてのトラック運送事業者の願いであります。

私どもとしては、やはり今回の今申し上げたところは、うな関係金融機関との同意、協力、これらのこととがきかっととれていない。あるいは負債総額、融資総額等についてもまだまだはつきりしないし、

事業者資格等について審査する体制はどのようにしていくのか、どのように体制確立をするのかについて尋ねます。

○赤松委員 私どもが心配をいたしておりますのは、例えば今度のこのみなし業者の場合は、卸とトラック業者とか、トラック業者はかりでつくるときもありますし、販売をする人、業者とトラック

そんな中で、例えば佐川あたりについては夜中に荷物をとりに来る。そうすると、佐川は夜中の十二時に荷物をとりに来るのに、何でおまえのところはとりに来ないんだとかいうような

しかもその中には「いては、こゝは焦げ(き)にならぬ」というような区分けも本当にできているのかどうかはつきりしないこんな段階で、しかも、暴力団による、金銭的(きんせんてき)な往来(りわう)が、一つの二

運送取扱事業法によりますところの参考入許可などとみなすという措置をとつておりますのは、貨物輸送取扱事業法と同様の観点から、効率化計画の認定に際して必要な事項を審査するということになります。

ク業者とかいうような形で協同組合をつくったりするのですから、実際にはその貨物運送取扱業者の特例を受ける者が、実運送事業者、といふのは現にあるトラック業者、実運送事業者に対する

ことで、これは一例ですけれども、またまた少し
ばいいろいろなことがあります。非常に業界内外秩
序を乱してきたのが、残念ながら東京佐川に限ら
ず全国の佐川急便の実態であった。その意味で、

新法も今施行されましたがけれども、一昔のころと
う人たちとのつながりもいろいろと指摘をされて
おる企業、果たして今回の事件でその辺との関係
はばさつときれいになつたのかどうか、それさう
いふつくりいふと云ふと、今日見聞會は大上り合併

よるものでございます。したがいまして、効率化計画の認定に当たりましては、法律に定められておりますところのいわゆる計画の適切性なり事業の遂行能力、欠格条項、こういったことにつきま

て不当な賃貸料金の引き下げを要求することのないよう」ということで、実際にはそういうことが起こり得るんじゃないかな。荷物はそこから出るわけですから、これぐらいでやれというようなことがあります。

今回いろいろな問題が佐川に出てきましたけれども、これを機会にやはり佐川急便にももうちょっとしっかりと会社の姿勢をしていただけで、そしてトラック業界、運輸業界全体が秩序ある形での

もねつきりしない中で、今回運輸省が大名の合併を認めしていくようなことになれば、これは十
分大きな問題だと私は思うわけであります。
これはあえて言うつもりじゃなかつたのです。

が、例えば運輸省の役人の皆さん方が異動するたびにせんべつを佐川からもらって、そんなことも常識の範囲内という答弁が運輸大臣からありますけれども、こんなことが問題解決しない前に合併認可をするなんていうようなことになれば、やはり佐川から金をもらっているから運輸省の役人は弱いのかというふうに言われかねないと私は思ひます。その点について一体どういうふうに考へておられるのか、だれがこんなことを記者会見して言つたのか、ということをはっきりこの委員会の場で明らかにしていただきたいと思います。

○水田政府委員 お答えいたします。

佐川急便グループの合併の申請につきましては、昨年の十一月二十五日に出てきておりまして、現在審査をいたしてあるわけですが、ハート面の問題がひとつありますが、そのほかに、新会社の財務面の基礎はどうなっているか、あるいは会社の事業遂行のための運行管理等の体制がどうなっているか、こういうソフト面の審査を行つておるわけでございます。こういう問題につきましては、私どもは十分整理をして審査をして、結論が出れば案件を処理すべき問題であるふうに考へておるわけでございます。

現在、佐川急便から出していた資料の提出あるいは関係者からの説明が一応終わつてお

りまして、現在運輸省内での検討というものもあ

る程度進んできて、詰まつてきてあるところでござります。そういうことは事実でございますが、案件の処理をいつ行うか、現在具体的には詰まつてないわけでございます。新聞記事のよう

に、具体的に月内とかあるいは連休前後とかいうふうな話については、具体的には私どもは決まつておらないということでございます。

○赤松委員 それじゃ、具体的にお尋ねをします

が、あと五分しかありませんから端的に答えて

らいいたいと思うのですが、じゃ、佐川の職場の実態、例えば長時間労働、労働基準法を超える勤務の状況等、これは今改善されたんですか。現状、

どう認識しているか、これが一つ。それから、稲川会を始めとするやくざとの関係はきつちりきれいになつたんですか、これが二つ目。三つ目、負債総額の金額は一体総額で幾らと把握したのか、直接融資も含めて、これが三つ目。四つ目として、銀行團すべてから協力の要請をきちっと確認をしておるかどうか、この四点について答えてください。

○水田政府委員 お答えいたします。

財務の問題あるいは安全の関係、特に労務面の問題、さらには金融機関の支援の問題、こういうことにつきまして、整理して認可するという考え方

方でございます。やくざといいますか、暴力団との関係は本來的にはこの審査の事項ではございませんが、私どもは審査に際しまして、会社の方に指導をいたしておるところでございます。

○赤松委員 今暴力団との関係について、審査の

項目じゃないけれども会社にいろいろ言いますと、せんが、私どもは審査によつてはそのまま、暴力団との関係が断ち切れないまま六社の合併審査を行つておるわけでございます。こういう問題につきましては、私どもは十分整理をして審査を行つておるわけでございます。

○安田(範)委員 ただいま同僚の赤松議員から大分厳しい諸般の質問があつたわけであります。そのほかに幾つか重複する部分もありましたものですから、できるだけ重複を避けて質問を申し上げたいと思うのであります。

法案の審議に先立ちまして通産大臣にお伺いを

したいと思うのであります。今回の中小企業流

通業務効率化促進法案の提案につきましては、こ

れは何遍か読ませていただきましたが、どう

うもよつと視点が欠落している部分があるので

はないかな、こういうふうな率直な印象を受けた

わけであります。

と申しますのは、今まで通産行政といふこと

になりますと、それぞれ産業の振興あるいは事

業の活性化あるいは業界の育成強化だとたくさ

な改革を図るというふうなお話を聞いておるわけ

でございます。そういうふうなことを現在報告を

させております。そういうふうな内容につきまし

て、報告の内容を我々なりによくチェックしてみ

たいと思っております。

○赤松委員 じゃあと一分ですので、最後に一言

委員会でありますのでこれ以上佐川問題はやりませんが、万が一にも、私が今挙げたような主な四項目のこれらの問題がきちっとしないのに、きっと何にも変わつてないのに運輸省が独自の判断で、みずから判断で合併認可を認める、進めようのようなことであれば、これはもう社会党としてもその責任を追及せざるを得ない。その中身についても公の場で、皆さんとの佐川との関係も含めて明らかにしてもらわざるを得ないというふうに思つますので、その辺を覚悟して認可に当たつての結論を出してもらうように、そのことだけ申し添えて質問を終わります。

○武蔵委員長 安田範君

○安田(範)委員 ただいま同僚の赤松議員から大分厳しい諸般の質問があつたわけであります。そのほかに幾つか重複する部分もありましたものですから、できるだけ重複を避けて質問を申し上げたいと思うのであります。

法案の審議に先立ちまして通産大臣にお伺いをしたいと思うのであります。今回の中小企業流通業務効率化促進法案の提案につきましては、この

流れを認めて、そして実質的に佐川のそういう関係を維持させる、場合によつてはもっと深まるかもわ

かりませんから、それを国が、運輸省が応援をす

るということになるんですが、それでもいいんで

すか。はつきり答えなさい。

○水田政府委員 私どもは、暴力団とのつながり

があつたというふうなことを含めます社会から指

定であります。そういうふうな問題につきまして、問題であ

る、遺憾であるというふうな問題につきまして、問題であ

りたいということで、新聞にも出ております

が、会社側としては体質改善につきまして抜本的

な改革を図るというふうなお話を聞いておるわけ

でございます。そういうふうなことを現在報告を

させております。そういうふうな内容につきまし

て、報告の内容を我々なりによくチェックしてみ

たいと思っております。

○赤松委員 じゃあと一分ですので、最後に一言

委員会でありますのでこれ以上佐川問題はやりませんが、万が一にも、私が今挙げたような主な四項目のこれらの問題がきちっとしないのに、きっと何にも変わつてないのに運輸省が独自の判断で、みずから判断で合併認可を認める、進めようのようなことであれば、これはもう社会党としてもその責任を追及せざるを得ない。その中身についても公の場で、皆さんとの佐川との関係も含めて明らかにしてもらわざるを得ないというふうに思つますので、その辺を覚悟して認可に当たつての結論を出してもらうように、そのことだけ申し添えて質問を終わります。

○武蔵委員長 安田範君

○安田(範)委員 ただいま同僚の赤松議員から大

分厳しい諸般の質問があつたわけであります。そのほかに幾つか重複する部分もありましたもの

ですから、できるだけ重複を避けて質問を申し上

げたいと思うのであります。

法案の審議に先立ちまして通産大臣にお伺いを

したいと思うのであります。今回の中小企業流

通業務効率化促進法案の提案につきましては、こ

れは何遍か読ませていただきましたが、どう

うもよつと視点が欠落している部分があるので

はないかな、こういうふうな率直な印象を受けた

わけであります。

と申しますのは、今まで通産行政といふこと

になりますと、それぞれ産業の振興あるいは事

業の活性化あるいは業界の育成強化だとたくさ

な改革を図るというふうなお話を聞いておるわけ

でございます。そういうふうなことを現在報告を

させております。そういうふうな内容につきまし

て、報告の内容を我々なりによくチェックしてみ

たいと思っております。

○赤松委員 じゃあと一分ですので、最後に一言

委員会でありますのでこれ以上佐川問題はやりま

せんが、万が一にも、私が今挙げたような主な四

項目のこれらの問題がきちっとしないのに、き

つと何にも変わつてないのに運輸省が独自の判

断で、みずから判断で合併認可を認める、進め

うう看見る必要があるんじゃないのかな、かよ

うに思うわけです。というのは、流通というもの

は一体何だろうか、このことでじっくりと本当は

者もトラック業者でござりますとかあるいは製造業者でございますとか、物流の問題は複数のいろいろな異業種が密接に絡み合うものですから、そういった感じになつて出てきております。

例えば、具体的に申し上げてみますと、卸売業者にとりましては、取り扱い商品の保管や出荷納品等を共同することによりましてこれらに要する経費の低減を図ることができますし、また納品先事業者からの物流に関するさまざまな要求に対応してより的確にこたえることが可能になつてしまつると思ひます。

業者の物流にかかる業務処理能力が向上することによりまして、例えば店頭における検品を省略できまして、朝から晩まで車が店の前にとまるというようなこともなくなってまいりますし、あるいは商品への値札づけ、ラベル張りといった作業を卸売業者に依頼することができますと物流サービスの向上のメリットを受けることができるようになってまいります。

また、トラック業者にとりましては、他の中小トラック業者と共同で空きトラックを融通いたしましたり借りたり荷をあつせんし合つたりといふことでよりまして、トラックの積載率、実車率を改善し、輸送効率を高めることができることが可能になつてしまい

あるいはまた、荷主業者にとりましては、トラック業者の輸送能力が強化されることで、輸送を拒否されるといった事態は解消され、トラック業者に対しましてみずからの一々により適合した配達を依頼できるようになる。

こういったそれぞれ物流に絡みます複数の当事者たちがそれぞれのメリットを得るべくなっています。いると思う次第でございます。

○安田(範)委員 何か最後のところは明らかでありますんでしたけれども、まあまあにして聞いておきましょう。

いうことが期待されるわけでありますけれども、その期待された結果、例えば五十カ所がそれぞれ共同化できたというような状況になつた場合に、これは先ほどもちょっと話が出たようであります。やはりそれなりのきちんとした見返りと申しますか、結果と申しますか、そういうものが出てくるはずだと思うのですね。

通産省、中小企業庁でしようか。こういうものを持つてどういう効果をということになりますれば、当然のこととして、特に先ほど来申し上げておりますように、例えば一つはコストの上昇でたまらない、これを何とか解決していきたいといふ一つの大きな眼目があるわけですな。コストの低下というものが実現できるのかどうか。あるいはもう一つは、人手不足がこれによって解消できるのかどうか。さらには、環境を十分に保全をされる、こういうような方向というものはしっかりと確保できるのかどうか。たくさんの方の関連する問題があると思うのですね。

こういうものについても、賢明な通産省でありますから、それぞれの角度から十分な検討をされているんだろうというふうに思うのですが、今日段階ではこれらの方題についていかが分析をしておられますか。

春田政府委員　たゞいま全国で零細の中小企業者の方だけでもやっておられますものもなかなかうまくいっておるものもできてござりますし、あるいはまた今申しましたように異業種のものが寄り集まつて非常に多数の配達を効率よくやり始めているものもございますという形で、先進的な事例が幾つか日本の中でも既に出てきております。それは、非常に大変なる長年にわたる努力の積み上げで、そういうふうに動いてきておるわけでございまして、今まであつたり、それからコストもある程度確定する御説明したりしてまいったわけございますのが、例えば東北地方の地方都市の総合配送センターの例を見ますと、積載率が三割から八割ぐらゐまであつたり、それからコストもある程度確定す。

に削減してきておると、いう結果が出ておりて、また先生御指摘の労働環境でございますが、環境の問題は、直接この中小企業の振興を目指しました法律の目的ではございませんけれども、結果としまして、先ほど申しましたように例トラックの台数がかなり減るとか、そういうふうによりまして、あるいはまた職場環境が改善していくという形で、結果としていい効果を持ちくるというふうに確信しておる次第でござります。

題だとか福祉の関係、こういうものについての取り扱いではありますけれども、こういう御答弁をいたしましたけれども、やはりそれは目的ではありませんけれども、やはりそれは目的ではあります。たゞ結果としてということだけではなくて、もうちょっと訂正してほしいという感覚というものはもうちょっとと感じます。だから、冒頭に私は質問したわけですが、そういう考え方ではなくして、もうちょっとやはりその部門にいる従事者、これについての配慮というふうな立場から重く見る、尊重する、こういう立場が問題については対処をしていただきたいと申します。

施設なんかも併設をする。こういうのがなかなか出来ないでありますと、なかなか運営が出来ないであります。このくらいの行政指導というのがなきやいけない。同時にまた、労働時間のましても、やはり一つのガイドラインをきっちりつくって、それで強く指導してまいる。こゝで認識というものは極めて重要であろう、かゝることだつて私どもも認識いたしております。

したがつて、これは南学長官、ひとつ決まりを述べてください。

○南学政府委員 中小企業が流通業務の効率化図るために共同配送センターを設置すると、労働条件に配慮していくことは極めて重要なことだと私も認識いたしております。

され
まし
とか
的と
も、
を進め、あるいは休憩室などの福利厚生施設を設
けるということは、職場環境の改善・作業効率の改善、
向上といった効果も期待できるわけでありまして、
経営者にとってもメリットがあり、労働者に
とってもメリットがあると私どもは認識をいたし
ております。
したがって、私ども実際にこの流通業務効率化
こと
えば

の問題は目次であります。いままでの例を見ますと、多くの場合に休憩室など福利厚生施設の整備が行われているのが実情であります。なお、これまで設置された共同配送センター等の例を見ますと、多くの場合に休憩室など福利厚生施設の整備が行われているのが実情であります。

○安田(範)委員 さっきの話に戻りますけれども、大体全国で五十カ所ぐらいという話がたびたび出てまいっておりますけれども、目安として五十カ所がいいのかどうか。五十カ所で甘んじようという気持ちはないんだろうと思うのですが、相なるべくは、数多くの共同化というものが進捗できればよろしいんだろう、かようと思うのです。

そこで、この法律ができたところで、言うならば施行されたという段階になりまして、私は実効性の面で非常に難しさがあるんじゃないかと思うのですよ。と申しますのは、今日までの物流関係に携わっている事業者、これは相当部分荷主と直結をしている業者というものが多いわけですね。会社から契約をしてその契約に基づいて運送業務や何かに携わっているこういう部分の業者というのは非常に多いのであらうと思うわけです。そういうことから考えますと、今までのそういう契約関係とは別に、今度は共同の事業体にして改めてこの仕事をやる、こういう形に変化をしてしますことだと思うのですね。あるいは継続性があるかどうかは別にしましても、事業体としては別の形にならざるを得ないわけですね。その際に荷主の方でどういうふうな対応ができるんだらうか。言うならば、隸属型と言つていいのかどうかよくわかりませんけれども、従来の直結型で

な、製造業と直結をした流通業務の事業者、こういうものと今度は断ち切った形になるという場合に、製造業者からすれば、従来の方がいいよ、そんな面倒くさいことをやらないで従来どおりやってほしいというような強い要請があつた場合、これは経済地位の上位のものがといいますか、そういうような関係からするとなかなか共同化に踏み込んでいけないんじゃないのか、こういう心配を非常に強く持つわけなんです。

おいても重要なことを強く打ち出していくわけございます。

いきたいあるいは事業も拡大をしていかないのかな。当然の成り行きになつてくるんじやないのかな。その場合に協同組合にせつから結集したものが大変な圧迫を受けるというような事態になりやしないか。その場合に自分の持ち分を守り切れるのかどうか。うかといふ問題が出てくるのだと思うのですね。もし守り切れなくて、せつからできた共同化が運営不能といふような事態になりますと、いろいろ法律的に、例えば税制の面であるとかあるいは金融の面でも特別の対策を立てたにもかかわらずそれが無に帰すということもあり得るわけですから、そういう面で大型の物流業者と今日考えておられる中小の物流業者の接点といいますか、そういうものはどういうふうに考えておられるか。あるいは大変圧迫をされるようなそういう状態といふものは心配しなくて済むのかどうか。これについてはまづきりしていただきたい。相なるべくは、何らかの規制までいくのかどうかわかりませんけれども、法的な措置というものはどれかど

今日の市場原理の中で考へた場合には、きょう審議をしておりますこの流通法案・物流法案の枠外のいわば大型の物流業者、これによつてシェアを圧迫されるようなことはないのかということ。わかりますか。今日の市場原理の中で大型はどんどんどんどん自分の持ち分を、活動分野をさらに拡大をしていきたい、そういうものとの競合といふものはいかがなものだらうか、あるんだらうか、こういう話なんですよ。その競合によつて、今日の状況ですとやっぱり資本の大きいものに必然的に負けちやう。その場合に一体どうするんですか。したがつて、そのときにはどういうふうな手立てでこの今日の共同化を守ついくんだらうか、こういう問題意識なんですよ。わかりますか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、共同配達センター等を事業協同組合がつくつて営業を行つていく場合に他の大型の企業からの事業の圧迫というのにはあり得るとは我々思つております。しかし、むしろ今回の我々の目的は、中小企業者がそうした組合組織をもとにして共同化をやることにしていく場合に他の大型の企業からの事業の圧迫といふのはあり得るとは我々思つております。しかしながら、このように効率的な形態にしていきたい、このように

○春田政府委員 先生御指摘いただいたとおりでございまして、我が国の物流につきましては、先ほど来、製造、販売等に付随する行為とみなされてきたことなどもありまして、ということを申し上げてきましたのでございます。また、今おっしゃられましたように、取引関係が、生産ラインの中に中小企業者が組み込まれております。そして、そこのところで、中小企業者が共同して合理化、効率化しようというふうな試みもまた十分になされづらい状況もあるというようなこともまた分析されておるわけでござります。

では、せっかくこの法律が施行されたということになりましたが、どれほど効果的に実効が上がったかが問題になります。どういった面があるのかというと、確かに効果的ではあるが、なかなか実現されなかった面があるのではないか。こういった心配を、私は率直にいたしました。そこで、いろいろ審議をして、議論をしておりましたから、いろいろ審議をして、議論をして法律が施行されるということになれば、やはりそれに対する期待というものは私ども強いわけでありますから、後になって、さっぱり共同化ができるかかったよなんということのないよう、ひとつは申し上げておきたいと思うのであります。

もう一つ心配なのは、大型の物流業者、今回は中小物流業者を対象としての法律ですね。大型の物流業者が、今度できる、例えば協同組合の物流分野にまでどんどんシェアを拡大してこないかな、こういう懸念を実は持つわけであります。これは今日の経済の原理といいますか、市場原理によるものであります。さらにまた競争の経済でもあるわけですな。そういう面を考えますると、大企業がより広く事業分野を確保して

うか。ただ独禁法やなんかの関係もありますから、そういう意味では非常に難しい話かなとも思いますが、それらについての説明をおひつじついただきたい、かように思います。

○春田政府委員 この法案はあくまでも中小企業者が共同でということを支援する法律でございまして、大企業は、このような中小企業者の対応能力の向上あるいは流通業務の効率化の便益を結びとして享受することはありますても、みずからが直接支援対象となることはできないわけでござります。（安田（範）委員「いや、そんなこと聞いてないよ、何答えてるんだ」と呼ぶ）はい。中小企業流通業務効率化促進法でございまして、中小企業が支援の対象となっておるということをごさいます。

○安田（範）委員 聞いているのはそうじゃなくして、今この法律で中小企業の流通関係を支援しようとということで、例えば税制や金融とかその他の関係、運輸省の関係についてもいろいろと施策を施そう、こういう話なんでしょう。その場合に、

し、むしろ今回の我々の目的は、中小企業者がそうした組合組織をもとにして共同化をやることによって大企業の圧迫にも負けないようなそぞろ体質の効率的な形態にしていきたい、このように考えておるわけでありまして、それゆえにいろいろな支援措置も用意しているわけであります。
○安田(範)委員長官、言うならば団結して頑張らうみたいな話なんで、まあ気持ちはわかると思うんですよ。ただ期待に反するということもあり得るわけです。今日の市場原理やなんかの関係からするとなかなか思惑どおりに進まない、こういう事態も考えられるものですから、そういう面についてよほど行政官庁としては綿密な対策というものを樹立をしないと、思惑外れということに陥る可能性もありますよという指摘をしているわけなので、その辺、大臣おわかりかなと思うのですが、ひとつ十分理解をいただきたい。うなずいておるので返事はいただきません。理解をしてもらつた、こういうふうに私は考えます。

もう時間がなくなりましたので、運輸省せつか

いきたいあるいは事業も拡大をしていきたい、当然の成り行きになつてくるんじゃないのかな。その場合に協同組合にせつからく結集したものが大変な圧迫を受けるというような事態になりやしないのか。その場合に自分の持ち分を守り切れるのかどうかという問題が出てくるのだと思うのですね。もし守り切れなくて、せつからくできた共同化が運営不能といつようよな事態になりますと、いろいろ法律的に、例えば税制の面であるとかあるいは金融の面でも特別の対策を立てたにもかかわらずそれが無に帰すということもあり得るわけですか。それら、そういう面で大型の物流業者と今日考えておられる中小の物流業者の接点といいますか、そういうものはどういうふうに考えておられるか。あるいは大変圧迫をされるようなそういう状態といふものは心配しなくて済むのかどうか。これにつきましてはつきりしていただきたい。相なるべくは、何らかの規制までいくのかどうかわかりませんけれども、法的な措置というものははとれぬかどうか。ただ独禁法やなんかの関係もありますから、そういう意味では非常に難しい話かなとも思いますけれども、それらについての説明をおひとついただきたい、かよう思います。

○春田 政府委員 この法案はあくまでも中小企業者が共同でということを支援する法律でございまして、大企業は、このような中小企業者の対応能力の向上あるいは流通業務の効率化の便益を結果として享受することはありますても、みずからが直接支援対象となることはできないわけでござります。(安田(範)委員「いや、そんなこと聞いてないよ、何答えてるんだ」と呼ぶ)はい。中小企業流通業務効率化促進法でございまして、中小企業が支援の対象となっておることでござります。

○安田(範)委員 聞いているのはそうじやなく、今この法律で中小企業の流通関係を支援していくということで、例えば税制や金融とかその他の関係、運輸省の関係についてもいろいろと施策を実施そう、こういう話なんでしょう。その場合に、

今日の市場原理の中で考へた場合には、きょう審議をしておりますこの流通法案・物流法案の枠外のいわば大型の物流業者、これによつてシェアを圧迫されるようなことはないのかということ。わかりますか。今日の市場原理の中で大型はどんどんどんどん自分の持ち分を、活動分野をさらに拡大をしていきたい、そういうものとの競合といふものはいかがなものだらうか、あるんだらうか、こういふ話なんですよ。その競合によつて、今日の状況ですとやっぱり資本の大きいものに必然的に負けちゃう。その場合に一体どうするんですか。したがつて、そのときにはどういうふうな手立てでこの今日の共同化を守つていくんだらうか、こういう問題意識なんですよ。わかりますか。

く来ておられますのですから、一言お尋ねしておきますが、先ほどの質問を聞いておりましたら、何かひどく歎切れが悪い。率直に言うと、相当決意を込めた通産省の、あるいは共管であるはずのこの法律というものが、先ほどの説明ですと、言うならば今日までの運輸秩序といいますか、こういうものを乱してはいけないとかなんとか、いろいろ説明しておりますけれども、もうちょっと積極的にこの法律に対して運輸省も支援をする、こういう態度というものは出せないものかな、かように思うのです。というのは、昨年の暮れころでしたか、大分運輸省と通産省がぎくしゃくしていますよなんという話も仄聞をいたしておりました。お互いの役所の縄張り根性というのをもう持つべき時期ではないのではないか、こういうふうに率直に思うのです。したがって、手続の二重排除の問題についてはわかりますけれども、それ以外の問題等についても、物流ですから得る限り法の趣旨を十分に生かすような態度というものを必要とするであろう。このことについての決意を述べていただきたいと思うのです。

○土坂政府委員 物流の効率化に取り組むに際しまして、物流事業者だけでなく、いわゆる荷主側と一緒に取り組んでいかなければいけない、そういう時代だと思います。したがいまして、運輸省としましても、通産省と十分連携をとつてやっていかなければいけない、そういうつもりでこの法律につきましても十分相談をしてまいりました。長い間議論をいたしましたので、それは意見の違うところもございましたけれども、基本的にこういうことについて力を合わせて一緒にやつていいという意識、あるいは相互の信頼関係、こうしてまいりたいと思います。

○安田(範)委員 決意はしっかりと受けとめさせただきたいと存じます。

それではもう時間がありませんから、最後になりましたが、先ほどの質問を聞いておりましたら、何かひどく歎切れが悪い。率直に言うと、相当決意を込めた通産省の、あるいは共管であるはずのこの法律というものが、先ほどの説明ですと、言うならば今日までの運輸秩序といいますか、こういうものを乱してはいけないとかなんとか、いろいろ説明しておりますけれども、もうちょっと積極的にこの法律に対して運輸省も支援をする、こういう態度といふのは出せないものかな、かように思うのです。というのは、昨年の暮れころでしたか、大分運輸省と通産省がぎくしゃくしていますよなんという話も仄聞をいたしておりました。お互いの役所の縄張り根性といふのをもう持つべき時期ではないのではないか、こういうふうに率直に思うのです。したがって、手續の二重排除の問題についてはわかりますけれども、それ以外の問題等についても、物流ですから得る限り法の趣旨を十分に生かすような態度といふのを必要とするであろう。このことについての決意を述べていただきたいと思うのです。

○土坂政府委員 物流の効率化に取り組むに際しまして、物流事業者だけでなく、いわゆる荷主側と一緒に取り組んでいかなければいけない、そういう時代だと思います。したがいまして、運輸省としましても、通産省と十分連携をとつてやっていかなければいけない、そういうつもりでこの法律につきましても十分相談をしてまいりました。長い間議論をいたしましたので、それは意見の違うところもございましたけれども、基本的にこういうことについて力を合わせて一緒にやつていいと思います。今後ともこういう考え方方に立ちまして、全力を挙げて、この法律の趣旨の全うに尽くしてまいりたいと思います。

ると思うのですが、今回の法案によりますと、相當思い切った施策をということで決断をしておられると思うのですね。中小企業の共同による物流効率化の取り組み自体に着目して手厚く支援する施策はこれまでなかつたため、新たな立法措置による抜本的な支援策を講ずることが重要であるというようなことで、そういう発想からやられている。その場合に、中小企業が今日の日本の経済を支えているという状況の中で、たくさんの中小企業、それぞれの分野における支援策というものが実行されてまいつた。今日まで残念ながら物流分野については大変おくれを来していた。ただ、変遷がありますからやむを得ないかもわかりませんけれども、今日の段階で際立つて物流の問題を取り上げざるを得ないという状況になつたことについては理解を示すわけですが、今回のことの税制の問題とかあるいは金融の問題とかその他関係の措置、そういうものと、他の、従来の中企業分野において支援されたそれぞれの政策との整合性というものは一体いかがなものかな、こういうふうに考えるわけなんです。これはそれぞれの業界の十分な合意といいますか、そういう理解がなされてまいる、あるいは既になされた、こういうことで考えてよろしいのかどうか。今後の問題としても、この整合性の問題については、いろいろな場合、いろいろな法律ができるわけですから、そういう面では整合性というのは非常に大切だと思いまして、この辺についての考え方をちょっとと明らかにしておいていただきたいと思うのであります。

○安田(範)委員 時間が参りましたのでこの程度にいたしますけれども、通産大臣も中小企業庁の南学長官も押しなべてそうであります。冒頭に申し上げましたように、物流には人間の力というものが欠くことのできない問題であるし、同時に、今日の社会全体が人間優先、まずは人間だ、こういう気持ちを法律の基本に置いていただきたい。さらに、今後立法措置をするに当たってもその考え方というのは底流にいつも据えておく必要があります。あらうということを御理解いただきたいと思うのであります。

以上申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○武藤委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後零時四十一分開議

○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安田修三君。

○安田(修)委員 和田(貞)委員長代理着席

小委員会の中間報告、「物流効率化対策の総合的推進について」という文書を先ほどからもいろいろ引用されておりますが、この中の「我が国物流の現状と問題点」の中で、一つは物流量の急増、二つ目に物流の質的变化、三つ目に物流供給面の変化、四是物流の需給不均衡、五は物流コストの上昇、六、外部不経済・エネルギー消費の状況

等、六点にわたって実は分析しております。大体これを見たり、あるいは昨年三月の通産の研究会報告等見ますと、大体皆さんの、政府側の答弁がみんな出てきてしまっているということになるのであります。これでは本委員会、審議しても余りおもしろくございません。それから先、どのように立法措置や行政措置、指導等含めて行われるかということを本法案の審議の中で言ってもらわないと、これは何にもならないわけであります。そういう点で、我が国の物流量というの、今まで各研究機関とも大体三期に分けて見ておりますけれども、今回の場合は、経済成長を上回る勢いで急増している要因は、消費者ニーズの多様化等を背景とした商品の多品種少量化あるいはまた発注態様の多頻度化、一商品当たりロットの小口化、リードタイムの短縮化等が進行しているからだと言われていることは、午前中の審議の中にあらわれれているところでございます。したがって、従前ののような流通業務の効率化だけでは解決できない社会性、公共性など多方面にわたる施策が必要であります。午前中の答弁を聞いておりましても、トータルな社会的システムの一環として物流を評価していくことが言われておりますけれども、その中身は、効率化の側面だけのように見受けられるわけであります。

そういう点で、政府として総合的に進める具体的な施策というものを示してもらいたい。総合的という言葉は幾つも出ておりますけれども、それでは一体何と何とどうやるのかということを、やはりポイントを示してもらわないところは意味がございません。そういう点で、そのことをまず大臣にお聞きしたいと思います。

○麻生政府委員 近年の物流問題、この根底には、今御指摘がございましたように、一番先に消費者の所得が上がりまして、それに伴って需要が非常に多様化し、またそれに応じた形で多品種少量化が進んでおるということによる物流量の増大ということがござります。このような実態に対しまして、今御指摘がございましたように、産構

大きなものをつくりうるということになると建設省、また農地廃農で農林省と、これはそれぞれの各役所に関係してまいります。それぞれの役所の皆さん方、大変仕事熱心でありますから、これがまた一面とり方によつては繩張りに固執するといふふうにも受け取られるわけありますけれども、しかし今回のこの問題は、関係する各省庁の積極的な協力なしには、これは通産省だけの力ではできるものではございません。

私どもがこの法案をお願いをしたというものは、新しい時代のニーズの中で、交通渋滞また輸送の小口化あるいは環境の問題、労働力不足の問題、またそのために物流コストが高くなれば内外価格差の問題が指摘される。もちろんの今日抱えている問題の中で、私どもの社会に対する責任から今回の方案を取りまとめて御審議をお願いしておりますが、そのため物流コストが高くなれば内外価格差の問題が指摘される。もちろんの今日抱えている問題の中で、私どもの社会に対する責任から今回の方案を取りまとめて御審議をお願いしておるわけでありますから、この法案を成立させていただきましたならば、私どもが中心になって、関係省庁に呼びかけて密接な連絡をとつて、一つの方向を見定めてその方向に向かって、各省庁緊密な連絡と協力の中につきこの法律が実効あるものに、現在抱えておる問題を解決するための大きな前進になるよう努めまいりたいと思います。

○安田(修)委員 今回の法案は物流問題の中のほんの部分的な立法措置です。ですから、私が言つておるのは、日本の将来の物流問題全体を考えたときに、大臣も今さばさばといろいろなことを言いたくいじょうし、今おっしゃつたように、通産がひとつ音頭をとつて積極的に各省庁が話し合っていくということでございますので、それがぜひとも物流問題全体をまとめていくよな、その中で、別に通産がおれのところの繩張りだと言う必要はないのでございまして、ぜひひとつこれがまとまるような行き方をしてもらいたいと思います。

そこで、運輸省の方にお尋ねいたします。ソーダルシフト構想と、その効果、行政効果としてほどの程度上がるものか。なぜ聞くかといいますと、皆さんの方のいろい

ろな発表されたものを聞きますと、例えば小口配送を共同化した場合に三〇%の効率が八〇%になります。ですが、これはなかなか予測しがたいであります。ですから、これはなかなか予測しがたいであります。でも、鐵道輸送あるいは内航、それらがどのような形にいくと物流はどうなるかということ、簡単に結構でございます。

○土坂政府委員 モーダルシフトと申しますのは、いわゆる幹線の部分でトラックよりも効率のいい大量輸送機関を使っていくことなどで、

具体的には鉄道なり海運を想定しているわけでございますが、トラックの場合は積載量が、多い場合に約十トンでございます。しかしながら、鉄道になりますと、これは五トンのコンテナを一貨車

になりますが、それから船は、これは大きさいろりこざいますが、大きいものになりますと、二千トン、三千トンということでございます。したがいまして、端的に言いまして、鉄道はトラックの五十倍、船の場合は大きさにもりますけれども、それだけ効率が上がつておるということでございま

る、三百倍というような格好になるわけでございまして、それだけより効率の上がつた姿で物流量を、逆に言えば、同じ物流量を確保するときにそ

れぞれ物流対策が変わつてくるわけですね、十年サイクルなり二十年サイクルで、そういう方向に動く傾向もあるのじゃないか、したがつて、鐵道輸送あるいは内航、それらがどのよう

な形にいくと物流はどうなるかということ、簡単で結構でございます。

○安田(修)委員 そこで、多品種少量輸送に対処して、その陸路を解決するための方法としまして、荷主と物流業者との協力ということがあります。

○麻生政府委員 物流問題は確かに時代によって随分変わってまいつております。例えば、昭和三十年代から四十年代の後半にかけましては、これ

は日本が高度成長期でございました。この成長に伴いまして物流量はずつと増大したわけでございま

すが、ただその場合、GDPに対する物流量の弹性係数、これは〇・九五でございまして、大体経済成長に見合つて物流量があつたということでございま

す。これは産業構造が随分この期間は変わつてお

りまして、それまでのいわゆる重厚長大型から知識集約型へ変わつていったというふうなことでございま

す。このため、物流量は大体年率五%ぐらいしかふえておりませんで、GDPに対する弹性係数も〇

・一四というようなことでございました。また、六十年代に入りますと、これは再び物流量が急増するわけでございまして、大体年率七・六%、彈性値にいたしましても一・三というようなこと

で、成長率でも非常に高い伸びになつております。これはこの時期におきまして、今御指摘がございましたように多品種少量化ということで、またそれに対応しまして輸送頻度も非常に多頻度化

したということがあります。

したがいまして、今後私どもが考えますこの物流対策といいます場合には、このような市場において歯どめがかかつてくる、今度はそれとは反対の方向に動く傾向もあるのじゃないか、したがつて物流は集約化したり、あるいはまた分散化したり、こういうことを繰り返すのではないいかという見方もあります。こうしたサイクル性があるとすれば物流対策もおのずと適切に対処する方策が変わつてくるわけであります。この点どのように見ておられるのか。これによつて、例えば物流センターのつくり方でも、あるいは道路網整備、いろいろなことで全部対策が変わつてくるわけですね、十年サイクルなり二十年サイクルで、そういう方向に動く傾向もあるのじゃないか、したがつて、鐵道輸送あるいは内航、それらがどのよう

な形にいくと物流はどうなるかということ、簡単で結構でございます。

合理的的なもののあるいは価格メカニズムがくるものに変えていくことが必要でございます。このためにはいろいろなアプローチの仕方があると考えますが、やはり業界ごとに一つのルールをつくっていくことが非常に大切であろうと考えておりまして、現在各業界ごとにこのような主意点につきましてどういうふうに改善をしていくかということでガイドラインをつくる作業を進めているわけでございます。

また、そのようなことに加えまして、いわば広義の意味の基礎的な条件整備ということが大事でございます。そのためには、輸送、保管、荷役にわたりましていろいろな機械が使われておるわけですがございましょうが、このような機械が標準化され、お互いに使いやすくなつておるということが大事でございまして、これは現在JISを中心に標準化の作業の推進あるいはその普及ということに鋭意努めておるわけでございます。

また、加えまして情報システム、これはソフトウエアにまたがる部分でございますが、これも非常に大切でございまして、特にビジネスプロトコルと言われる、いわゆるソフトウェアの共通化ということ、インターフェースを合わせるということでございますが、これも現在進めております。

さらに、広い意味での物流拠点の整備ということがございます。これは民活法などをいろいろ利用してやつていくという施策を講じておるわけでございますが、この面での対策の強化にも努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○安田(修)委員 そこで、今機械化の話も出ましたが、荷主側の機械化あるいはまた一貫パレチゼーションを広げていくという、今度の法案の中身の措置からしますと、これは皆さんの他の予算要求の中にも出ておるようございますが、今度の措置だけでは万全を期せないのではないかと私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

○麻生政府委員 パレットの問題でございますが、これはパレットがうまく使われるということになりますと、機械化もいろいろな形で進んでま

でありますし、省力化効果あるいはコスト削減効果等の持つわけでございます。そういうこととで四十年代よりこの推進に努めてまいっておりました。具体的には、全国的なペレット・ブル会社をつくりまして、このペレットを使ってもらうということでおこなっています。そこで、工場内での荷役とか保管のためにペレットの回収システム、あるいは規格の統一、料金問題といふことを解決していくかなければならないと考えております。

そのような考え方のもとに立ちまして、現在いろいろな形で関係者の意識を高め、またいろいろな規格の統一に努めておるという状況でございます。

○安田(修)委員 先ほど機械化に関連しまして○A機器その他の関係も出ました。そこで、流通システムの進展を図るためにパソコンやソフトを活用することが大々的に必要になっていることは先ほどの説明のとおりでございます。そこで、中小企業におけるコンピューター教育や新しいソフト開発を含めましてこれらを推進する教育体制づくりというものが必要になってくるのではないか。中小企業庁の方の見解をお聞きしたいと思います。

○春田政府委員 お答えいたします。

中小企業が現下の厳しい環境変化に適切に対応していくためには、大企業との情報格差をまず克服しなければなりませんし、コンピューターの導入や情報ネットワーク化によりまして流通業務の効率化を始めとする経営管理の合理化、高度化を促進することが喫緊の課題だというふうに認識しております。しかしながら中小企業におきま

ては情報化のための人材育成が十分に行えない状況にありまして、先生御指摘いただきましたとおり情報化推進にかかる人材育成の支援等が極めて重要と考えております。このため中小企業庁においてしましては、中小企業事業団、中小企業大学校におきまして情報コースの研修、また都道府県等におきましても情報短期研修など各種研修制度を整備いたし、多数の中小企業者に活用してもらおうべく支援しているところでございます。また、各都道府県に設置されました中小企業地域情報センターというのをご存じますか、各種情報化相談に応じる中小企業ソフトウェアアドバイザー事業あるいは企業間のネットワーク構築について指導するネットワーク化指導事業、また電子計算機利用促進診断など、各般の支援策を実施いたしまして中小企業者の情報化への対応能力の向上を図つておられます。今後とも、流通における情報化を含めまして中小企業の情報化が一層促進されよう中企情報化支援策を積極的に推進してまいる所存でございます。

○ 櫻元政府委員 確かに物流産業関連の部門におきましては御指摘のように人手不足の状況が著しい傾向にございます。その解決のためには、先ほど来御指摘いただいておりますとおり各般の物流の業務の効率化等を進めていくことが基本だと思っておりますけれども、同時に現在、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現するという観点から時短の推進を重要課題として私ども掲げております。そういった観点からも、この部門における週休二日制の導入を初めとする時短の推進は非常に重要なだと考えている次第でございます。また、この部門は総体的に時短の推進という観点からはおくれている部分がございますので、人手不足の解消という観点からもいち早くその解消が進められることが必要だとも思つてはいる次第でございます。

そういう意味で、週休二日制の導入につきまして全体としてどのように進めていくのかということになるわけでございますが、これも発注企業あるいは関連企業等々、この部門は非常に多くの部門にかかわっているわけでございますので、みずからの努力と同時に、取引先の企業あるいはこの部門の時短に大きな影響を及ぼす企業の時短の推進が同時にあわせて進められていかなければ、この部門もなかなか進まないという状況にあるのは御指摘のとおりでございます。そういう観点から、私ども一昨年の時短問題懇談会の御報告を受けてまして、産業界に対しまして関連業界の時短にも十分配慮しつつ、特に休日のシステムを決定するような段階で取引先への配慮を十分にするようになにといったことも含めまして、業界の二十数企業、数団体に対しまして時短への取り組みを要請しておりますし、また労働時間に関する実態調査をしてきてはいるところでございます。

これに対しまして、これまで自動車業界であるとか鉄鋼業界であるとかあるいは印刷業界、チエーンストア業界等々十四の団体におきまして時短推進のための検討委員会の設置が行われてきておりますし、また労働時間に関する実態調査を

実施するという形で九団体が研究調査を始めてきている。こういう段階に達しております。引き続きこの努力を私ども行い、環境づくりに努力をしてまいりたいと考えておりますし、また今国会に労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法を提案させていただいております。お認めいただきました暁にはそれを活用いたしまして、関係省庁とも連携をいたしまして産業界の時短の一層の推進に努めてまいるようにしてまいりたい、このように思つておられる次第でございます。

○安田(修)委員 流通業務効率化事業についてお伺いいたします。何をいたしまして産業界の時短の一層の推進に努めてまいりたい、このように思つておられる次第でございます。

この認定計画に基づく共同配送センターの設置に当たつて、共同配送センターで働く労働者の労働時間短縮などの労働条件の向上を初め、休憩室など福利施設の充実などについても十分配慮しなければならぬわけあります。この点どのような措置をされておられますかお伺いしたいと思ひます。

○南学政府委員 流通業務効率化事業の実施に当たりまして、各中小企業が御指摘のような労働環境の改善等の観点にも配慮していくことには極めて重要なことだらうと思います。先ほど安田委員からも御指摘がございましたが、私どももこの認定計画に基づく共同配送センターの設置に当たつて、共同配送センターで働く労働者の労働時間短縮などの労働条件の向上を初め、休憩室など福利施設の充実などについても十分配慮しなければならぬわけあります。この点どのような措置をされておられますかお伺いしたいと思ひます。

○安田(修)委員 そこで、本当に流通業務というものの効率が実効あるようにするために、事業協同組合、個別企業の相応のレベルで、事業主だけではなくてそこに働く労働者もこの事業内容をよく知りまして、そして労働条件改善の見通しについても十分な理解を持ちながら協力していくといふことが必要ではないかと思われます。そこで、こうした効率化事業の実施に当たりまして関係労働者からも意見を聽取するということが必要ではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○新潟政府委員 中小企業者がみずから流通業務の効率化を図ろうとする際に、そこで働く労働者も意見を聽取するということが必要ではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

○安田(修)委員 そこで、本当に流通業務とい

うの十四条二項に規定がございまして、国なり都道府県は認定組合とか構成員たる中小企業者に対しその認定計画に係る流通業務効率化事業の適確な実施に必要な指導とか助言を行うものとするとして必要に応じて指導助言を行つていくことにします。

○安田(修)委員 今次長の答弁された趣旨は、先ほど私が長官にお伺いしました福利施設ですとか労働時間だとかその種の労働条件の関係もひっくり返して、この十四条の「国及び地方公共団体の措置」という中にある必要な指導及び助言ということに該当する、こういうことございますか。

○新潟政府委員 ただいまのお話で全くそのとおりであります。

○安田(修)委員 それで、ぜひともその点、地

方公共団体にもこの法の趣旨が徹底するよう、

また国は率先してそのように指導をして助言をし

ていただこうことを要請しておきたいと思います。

○安田(修)委員 そこで大臣にお伺いするのであります。中

企業のこの物流業務の効率化を促進するに当たりまして、物流業務に携わる労働者の労働時間短縮

までの納入、各種用役提供等は含まれておらずません。本法が改正されました昭和四十年五月十八日の本商工委員会では、附帯決議をもちまして、運搬等を法の適用対象にするようには決めておるわけです。流通改善策の一環として、下請代金遅延等防止法をこの附帯決議の趣旨に沿つて運送業等の納入、各種用役提供等は含まれておらずません。本法が改正されました昭和四十年五月十八日の本商工委員会では、附帯決議をもちまして、運搬等を法の適用対象にするようには決めておるわけですが、その点どのように検討してこられたか。二十六年間たつわけですから、何か成果があるものだと思いますが、どうでしようか。

○鈴木説明員 ただいま先生御指摘のように、下請代金支払遅延等防止法の一部改正法案が議決されました昭和四十年五月に、「下請取引の範囲の拡張については、現在の製造委託、修理委託に限らず、運搬、土建等もその実態に即して適用するよう速やかに検討すること」という附帯決議が行われております。

○新潟政府委員 これは受けまして、公正取引委員会では、運送

者の方、大きな企業に比較して職場条件、賃金、それらの問題等で残念ながら差がある。これはやはり、日本が本当の立派な経済国になるためいるところであります。各事業協同組合とか中小企業者は当然のことながら労働者の理解と協力を得るように自主的に取り組むことが期待をされますが、行政といたしましても、この法律案にはこれはなくなつていかなければならぬものには、こういう考え方を持つております。

特に運送業務に働く人たちの職場条件とか、こ

れは非常に今時短が、あるいは働く人たちの生活環境の改善が生活大国民のために議論される中で大きな問題でありますから、今回のこの法律を御審議いただき、成立させていただきましたな

ら、この流通面でも受注者、発注者ありますけれ

ども、これらのそれぞれの関連の場所で働く人た

ちの職場改善というものにとつて、これは私の役

所でそれができるといふものではありませんが、

関係省庁と密接な連絡をとつて、我が内閣の大き

な政策課題でもありますので、努めてまいりたい

と存じます。

○安田(修)委員 さて、公正取引委員会の方にお伺いいたしますが、現行の下請代金遅延等防止法は、物品の製造、修理における下請取引に適用しておられます。そして、運搬あるいは建設原資材等の納入、各種用役提供等は含まれておらずません。本法が改正されました昭和四十年五月十八日の本商工委員会では、附帯決議をもちまして、運搬等を法の適用対象にするようには決めておるわけですが、その点どのように検討してこられたか。二十六年間たつわけですから、何か成果があるものだと思いますが、どうでしようか。

○鈴木説明員 ただいま先生御指摘のように、下

請ををしておるという状況でございまして、先ほ

ど御紹介しましたように、大きな運送業者が中小

の運送業者を下請として利用するという状況は一

八一・五%が同業者から受託をしておる、つまり

資本金五百万円以下の小規模の運送業者でも七割

を超える業者が同業者に委託をしております。逆

に、資本金一千万円超の比較的大きな事業者でも

運送を委託しておるという状況でござりますが、

かけまして、貨物自動車運送業の委託取引につい

て実態調査を行いました。その結果によります

と、外注をしておる、運送業者が他の運送業者に

ござります。

その後、昭和六十年十一月から六十一年八月に

かけて、貨物自動車運送業の委託取引につい

て実態調査を行いました。その結果によります

と、外注をしておる、運送業者が他の運送業者に

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、昭和四十六年九月に港湾運送業、昭和

四十八年十一月に通運業及び内航運送業、この四

つの業種につきまして一般的な調査を行いました

て、実態把握に努めてまいりました。その結果で

ござりますが、当時の状況におきましては、大手

の運送業者が中小の運送業者を下請として利用す

るという形は一般的には認められなかつたわけで

ござります。

業につきまして、昭和四十五年四月に貨物自動車

運送事業、

法律の抜本的な改正を行つて、大都市から地方への流通業務の移転ということが物流全体の中で必要になってくるわけがありますが、この法律の改正ということについて、通産の方ではいつ着手されるのか、また検討されているとすれば、今どうなっているか、お伺いしたいと思います。

ましたように、いろいろな点で質的な変化を遂げております。したがいまして、この市街法も新しい時代に合わせて改正をすると、ということを検討しなければいけないと、いうことでございます。このために現在、これは五省庁の主管の法律でございますが、五省庁の間で連絡協議会をつくりまして、どのような方向に持っていくかということを、鋭意検討しておる最中でございます。私どもとしても、たしましては、現状のような状況でござりまするのですから、できるだけ速やかにこの具体化をして、いくといふ方向で関係省庁と相談をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○安田(修)委員 だから、いつごろ皆さんが、國についていくといふ方向で今やるというのですか。改正する方向で今やるというのですか。

○麻生政府委員 改正する方向でこのあり方を在検討いたしておりまして、速やかに関係省庁にて調整をしてまいりたいということをございます。

○安田(修)委員 速やかということはいつのことかわかりませんけれども、まあ速やかは速やかか……

か……

それでは時間が来ましたから、これで終わります。

○武藤委員長 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 この法律が提案されて、質問の一端を担当することになりましたので、法案を読ませていただいたばかりいたくほどわからぬ。読めば読むほどわからぬ。この法律を出してきて、この目的のように、流通業務の効率化、物資の流通の円滑化

化、そのためにこの法律を提案しているんだ、この法律の目的なんだというふうにうたっておりましたが、果たしてそのようになるのかどうかといふことが疑問であります。

確かに流通面では各種の共同化事業を今日まで進めてこられたわけでございますけれども、おくれておることも事実であります。中小企業者が期待をしていることも事実であります。その中小企業者の期待にこたえて、そうしておくれた中小企業者の流通事業を、この法律によつてまとめてこの目的を達成することができるというふうに思つておられるのか、思つておられないのか。まずそのことを一つお聞きしたい。

○南学政府委員 先ほどから説明をさせていただいておりますが、今、中小企業をめぐる物流問題として、差し迫った解決すべき問題になつております。

なぜ中小企業の物流効率化がおくれてきたかと

申しますと、何としても取引量が中小企業においては少ないと、あるいは物流効率化投資をやろうと思っても資金調達がなかなかできない、そういうことも原因であります。そうしたネットを考えながら、私どもとしては今回、中小企業者が共同化をしながら物流センターをつくるとかいうことを大いにこの法律で進めていきたい。これによつてすべてが解決するわけではありませんが、かなりの中小企業における物流効率化が進展するものと私どもは期待をいたしております。

申し上げましたように、中小企業者が大企業に打ちかっていく道というのは協業化・共同化しかないうわけでございますので、中小企業庁が中心になつて、政府の政策として共同化のためにいろいろな面にわたつて進めてこられたということはよくわかるわけです。それがまた政府の中小企業施策のかなめであります。私もまたそのとおりと思想であります。

て、流通面が非常に弱かつた、確かにそうであります。ということでこの法律を出してこられたわけでございますが、運送業の中小企業、これは運送業というその同業で協業化して、共同の事業で成果を上げておるわけでござりますけれども、そのような運送の事業あるいは卸売業といふものを除きますと、流通面での分野が非常におくられておる。そのおくれておる理由といふもの、原因といふものは一体那辺にあるとお考えになつておるのかということをお聞きすることが一つであります。

もう一つは、この共同化事業の助成策であります。この共同化事業の助成について各種の助成策がござります。今度のこの法律の中でもそれぞれ助成のための法律の特例といふものを設けるなり、あるいは国の方で支援策として予算措置を講じたりしておるわけでございますが、今回、この流通面だけをとらえて、一つの核として助成策の体系をこのように法制化しようとしたのは一体どういう理由なのかということが二つ。

三つ目は、この流通面での共同化というのは、後でその分析をお答えいただきますが、從来から他のすべての共同化の事業以上に手厚い助成策というものを講じなければ実のある成果は上がらないのではないか、こう思うわけでございますが、今回のこの法案によって、從来進まなかつた共同化というものを、その原因を取り除いて、的確に対応する法律の内容になつておるのかどうか。

三つについて、ひとつ詳しく説明してください。

て、流通面が非常に弱かつた、確かにそうあります。ということでこの法律を出してこられたわけでございますが、運送業の中小企業、これは運送業というその同業で協業化して、共同の事業で成果を上げておるわけでござりますけれども、そのような運送の事業あるいは卸売業といふものを除きますと、流通面での分野が非常によくれておる。そのおくれておる理由というものは、原因といふものは一体那邊にあるとお考えになつております。

もう一つは、この共同化事業の助成策であります。この共同化事業の助成について各種の助成策がございます。今度のこの法律の中でもそれぞれ助成のための法律の特例といふもので設けるなり、あるいは国の方で支援策として予算措置を講じたりしておるわけですが、今回、この流通面だけをとらえて、一つの核として助成策の体系をこのように法制化しようとしたのは一体どういう理由なのかということが二つ。

三つ目は、この流通面での共同化というのは、後でその分析をお答えいただきますが、従来から他のすべての共同化の事業以上に手厚い助成策というものを講じなければ実のある成果は上がらないのではないか、こう思うわけでござりますが、今回のこの法案によつて、従来進まなかつた共同化というものを、その原因を取り除いて、的確に対応する法律の内容になつておるのかどうか。

第二の御質問であります法制化の理由であります。昨年の秋から産業構造審議会及び中小企業政策審議会の合同部会でこの物流問題について審議をしてまいりまして、昨年の十二月に「物流効率化対策の総合的推進について」という答申をいたしました。その答申の中で、中小企業の共同による物流効率化の取り組みに対し、新たな立法措置による抜本的な支援策が必要といふような提言がなされたわけであります。最近の物流問題の深刻さ、そして、中小企業が大変な苦難に直面しているということを踏まえてこうした答申が出されたわけであります。この提言を踏まえまして私どもは、中小企業者の共同物流センターの建設等を積極的、抜本的に支援をしながら計画的、総合的に推進していくたい、このような考え方であります。

第三の助成策の比較でありますか、製造業分野等においても中小企業共同化を進めることによつてその政策目的を達しようとしていろいろな支援策を講じておりますが、私ども今回用意した物面上における支援策というのは、そうした製造業分野における支援策にもすぐるとも劣らない立派なものであると思っております。

○和田(眞)委員 時間があつたらゆっくりやりたいのですが、ないんですよ。それで困つておるのです。

これは今言われた、物流分野での共同化が進まなかつた理由、そのこともあるでしよう。しかし、流通面だけでなく、協業化あるいは共同化がおくれてゐるのは、製造業というのは非常におくれてゐるでしよう。あるいは、製造業だけではなくて、建材業もおくれてますね。印刷業もおくれてゐるのです。総製業界もおくれてゐるのであります。一番おくれてゐるのは確かにこの物流面であります。総じて言えるのは、今言わたしたこととは別の角度から、企業が共同事業に参加することによって、自分たちが今持つておるいわば企業秘密といふのは保持できるだらうかという、団体に対する個々の企業の信頼度の問題を解決するということはどうしても保障されておらないということがあつとして挙げられるのじゃないですか。あるいは、共同事業をすることによって果たして経費が節減できて合理化の効果というものが上がるのだろうか。あるいは、自分のやつてゐる事業を共同にすることによって将来にわたつて自己の独自の事業が拘束をされるのではなかろうか。こういう不安というものを共同事業の中で払拭するような施策、指導というのがないということをあなた方率直に認められませんか。

におきましては、ともするとお互いの取引内容が相手に知られてしまうのではないかといった懸念が生じがちでございます。したがいまして、私どもとしましてもこの点につきましては特に慎重な配慮を行い、物流を共同化する場合におきましても、個別事業者の取引内容がその意に反して他の事業者に知られることのないよう工夫を行うこと有必要であるということはよく認識しておるつむりでございます。

このような取引内容のセキュリティについての具体的な工夫の仕方についてでございますが、個別の共同事業の内容によりましてさまざまであらうと思います。例えば本法案の流通業務効率化事業に該当する共同物流事業を実施しました御団地組合の経験で申し上げますと、構成員たる卸売業者の取引内容が他の業者に知られることのないように幾つか工夫をしておりまして、一つは商品単価が記載された伝票類は封筒に入れ密封して商品とともに送る、あるいは商品は段ボール箱に詰めて配達し、種類や個数がわからないようになります。そしてまた、受発注、配達情報等を管理するVAN事業を初め共同配達に携わる事業者に対しましては守秘義務を徹底する、そういった工夫、配慮をしているところでございまして、これも一つの参考になるものと考えて、今後十分御趣旨を体してやっていきたいと思っております。

またもう一つは、特に零細な中小企業者の方々でございますけれども、現に私ども都道府県を通じて効率化事業に対する希望を募っておりますところ、零細な卸売業者の集まりからも実際に要望が出てまいつておるところでございます。また、先ほど申しました先進的な事例におきましても、地場の零細卸売業者も多数参加して一緒にやっておるということでございます。

○和田(貢)委員 これは練り返し質問していたら時間がありませんのでまた別の機会にゆっくりと議論したいと思いますが、具体的に申し上げますならば、例えば助成策、ずっと法律を見てみますと、従来からの助成策をちょっと手直ししたにす

されから、効率化計画の認定申請が出た場合に、法律では書いていますよ、基本指針がどうだとか効率化計画を出すためにはこんなことを書かなければいかぬとか書いていますけれども、とにかく何やらに照らしてこうだというようなことですが、どのような判断基準で認定しようとしておるのか、もっと具体的にその中身をこの際お知らせいただきたいと思うのであります。申請があれども個々の申請者によって個別にそれぞれ主務省が自分の裁量で判断するというようなことはやつてほしくないのです。申請者が申請を出せば効率化計画に認定してもらえるということを前もってきちんと申請者にわかるような内容の判断基準を示してやることが親切じゃないですか。お答えいただきたい。

○春田政府委員　お答えいたします。

まず支援措置でございますけれども、單刀直入に申しまして、例えば高度化融資につきましては、これまでこの分野では卸売業を対象にいたしまして、卸売団地の造成に関する二・七%，融資割合六五%という高度化融資がございましたけれども、今回ある要件を備えましたこの共同設立事業に関しましては融資割合を六五%から八〇%に上げ、また二・七%を無利子にするという格段の努力をしておるわけでございます。

それからもう一つの特徴は、予算措置でございますが、事業の手順に従つて申し上げますと、中小企業者でございますのでなかなか一番最初の取つかかり、立ち上がりの部分で調査研究をして計画をつくつたりといふお金が不十分などころがございまして、それに対しまして、事業協同組合等に関しては今年度六十二カ所、それから都道府県が中小企業者の連携を促進する事業に対して二十四カ所、合わせて八十六カ所勉強代という形

でもうてこの立ち上がりのところを支援する形になります。

それからもう一つは、予算措置、金融面と話してまいりたわけでございますが、税制面におきましても、共同配達施設等に対し初年度百分の八の特別償却を用意しておるわけでございます。それから、先生御指摘いただきました効率化計画の認定基準についてでございますけれども、この法律でもって基本指針に照らして適切であることとされておりまして、基本指針の内容につきましては、本法案を御成立していただいた上で施行させていただき、中小企業近代化審議会の御意見を伺いながら定めていくこととしておるわけでございます。

ちょっとお時間をかりして申し上げさせていただきますと、一つとしまして、まず我が国における物流の現状等を述べることはござりますが、その後中小企業が健全な発展を遂げるためには必ずから流通業務を効率化することが重要である旨をまず書きます。それから一番目としまして、その上で共同配送センターの建設、物流機器やコンピューターの導入などの流通業務効率化のための設備投資内容の例示をいたします。また、道路運送、保管等共同事業として行う流通業務内容の例を挙げることで流通業務効率化事業の内容をより具体的にわかりやすく提示させていただきたいと考えておるわけでございます。さらに、共同事業のために必要となる主体的な責任体制の確立でございますとか物流機器の規格の統一、それから事業の実施方法に關する事項、また取引の相手方の協力や国、専門家等の指導助言を得るべきであるというような配慮事項をあわせて記載する予定でございます。

○和田(貞)委員 私が言いたいのは、せつかくこの法律をつくって、今読まれた基本指針に照らしてどうだということを言うたところで、これを申請しようというような者が、あなたの方の腹といふのは何やわからぬ。せつかくこの法律ができたら親切に、中小企業の皆さん方が確かにおくれた流

通分野を合理化してひとつ効果を上げよう、効率化しよう、一体どういうような程度のことを考えたらいいのかなということを中小企業者は知りたいわけですよ。そうすることによって具体的にどういふ助成が受けられるのかということを知りたいわけなんですね。それがなければ、これは計画を出せ、申請せいといつたところで、無理な話じゃないですか、効果が上がらぬのじゃないですか。やいですか、効果が上がらぬのだということを知りたいわけなんですね。それがなければ、これは計画を出せ、申請せいといつたところで、無理な話じゃないですか、効果が上がらぬのじゃないですか。やはり、認定を受けるためにはどういうような事業の規模であつたらいいんだ、あるいはその内容はどういうような内容だったらしいんだというような例示も含めて親切に知らせてやるべきではなかろうかと思うわけであります。そうなければ、なるほどこの法律ができる、この法律は中小企業庁長官が冒頭に申されたように確かにいい法律だ、期待できる法律だというように評価ができるないんじゃないですか。そういうことを私はぜひとも言ってほしかったわけでございますが時間がありませんのでまたの機会にしたいと思います。

ちさんと初めの四条でチェックしているじゃないですか。チェックするものはまた同じものをするのですよ。そういうようなことでこの効率化を促進することだというようにまともに運輸省はお考えになつておられるのですか。お答え願いたい。

○土坂政府委員 効率化計画の中身としまして、例えば共同配送をやるというようなことをお考えになつた場合にはやはり法律上の手続としまして貨物運送取扱事業法の許可をとらなければいけないというような場合があるわけでございますが、効率化計画の中身としてそういうことをお考えの場合には、二回手続をとつていただくということよりも、効率化計画の中身そのものでございますし、ほかの部分とも密接に関連いたしますので、効率化計画の中で全体の一部として取扱事業をこういうふうにやりたいと思いますということを書いていただく、それを私どもは効率化計画の認定の際にチェックをする、それによって認定と同時に許可を受けたものとみなすことにしてよろしくいうのがこの趣旨でございます。

の六条で示された基準に合つたら許可がおりるんです。それでこの法律の十一条では、効率化計画の認定を受けた場合にはこの許可を受けなくても思つたら、この業法の六条に照らしてその基準に受けたものとみなす、こうなつてある。そりかなく思つて四条で効率化計画の認定を受けようと思つたものとみなす、これが特例と言えますか。これは特例と言う人がちょっとおかしいのじやないかと思うのです。

例えば、これはいろいろな難しい問題があると思います。一つの協同組合が、あるいは一つの共同団地が流通事業によつてその効果を上げよう、合理化しよう、効率を上げよう、こういうことになつたならば、例えば十人の業者が一軒一台ずつ貨物自動車を持つておつた。これをその十人が、十企業が一緒にやることによつて五台で済む、あるいは事によつたら三台で済む。自分の企業の荷物を運んで配送しておつたのを、協同組合という団体に置きかえて、そして三台に縮小した自家用の貨物自動車が、あるいは五台の貨物自動車がいわゆる白ナンバーで配送するといふことができるよう、特例措置を運輸省が認めるといふことがあれば文字どおりの特例であり、この法律の恩恵といふが効果というものがあらわれてくると私は思うのですね。そういうような法律であれば、私は評価するのです。そういうことではないでしょう。

そんなような法律で、大臣、私が今お話ししましたからおわかりになつたことだと思うわけでござります。そういうような考え方には、どうですか、運輸省、なられないですか。

○土坂政府委員 先生の仰せのとおりでございまして、この法律でねらつております共同輸送といいますのは、端的に言いますと、物流量といふのをちゃんと確保しながら、走るトラックの台数を減らそうということでございまして、したがいまして、トラックというのは本来荷主さんが、あるいはトラック会社がそれでお話し合いをされまして、ばらばらに自分の好きなときに好きなところ

お荷物を一回配送センターに集める、そこで方面別に仕分けをいたしまして一つのトラックにたくさんの方の、荷主さんの荷物を積み合わせる、それによつて積載効率を上げる。そうすると、端的に言いますと、実例では、例えば百台あつた車が七十台で済むということになるわけでございまして、そういうことをねらつてこれをやろう。そのときいろいろな方々の、トラック会社と荷主さんとの間を取り次ぐ仕事が出てまいりますので、それが取次事業でございます。この取次事業を、認定計画の際にあわせてちゃんといけるように調べて、一緒に許可とみなしてやつていこうということでございまして、手続的にはそういうことでございますが、ねらつていることは仰せのとおりのことをねらつているわけでございます。

○和田(貞委員)いや違うのは、やはり取扱業法によつて許可を受けるか、あるいは取次業者については登録を受けるか、あるいは四条によつてこの団体が、協同組合が効率化申請をやつて認可を受けた場合には、別段その認可を受けなくても、登録を受けなくても登録を受けた、認可を受けたというようのみなす、こういうことなのですね。

私はそこが何ら特例措置ではないのではないかといふことを言つておるのです。まして、みなされつても、事業計画を変更したり、あるいは集配事業計画を変更した場合には、みなされた業者は認めてくれない、認可がおりない、こういう矛盾したことがあつて、これは特例だというふうに言えないとは私は思う。できた法律、いつでも改めることができるわけでござりますから、早急に、これはもうあなたの立場で縛張り的な根性でなくて、やはりこの際これだけ具体的に共同事業を進めようとするならば、効率化を進めようとするとなるならば、これは白ナンバーでもいいからそれを

認めるというようなところまで踏み切つて特例措置が講じられるようなことをひとつ検討しておいてもらいたい。こういうように思うわけでござります。

大臣、私はきのうおとといの建設省所管の地方拠点都市の連合審査の審議をじっと見ておったのです。一人の大臣の塙川自治大臣、我が家の鈴木委員の質問に対しまして、地方自治というものは、今日は非常に形骸化しつつある、しかしもつともっと地方自治の本質というものを進めていかなきゃならぬ、しかし団体の委任事務がだんだん少なくなってきたおるけれども、どんどん法律ができる、これも法律ができきつちり委任ということになつてますね。法律ができる、どんどん機関委任を自治体に押しつけておる、そういうよくなことは国会もひとつ考えてもらわにやいかぬという発言があつたのです。それは、その法律を出してくるのは内閣やないかというようやじりよりましたら、いやそれは賛成する国会にも責任あるのやという答弁があつたのです、これは、自民党の方から問題発言やということで、取り消しましたけれどもね。だとすれば、塙川大臣というの非常に正直なことを言ってくれたんです。あつてもましな法律となかつてもいい法律とやはりありますよ。私はどうらかといえば、ここで余り言いませんけれども、これはあなた、なかつてもいいような法律はもう少し考えて、出してきてほしいのです。

そういうものを含めまして、せっかく出した法律でございますからなりよりましidaといふうに私は思いませんよ。なかつてもいい法律なんですね。もう少し、次の国会におきましてはぜひとも中小企業が今期待をしているような内容、政策の内容も充実し、助成の内容も充実して、そして具体的に、なるほどこの法律によって今困つておる中小企業が、今おくれておる中小企業の流通効果が上がる法律だということで、中小企業者が手をたてて歓迎するような法律の内容に一日も早く改めてほしい、こういうような意見を言わせていい

ただきました、ひとつ大臣の決意のほどを述べたいださたいと思います。

○渡部国務大臣 物流効率化の問題、また中小企業の問題、それぞれの地域経済繁栄の問題、これらは非常に大事な問題であり、今経済の変革の中に、これらに対する政策のニーズも大きく変革しつつあります。今回御審議をいたしておる法律は、こういった地域経済や、中小企業の皆さん方に強い御要望、また今当面する問題解決に対する私どもの意欲ということでお願いしておる法案であります。

私どもの意欲ということでお願いしておる法案であります、ないよりましはちょっとひどからう法律といふものは決してオールマイティーではありません。

また今塙川自治大臣の話が出ましたけれども、法律がとにかく多過ぎる、だれが一体この法律みんな見ている人がいるだろう、やはりどんどん整理していく、国民の皆さんに法律というものがわかるようになつていかなければならぬ、これもどんどん捨ていければこれは整理ができるのです。が、これは執着が残つていろいろいたまつてしまふ、なかなか現実は、言うはやすく難しい問題ですが、しかし先生の御趣旨に沿うような方向で我々努力をしてまいりたいと思いますし、この法案の意欲を買っていただき、もちろんこれは議会民主政治においては、足らざるもの、不十分なものはまた次の国会でどんどん新しい時代に合ります。

ただ、なかなか我々でも、部屋の整理をしていけるのも、要らなくなつたものでも、きれいにどうもましな法律となかつてもいい法律とやはりありますよ。私はどうらかといえば、ここで余り言いませんけれども、これはあなた、なかつてもいいような法律はもう少し考えて、出してきてほしいのです。

そういうものを含めまして、せっかく出した法律でございますからなりよりましidaといふうに私は思いませんよ。なかつてもいい法律なんですね。もう少し、次の国会におきましてはぜひとも中小企業が今期待をしているような内容、政策の内容も充実し、助成の内容も充実して、そして具体的に、なるほどこの法律によって今困つておる中小企業が、今おくれておる中小企業の流通効果が上がる法律だということで、中小企業者が手をたてて歓迎するような法律の内容に一日も早く改めてほしい、こういうような意見を言わせていい

以上です。

○武藤委員長 森本亮司君。

いろいろと議論をされているところでござります。

今物流分野における状況については、朝から議論されているようにジャスト・イン・タイムや多頻度小口化の要請等々が多くなつてまいります。非常に物流コストが増大している、あるいはまたそれに伴つて労働力不足が起きてくる等々、中小企業の経営にこの物流という問題が多大の影響を及ぼしているわけあります。さらに、中小企業の経営の問題だけではなく、道路等のインフラの整備のおくれ等々で大変な交通停滞を発したり、あるいはNO等の環境問題、あるいはエネルギー問題等々、いろいろと社会的にも多くの問題を引き起こしておるだけに、いずれもこの問題を早急に解決しなければならない。そういう点で、今回中小企業に焦点を当てる物流効率化を図られる法律が出てきました。これは、私は、一つは社会の大きな要請でもあり、中小企業経営者の要請でもある。これを効率化しない限り、今度はそのかかったコストはひいては消費者等々にはね返つてくる、さらにまた大きな社会問題を起こす。そういう意味で、今回の法律が提案されましたことについては、私は大いに期待するところであります。我が党としても、かねてから多頻度小口配送という問題の見直し、あるいは共同配送センターの設置や共同配送及び計画的配送システムの構築等々、通産大臣に強く要望をしてきたところであります。

先ほど和田先生からも発言がありましたけれども、さて、こういった法律ができたときに、どこまでそういうものが実行されるのか、効率化されるのか、その法律 자체はこれまでの効果を出すのかという問題が多々あります。そういう点について私も質問していきたいと思います。

そこでまず最初に、本法案の基本的な考え方とその目的について、これは法律の中にうたわれて

味も含めてお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席 竹村委員長代理着席〕

○渡部国務大臣 森本先生から、私どもの当面する問題に対する努力に対して御理解ある御評価を賜りましたことをまずお礼申し上げます。

近年の物流量の拡大及び多頻度小口配達に見られる流通業務の高度化の進展という状況の変化は、先生御指摘のごとく数多くの企業経営に大きな支障を与えております。中でも、我が国の物流量の約八〇%を担う中小企業においては、大企業と比べて効率化、投資化が大幅に立ちおくれております。中でも、我が国の物流業界を運営する企業が、従来の支援策と本法案に基づく関係について、中小企業における流通業務の効率化を図るうと、中小企業にかかる経費の高騰が経営上の深刻な課題になり、またこれは先生先ほどお話をありましたように、消費者にも大きな影響をもたらすものであります。

本法案は、このようないくつかの問題に対応するために中小企業者が共同して行う物流センターの建設等の取り組みに対して積極的、抜本的な支援策を講じ、中小企業における流通業務の効率化を図るうとするものでございます。

○森本委員 そこでお尋ねをしたいのですが、既にこれまで物流に関するいろいろな施策がなされてきた、しかしそれは余り効果的でなかつたといふところから今回この法律が実現されたと思いますが、従来の支援策と本法案に基づく関係についてはどのように考えておられるのか。

中でも、これは「商工金融」という雑誌に載つたわけでありますけれども、協同組合津浦商業センターの理事長さんの「中小企業の目」ということとで「中小企業物流の効率化」、数カ月前に述べられておりました。地域でありますけれども、地域でVANをつくることも計画したが小売業の方々を説得することが非常に難しかつたという問題、さらにはまた特に、「中小企業庁」へ商店街振興組合等がやって居られる共同事業一八〇%無利子の高

度化資金を使えないものかと何度もお願いした。小売商業振興法といった法律の適用を受けない卸業の共同事業は現行法ではむづかしい」というこ

とで、この今の法律ができると大変期待して

おられた。今まで何度も要請したけれどもなかなかそのことが実現されなかつたということでお尋ねしますが、今法律に対して多くの期待を寄せられていますが、こういった御業に対してどういつておられますか。た施策を講じられたのかもお尋ねしたいと思いま

○春田政務委員　本答弁に付けて、
井ノ谷業の物流に関する既來の施

ていただきますと、中小卸売業者、物流業者の物
流施設の設置に対する中小企業金融公庫の融資が
ありましたがは段階の施策はございませんで、
個別業種の活性化施策や事業の共同化施策の一環
として物流対策が譲りられるにどまっていたわけ
でございます。また、法律面を見ましても、大
企業まで含めました施策をいたしまして、流通業
務団地の造成、分譲を行います都市計画事業につ
いて規定する流通業務市街地の整備に関する法律
がございますが、中小企業の流通業務の効率化を
直接の目的とする立法措置はこれまでございません
でした。

これに対しまして今般の法案を柱とする支援策
でございますが、物流に携わる中小企業者全般を
対象としたしまして流通業務の効率化のための取
り組みを積極的、抜本的に支援するものでござい
ますが、本法案による認定を前提とした金融面及び
税制面からの各般の助成措置を用意いたしました
た。

このうち、金融面についてでございますが、本
法の認定を受けて行う高度化事業につきまして、
ただいま先生から御指摘ございましたように、無
利子融資その他の優遇された条件による貸し付け
を行うことができるようになりまして、御質問の
中小卸売業者の組合も本法の認定を受けることと
高度化事業に関する無利子の融資を受けることが
可能になるわけでございます。

農水省にお伺いしますが、食品流通等の分野で
流通の効率化に御努力いただいているわけであり
ますけれども、今日までどのような施策を講じて
こられたのか、そして今日まで農水省が講じてこ
られた施策と本法案とはどういう関係を持つて、
全く別々のもので、農水省の法律と違うものがま
た出されたのか、それはお互いに補えるものなの
か、そういう点について、本法案との関係につ
いてお尋ねしたいと思います。

○後藤説明員 農林水産省をいたしましては、昨
年の五月に食品流通構造改善促進法というものを
公布いたしまして、八月に施行したわけでありま
すけれども、その観点をいたしましては、食品流
通の観点からであります。これが非常に基礎的
な役割を担っている物質である、こういう観点に
立ちまして、特にその特徴をいたしましては、保
存性が低い、品質管理、温度管理が重要であると
いったような点、あるいは流通の中で卸売市場が
重要な役割を果たしている、あるいは最寄り当用
買いといったような購買行動がある、こういうよ
うな点に着目いたしまして、それが最近の食品流
通を取り巻く情勢の中で、非常に変化が大きい中
で課題を抱えている、これに対応するという形で
法律をつくったわけでございます。

その要点をいたしましては、品質、鮮度等が
非常に重視されている、あるいは多類度少量消
費、そういったような消費者ニーズがある、ある
いは供給の事情も変わっておりますし、今回問題
になっておりますような人手不足あるいは配達コ
ストのアップといった流通コストの上昇といった
ような問題もございます。このような諸問題に対
しまして、食品流通という観点に立って、私ども
としてはそのような法律を施行して、現在その運
用を図っている、こうしたことあります。このように
したがいまして、その中身としましては、生産
と販売の提携関係を深める、あるいは卸売市場の

機能の高度化といったようなことを図る、それから食品の小売・卸売業の近代化を図る、あるいは商業集積施設を整備する、こういったようなことにつきまして、金融あるいは税制、さらには予算措置、こういったようなもの、さらにそれに加えまして、法律で特に指定しまして食品流通構造改善促進機構といったような民法法人を活用する、こういうような手法を講ずることにしたわけでございます。

そういうことで、今回ここで議論されておりました法律との関係につきましては、いわゆる切り口が違うという点を踏まえまして、両方の利点、メリットを十分に生かしながら両方協議を十分に調べて進めていく。こういうような考え方で臨む所存でございます。

○森本委員 大臣、これは一つの法案でも他省庁にかかる場合には問題となってくるところでござりますけれども、今御説明があつたのは、去年、平成三年八月一日にできた食品流通に関する法律であります。この食品流通に関する法律で非常に手厚いものになつたなと思つているときに、また別の、今度は通産省管轄のものができてくる。そうすると、今日まで例えば、農水省、組合というのは何も通産省のもとの組合だけではありませんね。農水省が管轄している食品に関する組合がある。さらにまた厚生省が管轄している組合がある。さらにまた運輸省が管轄している組合等々がある。今回の法律は、そういった業種をすべて超えて、どの組合でもその適用を受けることができるというわけであります。

ところが、それぞれの省庁に、一つの組合をつくるときにいろいろとお世話いただき御指導をいただいていた組合は、どちらかといふと県の農林水産省関係のところとつながりを持つて理解をいただいているわけです。それで、例えば今回のこの、平成三年の法律の適用を受けていたところが、通産省からこういう法律が今度通つた、そうすると、その中に非常にいいものもあるというと

きに、例えは農水省の人が、農水のそれを指導していた人が、あなた今までこうこうこういうことがありましたが、さらにもう一度こういった新しい法律が出てきましたので、この分野も利用することができますよ。あるいは厚生省管轄のもとにあった組合が、今まで厚生省関係の指導を受けていたところが、今度こういった法律ができましたので、厚生省の法律ではここまでだつたけれども、今度の中小企業の効率化の法律ではこの分野も使用できますよという、各省が連携を持ってそれぞれの組合によく教えてあげる必要があるのでないだらうか。

通産省管轄の組合においても同様でござります。通産省管轄の組合で、今回の法律が通つた、あなた方これを利用しなさいよ、しかしあなた方の食品流通の部分、もしそこがかかつてくるのであれば、農水省のこういった手当ての方法もありますから、こちら側も利用したらどうですか。重なつて受けけるということは、これはできないわけございますけれども、それぞれのメニューのいいところがある、そういうことも省庁を超えて指導できるようにして、今回の法律は生きたものになつてこないんではないだらうか。この法律が各県へ行きまして、商工担当だけが知つているということじやなしに、商工担当の人も知つている、農林の人も知つていて、それぞれの組合を抱えているそれぞれの担当のところが、こういった効率化が今度できただんだよということをよく知つて、教えていくようにしていかなければ実効は上がりにくいし、それぞれ別の服があつて別々にやるというのは、私は効率が極めて悪いのではないかと思ひますが、その点についてどう思ひますか。

○南学政府委員 先生御指摘のとおり、この法律を有效地に活用していくためには、その当該業種の所管省庁がそれぞれの分野において大いにこれを活用していただくことが重要だと思っているわけあります。その前提として、まず法律案第三条で基本指針をつくるわけありますが、私どもこ

の基本指針というのをつくるに際しまして、関係行政機関の長に協議をいたしました。もちろん近代

す。 まことにそれを紹介しておきたいと思うので

仕事議会の意見を聞くわけがありますが、関係係行政機関とは密接な連携をとりながら、この基本指針というのをつくり、大いにPRをしてまいりました。いとまでも、また各都道府県における商工部局あるいは他の部局、こういうものとの連携も密接にとつて、いくよにいろいろ指導をしてまいりました。いろいろな所管の業種の組合に対してもいろんな機会を通じて、こうした施策の活用方を働きかけてまいるつもりであります。

農水省、こういう法律を昨年つくられて、そして今まで中小企業効率化法案ができた。これは通産省と両方関係しているなど、それぞれの組合の

通産省の方ではこんないいのがありますよといふうに、よき指導もあわせてやってもらいたいと思う。どうも利用する組合の方々というのは、自分の日ごろお世話になっている省庁の人に対して、それ以外の省庁のことのお願いをするという

○後藤説明員　先生御指摘のとおり、中小企業者であります食品販売業者が共同で業務の近代化あるいは効率化を図る、こういう場合におきましては、両方の見ている側面あるいは手法が違うといふことがありますので、両方を利用するということが可能な場合が当然考えられるわけでございます。そういうことで、この法律におきます協議規定等を十分活用いたしまして、それぞれが有効に生きるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○森本委員 それをしっかりとやつていただいた場合の、中小企業の組合の人たちがどれほどお喜びになるかという例を、役人にしつかりやればかりじやなしに、役所の人でこんなすばらしいことをやつていただいたという例がござりますの

組合員を募集するところのパンフレットの中に理事長はわざわざそういうことを書いている。このときに担当してくださった厚生省、農水省の方々の配慮があったなればこそ今感謝しているわけですけれども、往々にして、それはうちの省庁は違うからそちへ行け。それはよその省庁だからまたそこへ聞きに行けということが行われがちなんです。この点、今の私が読みましたこういった事例を含めて大臣はいかが感じられるか。

④渡部国務大臣 今具体的な問題を取り上げて、

「昭和六十年二月 協同組合書類申請のため
厚生省を訪ねる」。そのときのことが書いてある
わけですが、
厚生省担当者からの好意的なご指導
誠に有り難いことに担当係長から「本省で直接
指導することはできないが、一

先ほど来和田先生から運輸省に對して、何が特例かというお話をありました。私も全く同感でございます。今回の法律の中で、本法案における貨物運送取扱事業法の特例措置というふうに書いてあるわけでございますけれども、私も一体何が特例なんだろうか、法律用語として特例という言葉を使わなきゃならないから特例なのかと思うのです。可憲寺列なしですか、今日つづけます。

○森本委員 そういうふうに書いたものでござります。
もうけたような気がするのですが、実際はそぞろ
じゃないでしよう。
それでは、これはまず通産省に聞きます。効率
化計画の申請書を出すときに、取扱事業法の許可
を得、あるいは登録を得るための書類は要るので
すか、要らぬのですか。
○春田政府委員 お答えいたします。

事業法で受ける、こういうことになるわけござります。

そうしますと、場合によっては効率化計画の認定の方はマルというか合格になつたかもしけないが、取扱事業法の方はうまくないというようなことも起こるかもしません。しかし、この効率化計画の中でも結局共同配送をやつしていくために必要なったことでございますから、片つ方はいいけれども片つ方は悪いなどという結果が起きるのは好ましくないことだと思います。したがって、効率化計画の中でも、全体の一部として取扱事業につ

○森本委員 二重手続を排除するためのものですね。ということは、書類は出さなければならぬのでしょう。取扱事業法の書類はいすれにしても出さなければならないのです。これは運輸省でも結構です。

○土坂政府委員 効率化計画の認定の際に取扱事業法で言われておりますところの必要な審査をするということを申し上げておるわけでございますから、それを見るために必要な限度での書類を出していただくなることになると思います。

いてもうまくいくようにあわせて見るということが必要であり、大事であろうと私どもは思つたわ
ナでござります。

これから日本の政治、行政のあるべき姿を森本先生から教えていたいたような気がして、大変深い感銘を持って聞いておりました。そのときの

いてもうまくいくようにあわせて見るということが必要であり、大事であろうと私どもは思つたわ
ナでござります。

○森本委員　運輸省、それではその書類は、通常の取扱事業法に出している書類と今回の中小企業の効率化法で出す書類と、様式は変わるのでですか、一緒ですか。

は陸運局へ送つてくれて、私たちは再び陸運局へ行かなくてもいいのですか、それとも行かなければならぬのですか。

企業の経営者は書類をつくるだけでも大変ですか
ら、役所へ行くだけでも大変ですから、その点に
ついてはくろぐれもよろしくお願ひしたいと思ひ
ます。

きないわけでもございまして、しかも組合をつくった場合に、組合の定款によるいろいろな規制もありますて、今度はなかなか思うようにいかない。昭和二十年代から三十年代にかけて組合がいつ

○土坂政府委員 様式についてはこれから省令その他で決めてまいりますが、全く同じものになるとかそんなことは考えておりませんで、要は、必要最低限の範囲で取扱事業がきちんとやつていけるかどうかがわかるようなものをできるだけ簡潔

えますと、一ヵ所に出して、そこを経由してはかかる官庁が必要なことを見るというのが一番いいや
り方であります。したがいまして、運輸省として
も通産省としても、両方とも同じようこ
全体を見て、いく立場であるわけですが、ま
た、

同時に、先ほど和田先生からもお話をありまし
たけれども、組合でそういうことをやるようにな
れば白ナンバーでもいいのではないかなど私も思
うのです。それぐらいやつて初めて特例と言え
るナエども、書類二カ所へ寺つて、いくものを一カ

見てみますと、三分の一は実際は休眠状況です。これは通産省もよくわかっているはずです。そして三分の一是親睦団体になっている。残り三分の一が何とか当切の組合の目的を達成しようとして

な姿でいただくよろしくお願いします。
○森本委員 それでは通産省、私が組合をつくる
として、その計画の書類は、通産省へ行く書類は
どこへ出すのですか。県のどこですか。
○春田政府委員 都道府県並びに地方支部部局に

窓口につきましては、今仰せになりましたように一本化する方向で検討したいと思います。

所にしたということぐらいで大げさに特例ということはないと思うのです。その点も私は申し上げたい。

組合がある。実際は三分の二が本来の組合の目的と違うことで形骸化して残っているというのは、その組合のあり方に弾力性がないところは経営として効率を発揮していくかないのではないかだろうか。そういった休眠組合の点検、それから組合の

○森本委員 都道府県並びに地方陸運局ですか。
例えばこの組合を設立するため商工課へ訪ねて
いつて、そして書類申請をお願いする。そのとき
にその取扱事業の書類も一緒に持ってきて
ばそれでオーケーなんですか。

と 通産省もたばくは地方国連局 こう書いてあります
すから、二カ所へ行ってくださいということにならぬようにしていただきたいのです。中小企業の
経営者というのは役所へ持っていく書類をつくる
だけでも大変です。それ届け出る先が二カ所、
三カ所、しかも同じ建物の中にあるわけではな

○森本委員 今回の法律ができるまで私も何人かの人々に会っていろいろ意見を聞きまきたけれども、一番大変だと言っているのは書類づくりですね。組合設立に賛同者を得るためにその中心者

あり方については、起きる時間があまりませんか？

らまた別のときには、一体組合活動というのはどうなっているのかということを、それはそれで議論をさせていただきたいわけです。

私の非常に親しい人が飲食の協同組合を設立いたしました。昭和五十八年六月に組合をつくるた

○春田政府委員 おっしゃるとおりでござります。都道府県の商工担当部局というふうに考えていただければよろしいと思います。

○森本委員 運輸省、ではその場合、商工課へ取り次ぎの登録に関する書類が行つたならば、運輸省へ届ける必要はないですね。

い。別の建物へまた日にちを書いて持つていかなければならぬ。もし仮にそれを持っていかなければならぬとしたならば、特例も何も無い。書類一枚つくつて二枚コピーしなければならないのを一枚で済んでいるというだけのことだ。そんなのは当たり前のことだ。何の特例でもない。今度

は駆けめぐり、説得をし、そしてやっと設立にこぎつけたときに今度は後所へ行って、特に私の方の奈良からもわざわざ東京の本省へ来て、そして、こここの書類はだめだから書き直せ、そのためまた関係の設立者の印鑑を全部もらい直してやらなければならない。こういったことを推進する

めの呼びかけを開始しました。六十年に第一回説明会を開催しました。六十年十一月に設立のための促進員を増強しました。六十年十二月、先ほど申し上げました厚生省を訪ねました。六十一年五月に十人の有志が集まってやろうということになりました。六十一年八月に設立総会を行いました。

○土坂政府委員 効率化計画の認定は通産、運輸両省でやるということになつておりますので、申請書類がどういう経路で来るかということはいろいろ今仰せになつたようなやり方があると思いますが、やはり運輸省としても一応見せていただくことが必要であらうと思います。

窓口一本化というのは、これは「当たり前のことであって特例でもない」と私は思う。その当たり前のことが、きょう質問しなかったら、二ヵ所行かなければならぬ。運輸省はそれでよろしいですね、一本化ですね。通産省どうですか。

一番最初の入口で、書類づくりでもう嫌気がささないよう、どうぞよきアドバイスを与えてもらいたいと思います。同時に、書類づくりを簡潔にして、目的は書類ではなくて効率化を進めることがあります。中小企業の物流効率化といいながら、書類づくりが一番効率化にならない。書類づくり

六十一年九月にやっと関西飲食事業協同組合という許可を受けました。その後、六十一年十月一日に共同購買事業が始まりました。設立のときには二十七人の組合員でスタートいたしました。今二百六十名の組合員になっています。

○森本委員 運輸省として見る必要性はあると思
うのだけれども、私が組合をつくる立場に立って
具体的に聞きます。

組合等の便宜を考えれば、当然のことながら申請書類は一ヵ所であることが適切であらうかと思ひます。したがいまして私ども、運輸省ともお話し

それと同時に、書類作成に当たって書類づくりの効率化もあわせて今回の場合はやっていたいと思うのです。

申請書類は、計画について県の商工課へ行き、取扱事業の書類は地方の、我が県でいうと県の陸運支局へ持つていかなければならぬのではないですか。一方所さえ出せば、県の商工課から

しまして、一ヵ所に申請すれば関係のところに回るよう、そのような方向で考えたいと考えております。

の相談窓口を設けるとともに、今回のものは輪郭として中小企業の経営者がなかなかつかむことができない。どんなものが、自分のどういったことができるのだろうかということがつかむことがで

も仕入れについては同様だ。これは何とかならないだろうか。もし仕入れを共同でできるようなシステムにすれば、飲食店の経営者は朝の五時起きなくともいいし、そしていい品物を安いコストで買えるのではないかだろうか。ここにかかる費用

た時間を自分の休憩あるいは本来の経営のために割くことができるのではないか。

これは、この理事長が自分の体験から発想したために、それを何とかしなければならないという大情熱を持っていたから設立にこぎつくこともできましたし、今二百六十名の組合員になろうとしているわけであります。それだけの情熱をその人が持つっていて、また同時に、話を聞きますとよきアドバイザーも得ていたということでありますからうまくいったのですが、この法律だけ見て、法律で何とかできるだろう、こう思って安易に取りかかったところは、結果的にそんなに効果を上げないで、そして休眠組合と同様の状況に追い込まれかねない。何のための法律であったのかということが言われる。したがって、よきアドバイザーが要る。書類のアドバイザーと一緒に、指針をなしあげるための本当によきアドバイザーが要るのではないだろうか。

すし、さらにはこの組合で料理学校をつくって、そして今飲食店の人々が人手不足に悩んでいる問題も解決しようとする高い高い理想に燃えて今やつてているすばらしい組合です。これはぜひ通産省も農水省もこの組合を一度観察を行つていただきて、この理事長から設立から今日までの変化を苦労というのをお聞きになつて、そういう経験ある人をうまく生かして、そういう事例を挙げて、これから発足しようとする組合、発足しようとするこの制度を利用するという人々にアドバイスをしていく必要があるかと思うのですが、その点についてどう思いますか。

○春田政府委員　ただいま先生からお話を承りまして、私どもも、中小企業者も集まって努力しましてこんなすばらしいことができるということを

頭に置きながらこの法案を準備してまいったわけですが、本法案に基づく流通業務効率化事業が円滑に実施されますためには、御指摘のとおり、一般的、形式的な指導だけではございませんので、事業運営のノウハウや物流にかかる情報の提供、また流通業務の効率化に携わる人材の育成が重要であると十分承知しておりますつもりでございます。

学校、全国に七ヵ所、この秋には八つになります。けれども、そのすべてに中小企業の経営者に対しまして効率的な物流システムの設計方法に関する研修を実施したいと思っております。また、都道府県に公設試験研究機関がございますが、ここでの研究者と中小企業者が共同で物流システムに関する研究開発を行うことによりまして技術者の育成を図ってまいりたい。こういうことを始めといきましたとして、物流対策にかかわりますノウハウを有する専門家のあっせんや必要な情報の提供等、中小企業者の要望に沿えますよう十分御趣旨を体しまして支援を進めてまいりたいと思っておりま

の先生も各地へ気楽に出向いて、講演をしながらそういうたった希望者にアドバイスを与えるとかいう形をどうぞ積極的にやつてもらいたいと思います。私はこういったものにつくるときにいつも例に挙げるわけでございますけれども、異業種交流のときのカタライザーのような人たちをつくるといかないと、組合は設立したわ、中身は何もないわ、補助金だけは使つてしまふということになります。

それから、同時にもう一つ、組合設立のところで、これはここで結論は出せないかもわかりませぬけれども問題点として挙げておきたいわけでもあります、組合を設立したときに一番大変なのは出資金の問題であります。組合を設立したメリットはメリットでたくさんあります。一人一人が平

等であるということがメリットであります。が、反面、議決権及び選挙権が出資口数にかかわらず平等等という点がこれまでの経済活動を大変阻害している場合もある。

組合の場合も、当初設立発起人が中心となつて組合事業実施のための経営基盤を確立し構築せねばならない、ということで資金集めを始めます。総勢二十六人で、必要な資金はそのとき二億円。したがつて、発起人一人当たりの出資要求額は七百六十九万円となります。そこで、組合設立参加者に対する均等出資を仰ぐことが前提とされているもの、現実には参加者の経営規模に格差があるため、均等出資は求めにくい、さらに出資負担率が高い、共同化事業の実施後確実にメリットを受けることができるのか等々、こういった問題をめぐつて二軒、三軒することとなつた。結果的に、設立時の組合員の均等出資要請は断念せざるを得ない状況になつた。したがつて、設立出資金は形式だけにとどめ、一名当たりの額は一口から五口、一口五万円として集めた。そして別の法人会社を設立して、そこで資本金の募集に当たる。もしさうしなかつたならば、共同経営者が二十六人、組合名に百二十人以上が含まれ、名義上二百九十五万円

に直面し、さまざまな要求にこたえなければならなかつたと思われる。この法律ができて、組合をつくつて、皆さんどうぞこれで効率化のためにスタートしてくださいよということだけでは、船頭が多くなつてしまつて船は進みません。こういったさまざまの問題がある。

それからもう一つは、一番資金が要るのは組合の設立時であります。あるいは事業計画をしたときに、計画をした段階で資金が必要わけあります。高度化資金を受けようと思えば、そういうた計画をつくつた後に資金が融資されてくるのに一年くらいかかるのじやないだらうかと言われる。これは何も審査しないで何でもかんでも金を出せとは私は言いません。しかし、必要なときには制度としてはあつても実際使うことができない。

この辺が組合を設立した人たちの切実なる思いであります、特に事業をやるのですから、この点について、融資制度についてどう考えておられるか伺いたいと思います。

が、中小企業構造の高度化に寄与する事業等について長期低利の融資を行うものでございます。したがいまして、融資条件が優遇をされたものであるわけでございますが、反面、事前の診断の実施等、一般の金融とは異なる要件とか手続を満たすことが必要とされているところでございます。

高度化融資制度につきましては、こうした前提はありますものの、中小企業庁としては、できるだけ制度を使いやすくする、こういうことでいろいろ努力をしてきたところでございまして、例えば、診断手続の簡素化でありますとか提出書類の部数の削減、こういったことで制度の改善に努めてきたところでございまして、その他いろいろ制度の改善がございますが、今後ともこのような方向で私どもは改善に努力をして使いやすいよう、そしてできるだけ、何と申しますか、簡素化という方向でやつてまいりたいと思いまます。

効率化計画の申請が出た、それだけでもって高

○森本委員 必要なときには融資ができるようになると迅速な処置をお願いしたいと思います。
それから、本案に係る支援措置の中で、地域中小企業物流効率化推進事業、補助金の問題であります。ですが、実験的事業運営事業、モデル実験事業、これが地域中小企業物流効率化推進事業とそれから卸売業活性化推進事業にありますね。これは都道府県内の組合に対する補助としてあります。これはどううところをモデル実験事業と考えておられるのかということ伺いたいのと、全国単位、ブロック単位の組合等に対する補助、広域中

にならないということをもう一遍言つておきたいと思います。

次の質問をいたしたいのですが、国はこのようないい共同配送施設をつくつたりする場合、低利資金の貸し付けなどで援助することになつておりますが、中小企業にとってはそれだけの援助を受けても大きな負担になります。やはり一定の規模以上の企業でないと参加できないのではないか、結局参加入りきれない企業は切り捨てられていくことにならぬのか、この点が業者たちから出されたもう一つの不安であります、これについてはどうお答えになるでしょうか。

○春田政府委員 お答えいたしました。
本法案は、物流に携わる中小企業者一般の物流業務の効率化を促進することによりまして中小企業の振興を図ることを目的としておるわけでございまして、支援対象は企業規模の大小によって限定されるものではございませんで、中小零細業者による共同物流事業への参加も考えられるところでございまして、現に零細な卸業者の集まりからも要望が出てきているところでございます。

○小沢(和)委員 時間がないから次に行きますが、私は先日、この法案の勉強のため、最近福岡県大牟田市にオーブンした大牟田物流センターに行つてまいりました。ここは初め卸流通センター、工業団地、貨物輸送センターの三協同組合で物流センターをつくろうとしたのであります。建設地が工業専用地域であったため卸売業者たちが入ることができず、工場とトラックターミナルだけという形でスタートしました。私が見ても、これだけでは今後の発展が難しい、早く卸売関係も参加するようにしなければと思いました。隣接する三井三池炭鉱の貯炭場を準工業地域に用途変更すれば用地も確保できるし、国としても早くそういう方向に進むよう積極的に援助する必要があると思いますが、見解を伺いたいと思いまます。

○南学政府委員 中小卸売業は、物流コストの増大、流通構造の転換など、非常に厳しい環境変化

の中で流通の効率化に資するという重要な役割を担つてゐるわけあります。したがいまして、このような環境変化に対応しようとする中小卸売業の活性化を支援していくことが我々として大変重要な要であると考えております。このために高度化融資あるいは税法上の優遇措置等を講じまして、卸業者たるいは運送事業者をこれまでもやつてきたわれであります、今後ともそうした努力を続けてまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 では、その点は積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、物流問題を深刻にしておりますのはジャスト・イン・タイム方式や多頻度小口配達であることは先ほど來の議論のとおりであります。親企業などの勝手な都合に合わせて夜間や休日などと並んでございまして、現に零細な卸業者の集まりからも要望が出てきているところでございます。

○小沢(和)委員 時間がないから次に行きますが、私は先日、この法案の勉強のため、最近福岡県大牟田市にオーブンした大牟田物流センターに行つてまいりました。ここは初め卸流通センターや、工業団地、貨物輸送センターの三協同組合で物流センターをつくろうとしたのであります。

○桑原政府委員 御指摘のとおり、昨年二月、下請中小企業振興法に基づきまして振興基準が改正され、週末発注・週初納入・終業後発注・翌朝納入等を改めることなどが親企業の義務として新たに追加されました。その後これらは基準が守られているかどうか、最近の調査の結果を示していただきたいと思います。

○桑原政府委員 御指摘のとおり、昨年二月、下請中小企業振興法に基づきまして振興基準を改正いたしたわけでございます。趣旨は、下請取引にかかる親企業の発注方式等、取引条件の改善といふものとの目的としたものでございまして、この結果といふものを把握するために、昨年秋に調査をいたしまして、ことし二月に調査結果を取りまとめて、我々が発表させていただいたところでございます。

内容的にいろいろな点があるわけでございますけれども、全体として親企業の発注方式等が改善されたかどうかといふところに関しましては、やや改善された点もございますが、やや改善がおくれてる点もございまして、全体として見ますと、必ずしも十分振興基準といふものの効果が

らこの振興基準が徐々に浸透いたしまして、大きな効果を上げることを我々は期待しておりますけれども、このアンケート調査の結果だけ見ますと、必ずしも十分な成果が上がっていないということは残念なことでござります。

○小沢(和)委員 必ずしも所期の効果が上がつてないことは残念だとおっしゃったわけですが、そうすると、それを改善するために当然取り組まっていると思うのですが、それはどういうことになつておりますか。

○桑原政府委員 こうした結果が出たものでございましたから、我々としてやりましたことは、いわゆる親企業団体、親事業団体というものがございます。中小企業庁長官と関係局長の連名によりまして約三百六十の親企業の団体に対しまして通達を出し、振興基準を守るということについて協力を求めたところでございます。今後ともこの振興基準の普及、啓発というものが進みますようにいろいろな手段を講じていきたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 先ほど、公正取引委員会だったと思いませんけれども、同僚議員の質問に対しても、最近もいわゆる運送業について下請関係を調査してみたら、余りそういうような関係の存在が認められなかつたというような趣旨の発言をされております。私は、法律上下請関係というのがどういう定義になつておるのかという点はよく知りませんけれども、少なくとも今の中小運送業者がほとんどの特定の企業に丸抱えて従属しているという点は否定できないのではないかと思うのです。

○小沢(和)委員 こういう関係を下請関係と呼ぶかどうかはともかく、積極的に保護しなければならない関係だといふ点を改めてこの機会に確認しておきたいと思いますが、いかがですか。

○桑原政府委員 先ほどから御説明しておりますが、いかがですか。運送業者たるいは料金につきましては、先生今値崩れの問題を御指摘いたいたわけづいて作成されたわけでござりますけれども、この下請中小企業振興法の定義によりますと製造業等を中心に対象にいたしておりまして、流通とか

サービスとか、そういうものはこの法律上の対象にはなつてないわけでございます。どうしてかといいますと、從来恐らく経営的に守るべき下請企業というものが存在していたのは、多くの場合製造業を中心としていたから、この下請中小企業振興法の対象事業が製造業に限られておつたといふふうに思うわけでございます。

そこで、振興基準自体については、いわゆるこの流通は適用対象にならないわけでございます。しかし、同様な問題もあるということは認識をしておりまして、通産省といたしましても、この流通に関しては從来から、例えは商慣行の行政指導というようなことを去年やりまして、流通についても振興基準と同じような通達を出したわけでございますし、また、公正取引委員会も所謂の行政指導というものを関係業界にやつていて、うふうに考えておるわけでございます。

○小沢(和)委員 次に、運輸省の方にお尋ねをしたいと思います。私が本法案について中小トラック運送業者の意見を聞いたことは今も申し上げましたが、それでその際、大変印象的だったのは、地元で聞いても、東京で聞いても共同配達についての意見はほんの一言、二言で、彼らが最大の関心を示したのとは、トラックの運賃問題だったのです。どの業者も特定の荷主を持ち、その荷主から厳しい値引きを要求され、届け出運賃の六、七割しかもらえていないというのです。コストの方は、トラックの購入費も人件費も大幅に上がっているのに、運賃は十年前より低いというのではやっていけばなりません。

○水田政府委員 お答えいたしました。
運輸省はトラック運賃の最近の状況をどう把握しておられるのでしょうか。

○水田政府委員 お答えいたしました。
トラック事業の運賃あるいは料金につきましては、先生今値崩れの問題を御指摘いたいたわけですが、最近の趨勢について見ますと、深刻な労働力不足あるいは労働時間の短縮等によ

ります人件費の上昇というような理由によりまして、トラック事業の実勢運賃は引き上げられてきています。これによりますと、道路貨物運送、トラック事業のこととございますが、道路貨物運送の実勢レートといふものは、平成三年の十月から十二月にかけての数字でございますが、前年同月に比べまして四・九ポイント上昇いたしておるわけでございます。トラック運賃というのは運輸関係のいろいろな調査項目の中でも比較的高い上昇が目立つておるわけでございます。

これはあくまでも平均的な指標でございます。先生、九州の話をおっしゃったわけでございますが、地域によってもあるいは貨物の種類によっても違うと思います。いろいろな場合があると思いますが、一応の趨勢としてはそういうことではなかろうかという認識をいたしております。

○小沢(和)委員 私は九州だけの話をしたのじゃないのです。東京でも何軒かですけれどもトラック業者的人に聞いてみたら全く同じ反応だったと言つておるわけです。だから、あるいは大小取りまさるとそういうような傾向になるかもしれませんのが、私が知っているのは大体零細業者ばかりですね。からそういうことになつたかもしませんが、事実は事実なんですね。

これまでトラック運賃は国の認可を受けて決定され、比較的守られてきたけれども、平成元年に制定された貨物自動車運送事業法によって運賃が届け出制となり、荷主と運送業者の話し合いで、いわば今までより大幅に自由化されたわけあります。荷主と運送業者は建前の上では対等であり、自由に値を決められるということになつたとしても、実質的には先ほど来言つておりますように荷主に従属し、下請関係にある業者が大部分ですから、力関係で運賃がぎりぎりまで切り下がられることになるのは当然ではないでしょうか。

○水田政府委員 お答えいたします。

トラック事業につきまして、先生御指摘のとおり、平成二年の十二月に道路運送法が改正されます。これによりますと、道路貨物運送、トラック事業のこととございますが、道路貨物運送の実勢レートといふものは、平成三年の十月から十二月にかけての数字でございますが、前年同月に比べまして四・九ポイント上昇いたしておるわけでございます。トラック運賃といふものは運輸関係のいろいろな調査項目の中でも比較的高い上昇が目立つておるわけございます。

これはあくまでも平均的な指標でございます。先生、九州の話をおっしゃったわけでございますが、地域によってもあるいは貨物の種類によっても違うと思います。いろいろな場合があると思いますが、一応の趨勢としてはそういうことではなかろうかという認識をいたしております。

○小沢(和)委員 私は九州だけの話をしたのじゃないのです。東京でも何軒かですけれどもトラック業者的人に聞いてみたら全く同じ反応だったと言つておるわけです。だから、あるいは大小取りまさるとそういうような傾向になるかもしれませんのが、私が知っているのは大体零細業者ばかりですね。からそういうことになつたかもしませんが、事実は事実なんですね。

これまでトラック運賃は国の認可を受けて決定され、比較的守られてきたけれども、平成元年に制定された貨物自動車運送事業法によって運賃が届け出制となり、荷主と運送業者の話し合いで、いわば今までより大幅に自由化されたわけあります。荷主と運送業者は建前の上では対等であり、自由に値を決められるということになつたとしても、実質的には先ほど来言つておりますように荷主に従属し、下請関係にある業者が大部分ですから、力関係で運賃がぎりぎりまで切り下がられることになるのは当然ではないでしょうか。

○水田政府委員 お答えいたしました。

トラック事業につきまして、先生御指摘のとおり、平成二年の十二月に道路運送法が改正されます。これによりますと、道路貨物運送、トラック事業の実勢化を図るために、この法律におきましては、運賃あるいは料金を從來の認可制から届け出制に移行するというふうなことを含めまして施行されたわけでございます。この法律におきましては、運賃あるいは料金を從來の認可制から届け出制に移行するというふうなことを含めまして施行されたわけでございます。

ただ、過積載あるいは過労運転の防止等の問題につきましては、他方において社会的規制を強化するということによって対応するという考え方をとつておるわけでございます。したがいまして、この面の対策につきまして私ども新しい法律のもとで取り組んでいるところでございます。

しかし、先生御指摘のとおり、過積載とか過積載とかいろいろな問題につきましては、トラック業界全体として過労運転とか過積載とかいうことを行わないという姿勢を明確にいたしました。昭和五十七年一万八千四百九十件だったものが、平成三年二万五千四百五件へと三七%もふえていた。同じ期間の事故件数全体の伸びよりも五%も高くなっているわけです。労働者がこの原因になつて、運賃の切り下げ状態を緊急に改める必要があると思うのです。そのためにも私はトラック運賃の実態について把握するために調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水田政府委員 お答えいたします。

違反の問題については大変失礼いたしました。それで、昭和六十一年と平成二年でトラック業者との違反事業者数、過労防止違反、過積載防止違反、それぞれ件数はどう変化したか、お尋ねをします。

○小沢(和)委員 急な御質問でございまして資料

ねだなんて、冗談言つてもらっちゃ困りますよ。まあ時間がないから、それでは私がかわって答えますよ。処分を受けた事業者数は、昭和六十一人が二千九百二十八件だったものが、平成二年が六千三百三十二件と二・一六倍。過労防止違反が、二百二十件から四百三十一件へと一・九六倍。過積載防止違反が、千九百三件から五千百七十八件、二・七二倍というふうにふえていたわけです。とりわけ、過積載防止違反が激増している。過労や過積載が直接事故の原因になることはもうどなたも否定できないと思うのです。

そこで私は、昨日警察庁に事業用トラックの交通事故件数の推移についての資料をいただいてみました。昭和五十七年一万八千四百九十件だったものが、平成三年二万五千四百五件へと三七%もふえていた。同じ期間の事故件数全体の伸びよりも五%も高くなっているわけです。そのためにも私はトラック運賃の実態について把握するために調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○水田政府委員 お答えいたします。

違反の問題については大変失礼いたしました。それで、昭和六十一年と平成二年でトラック業者との違反事業者数、過労防止違反、過積載防止違反、それぞれ件数はどう変化したか、お尋ねをします。

○朝原説明員 お答えいたします。

道路貨物運送業におきます過去十年間の労働時間の推移を見ますと、昭和五十七年の年間総実労働時間が二千五百七十四時間でございまして、その後増加していくましまして、六十三年には二千六百八十七時間にまで増加いたしました。しかし、そ

○小沢(和)委員 いざれにしろトラック労働者の労働時間がかけた外れに長いということはもう世間の常識だと思います。こんなひどい長時間労働がまかり通つておるのは労働省自身が初めからトラック労働者は他産業より長時間労働で当たり前という立場に立ち、二・九告示という特別の彼ら用の基準を設けているからではないかと思いますが、いかがですか。

○朝原説明員 労働基準法 자체はすべての雇用労働者に適用になりまして当然トラックの運転手にも適用になっております。しかしながら、それだけでは労働時間が非常に長いことでござりますので、労働基準法に加えまして今先生のおっしゃられました二・九告示によりまして、長時間労働の実態が見られます自動車運転者については、特に労働時間以外に例えば拘束時間に対する規制等を行いましてそういう長時間労働の実態となるべくなくすという努力をしているところでございます。

○小沢(和)委員 私は、トラック労働者も同じ労働者として他産業並みに労働時間を短縮し人間らしい生活ができるようしなければならないと思います。そのためにも、二・九告示のようにトラブルク労働者を別扱いすることを一刻も早くやめるべきだと思います。今のお話では何か二・九告示でむしろトラブルク労働者に対して特別に配慮しているかのような話ですけれども、実際には逆じやないでしょうか。午前中もこの二・九告示を改定したという答弁があつたので、私すぐ調べておるかのような話ですけれども、実際には逆は週四十八時間を四十四時間にするということになつておりますが、これ自体も基準法の改正を受

けて一般より一年おくれだと思ひます。何よりも週七十八時間の拘束はそのままにしておる。実働は四十四時間に短くしても拘束は七十八時間というそのまま、これを認めるという告示をわざわざうそのままで出しておいて一体これでトラック運転手が人間らしい生活を回復することができるのか。こんなような立場では絶対できないと私は思うのですが、もう一遍答弁していただきたい。

○朝原説明員 まず、労働基準法上、トラック運転者の労働時間でございますが、これは昨年週十四時間労働制になりました。ただし、トラック運転手、そのほかにもいろいろな業種等とか規模によつて違うんですけれども、猶予措置が二年ついております。来年の三月三十一日までは週法定労働時間がトラック運転手につきましては四十六時間ということです。

それで、この二・九告示について申し上げますと、これは直接的に労働時間を規制するものではございませんで、自動車運転者の労働時間等の現状、特性を考慮いたしまして、運転者の労働時間と休憩時間の合計時間である拘束時間の上限を定めたものでございます。その上限が二週間について百四十三時間、四週については二百七十三時間といふことでござります。これは、先ほど先生おっしゃられましたように昨年改定されていまして、その前は二週で五百六十六時間ということござりますから、そういう拘束時間、これは、休憩時間は労働時間でございませんから、それを含めたものが改正になつて短くなつたということです。

以上でござります。

○小沢(和)委員 だから、ほかの産業の労働者には拘束時間七十八時間などというようなことはどこにもないでしよう、こんな長いものは。だから、トラック運転手についてはそういう長いのが当然であるかのようにあなた方が思い込んでいることが問題だというふうに私は言つておるわけであります。

残念ながら時間が来たようです。それで、大臣

にやはりどうしても一言お尋ねをしたいわけあります。

私はこれまで、ジャスト・イン・タイム方式の是正とか適正運賃の確保、トラック労働者の労働時間の短縮等についていろいろ述べてまいりましたが、これらの問題の解決なしに中小の物流問題は解決しないし、とりわけ深刻な人手不足は解消しないと思います。大臣はこういう点についてどうお考えでしょうか。

○渡部国務大臣 中小企業では物流内容に応じたコストの算定が必ずしも的確になされていない状況、このため物流コストが運賃や商品単価に十分に反映されていないことが中小企業の経営を圧迫する一因となつております。労働者の福祉の向上、職場環境の改善を図る余裕がない中小企業も少なくないと思われます。

したがつて、労働時間の短縮や職場環境の改善のためのコスト、緊急配達が行われた場合などの増加コストを含め、物流コストが物流内容に応じて的確に算定され、明確化されることが重要であると考えます。

これらの点を踏まえて、各中小企業者が流通業務の効率化を図るに当たっては、労働時間短縮、職場環境の改善といった観点にも十分配慮しつつ事業を推進することが期待され、また行政としても、本法案の施行に関し、労働者の立場が十分反映されるよう努めてまいりたいと思います。

○小沢(和)委員 終わりります。

○武藤委員長 江田五月君。

○江田委員 本日審議されております中小企業流通業務効率化促進法案、これは私たちも賛成法案でございますし、また先日の特定債権法案、リース、クレジット、ああいう問題点も余りないと思います。もちろん、我が国の物流問題は、既に同僚委員からいろいろ御指摘があつたような大変な問題を抱えていることは、これは私も承知をいたしておりますし、いずれ改めて議論したいと思いますが、本日は視点をちょっと変えまして、現在の不況、そしてこれに対しても中小企業対策を一体

どうおとりにならうとしているのか、こうした質問をしてみたいと思います。

まず大臣に伺うのですが、現在の日本の経済の実態というものを一体どうごらんになるか。日本経済は、昨年来の政府の見通しと大きく違つて不況だということになりました。株価は暴落する、地価は下落をする、これはいいことだと思いますが、百貨店の売り上げはダウン、在庫はたまる、設備投資は進まない、そういうようなことで日銀が公定歩合を〇・七五%下げて、また政府は緊急経済対策を発表された。ところが、発表直後に株価はさらに下がった。これはもう考えられないことだというわけですが、これはどうも政府の政策は信用されていないのではないかという議論が出てまいりました。経済不振は政治不信が原因なのではないか、同じフシンですが、経済の方は振るわない不振で、政治の方は信じられない不信ですけれどもね。あるいはもっと進んで官澤不信ではないかとか、景気対策のためには総理大臣を取りかえる必要があるのではないかという、こんな議論まで行われている。まあ取りかえてどうなるものなのか、いや、それはちょっと違うというところなのか、それはいろいろ議論があると思いますが、しかし政府不信ももちろん私あると 思いますが、もうちょっと角度を変えた議論をしてみたい。

それは、不況ですが、不況のすべてが悪いということになるのか。不況の中のこれこれこういう部分は、これは例えばさっきの地価の下落のようには、これは当然のことであるんだとか、あるいはこれは経済を健全なものにするために耐えていかなければいけないことであるんだとか、そういうようなこと、あるいは時代の大きな変化が一見不況というように見える形であらわれているんではないかとか、いろいろあって、一種の複合不況だと私は思います。

一つは、言うまでもなく、バブルの崩壊、これはある意味で必要なことなので、バブルにまた戻るような、そして景気がよくなつたと喜ぶような

ことではいけないんで、バブルが崩壊していく。それはそれで必要である、副作用が起きないようにしていいればよろしいですということだと思います。もう一つは、通常の在庫循環、これはある意味で時間が解決するという面がある。もう一つは内需の不振だ。財政出動、公共投資の前倒し、あるいは補正予算に有効性がある。そしてさっきの政治不信、証券不信、これは政治改革とか市場改革とか社会的な公正を確立する必要がある。

さらにもう一つあるんじやないかと思うのです。それは消費者の意識の変化、消費行動の変化、こうしたものがあるんだろう。百貨店の売り上げがダウントした。こういうわけでもちろんバブル時代の高額商品が売れなくなつたのは当たり前ですね。そんな変な、やたら高いものばかりがいいというのが続くわけがないので、バブルの崩壊による消費行動の変化もあるけれども、それだけではなくて、消費者が求めているものが大分変わつてきつた。例えば車。新車がよろしいといふんで、今は最初の車検三年ですから、二度目の車検五年ごとに買いかえるとか、あるいは三年でもう買いかえるとか、しかしどもそういう消費のあり方というのは違うんじゃないかなといふので、しばらく自分の愛車として七年なり九年なり乗つてみようという方向に消費者の行動が変わつてくるとか、あるいはデパートへ行つてとにかくいいものを、ブランド商品なんといつて、いろいろあるわけですが、そうでなくして、ちゃんと使えば、そして長もちすればいいじやないか、そういう選択に変わつてくる、いわば地味ではある意味で本当の生活の質の高さを求めるよといふ消費者、生活者の態度でもあるわけで、どうもその辺で何か不振だ、景気が不況だ、これで何とかしても一過景気よくしなきゃならぬという、そういう政府やあるいは我々や、それと実際に日本の日本経済の中での消費者の求めるものと、その辺がミスマッチがあるんじやないかという気がするのですね。そのミスマッチをそのままにし

て、公定歩合を引き下げるとか公共事業を前倒しするとか、それだけで果たしていいのだろうか。例えば四百三十兆円の公共投資はこれからやっていかなければならぬ。大きくこれを見直して、生産省とか農水省とか通産省とか、最終的に消費者に活重心に思い切つてこの公共投資の配分の比率を見直さなければいけないんじやないだらうか。建設省予算ばかりではなくて例えば厚生省とか文部省とか農水省とか通産省とか、最終的に消費者に買つてもらわなければいけないわけですから、消費者が真に求めているもの、生活者が真に求めているものにマッチした公共投資でなければなりません。消費者が真に求めているものつかまないと減税をしても設備投資をして効果が上がらない、こうしたことになつっていく。

○渡部国務大臣 今先生からいろいろお話をありましたが、これはまさに先生御指摘のとおり現在の我が国の経済は過去、明治以後も、また戦後四

十六年経験したことのない状態で、恐らくケインズもヒックスも予測できなかつたであろうと思いまます。一般的に不況ということを我々の本で読んでおるのは、まずレイオフが行われ、失業者が町にあふれるという状態であります。ところが現在、不況の中で時短が叫ばれ、また人不足が最大の大政策課題にもなつております。しかし一方、やっと買ったNTTの株が六十万前後になつてしまふということになれば、これは株式市場に対して大衆の気持ちが冷え込んでしまう。金融も、私ども、一連の不祥事件から、何か銀行に金を貸すことがいつも言つておるのですけれども、本来は企業の将来に対するお金を貸すということは銀行として褒められるべきことだったわけでありますけれども、やはりこれは健全な形に直して、証券市場あるいは金融、こういったものの信用を取り戻して、やはりこれは健全な形に直して、証券市場あるいかなければならない。

○江田委員 ちょっと私の質問も長過ぎたのです

が、答弁の方が尋ねを尽くしていただきまして、代への生活のニーズにもこたえていくという方向での経済政策を進めてまいりたいと存じます。○江田委員 ちょっと私の質問も長過ぎたのです

が、答弁の方が尋ねを尽くしていただきまして、若千ミスマッチもあつたような氣もするのです。が、私が言いたいのは、やはりサプライサイドの景況運営、経済運営の考え方だけではなくて、ディマンドサイドといいますか、消費者、生活者の方から見て景気という経済の状態をどう見なければいけないのかという問題があるだろうと、何か新しい志向というものが消費者の中に起きてきているんじゃないかなといつたこと、これは割に大切なところじゃないかということを指摘したかったわけですね。だから、例えば建設省主導の公共交通水道を立ててそうですかということになるはずのものではあります。だから、一体予算がいつごろ通るのか、内閣もいつまで続くのか、私なんかも今ごろ通産大臣としておるものかというような雰囲気の時期もありま

ですが、最近中小企業が、やはりそうはいつてもなかなか大変なことになってきている。

BIS規制をクリアするために銀行の貸し出しを極めて厳しくなって、しかも地価の下落で担保価値の評価も厳しくなる。もしかしたら夏のボーナスに影響が出てくるかも知れないということが言われ、その中で政府の緊急経済対策でも中小企業の金融についての対策も盛り込まれているわけですが、銀行の貸し出しが難しくなる一方で、郵便貯金が個人貯蓄に占める割合が増加していく、そして財政投融資の意味が大きくなっている。予算にもそれがあらわれておるわけですが、ところがなかなかこの郵貯の資金が産業界に適切に活用されていないのじやないか。

現在、私も実は余りよく知っていないのでありますが、中小企業金融公庫、国民金融公庫、こういうところで事務が停滯をしてなかなかさばき切れない。一方で、これは何と/orの代理店制度というものがある、市中のさまざまな金融機関を中小企業金融公庫などの代理店にして、いろいろ郵貯の資金なども流すような方法はあるということなんです。したがって、そっちの方で郵貯の資金も十分産業界に流れようになっているということではあるのですが、しかしどうも実際に聞きますと、なかなかこれが活用されていない。

一方で国民金融公庫の方は、もう今申し込んで話を聞いてもららまでに一ヶ月ぐらいかかるつてしまつて、そうしておると、これはボーナスに間に合わない、こんなことにもなりかねない、そんな不安が今ずっと中小企業者の中に広がつておるというのですが、これは例え代理店制度をもっと拡充するとか、もつと活発に利用するように指導するとか、あるいは国民金融公庫その他の窓口の手続をもつと何かいい指導をするとか、いじやないかといふ気がするのですが、いかがですか。

○江田委員 時間が参りましたが、日本経済の中でも、その中小政府系金融機関に対しまして、既往の貸付金の返済猶予であるとか担保請求の弹力的な運用というものを行うように通達を既に出しておられますし、また同時に、民間金融機関につきましても、大蔵省と一緒に同じような細かい配慮をするようになりますと、いうことで通達を出したところでございます。

これからそういうことが実現していくために、これは、国いろいろな施策において、とりわけ通産省なんかでもおやりになる政策が、いわゆる経済優先から生活優先という視点を忘れてはいけないということだと思います。そういう意味で、今回のあらわれたと思いますが、ひとつ大臣、これから決意を持って中小企業の育成のために努力を

○桑原政府委員 まず、政府系中小企業金融機関の代理貸しでございますけれども、かなり利用されているのではないかというふうに我々は見ていくわけでございます。これは言うまでもなく政府系金融機関が少ない店舗数しかございませんの

ということも目的として設けられているものでございます。最近の代理貸しの伸び率も相当高くなっていますし、中小公庫の場合をとらせていただきますと、直接、直貸しと代理貸しというものの比率でございますけれども、代理貸しの比率が四二・五%ということをございますので、半分弱でございますが、これが代理貸しを通じて中小企業に融資されております。

○川端委員 大臣、御苦労さまでございます。よろしくお願ひします。

先般、四月十五日に経済審議会の運営委員会が、「新しい経済計画の基本的考え方と検討の方針」というのをお示しになりました。読ませていただきますと、重点課題の第一番目に「労働時間の短縮」ということが示されておりまして、労働基準法改正による法定労働時間四十時間制への移行、所定外労働の削減のための法定割り増し賃金率の引き上げ等々が盛り込まれております。それなりの見識だと、うふうに理解をいたしました。

○竹村委員長代理 川端達夫君。

宮澤政権は発足以来、いわゆる生活大国というものを公約の真っ正面に据えられて、軌を同じくするものだというふうに思います。私たち民社党も、大国という言葉はいかがかななどということ、やつていくべきではないかという御指摘でございましたけれども、これは我々も全く同感でございました。先般決定されました緊急経済対策におきましてもこういう点がうたわれておりますと、我々はこの代理貸しにつきましてはこれからも有効に活用していくよう指導していきたいというふうに思つておるわけでござります。

また、この政府系中小金融機関が中小企業に対するものだと、いふうに思つておるわけですが、実際の運送業といふものは非常に徹底したけれども、働く者から見れば余り大したことないではなくて、かえつて非常に優先しているのではなくて、幅広く、とりわけ移行でございますが、これが代理貸しを通して、労働時間の短縮と、そこで働く人たちの労働時間の短縮あるいは、それを補つて中小企業者の利便の向上を図るということも目的として設けられているものでございます。最近の代理貸しの伸び率も相当高くなっておりますし、中小公庫の場合をとらせていただきますと、直接、直貸しと代理貸しというものの比率でございますけれども、代理貸しの比率が四二・五%ということをございますので、半分弱でございますが、これが代理貸しを通じて中小企業に融資されております。

○桑原政府委員 まず、政府系中小企業金融機関の代理貸しでございますけれども、かなり利用さ

していただきますようお願いをして、質問を終わります。

○川端委員 大臣、御苦労さまでございます。よろしくお願ひします。

先般、四月十五日に経済審議会の運営委員会が、「新しい経済計画の基本的考え方と検討の方針」というのをお示しになりました。読ませていただきますと、重点課題の第一番目に「労働時間の短縮」ということが示されておりまして、労働基準法改正による法定労働時間四十時間制への移行、所定外労働の削減のための法定割り増し賃金率の引き上げ等々が盛り込まれております。それなりの見識だと、うふうに理解をいたしました。

○竹村委員長代理 川端達夫君。

宮澤政権は発足以来、いわゆる生活大国といふことを公約の真っ正面に据えられて、軌を同じくするものだといふうに思つておるわけですが、実際の運送業といふものは非常に徹底したけれども、働く者から見れば余り大したことないではなくて、かえつて非常に優先しているのではなくて、幅広く、とりわけ移行でございますが、これが代理貸しを通して、労働時間の短縮と、そこで働く人たちの労働時間の短縮あるいは、それを補つて中小企業者の利便の向上を図るということも目的として設けられているものでございます。最近の代理貸しの伸び率も相当高くなっておりますし、中小公庫の場合をとらせていただきますと、直接、直貸しと代理貸しというものの比率でございますけれども、代理貸しの比率が四二・五%ということをございますので、半分弱でございますが、これが代理貸しを通じて中小企業に融資されております。

○桑原政府委員 まず、政府系中小企業金融機関の代理貸しでございますけれども、かなり利用さ

していただきますようお願いをして、質問を終わります。

○江田委員 時間が参りましたが、日本経済の中でも、その中小政府系金融機関に対しまして、既往の貸付金の返済猶予であるとか担保請求の弹力的な運用というものを行うように通達を既に出しておられますし、また同時に、民間金融機関につきましては、大蔵省と一緒に同じような細かい配慮をするようになりますと、いうことで通達を出したところでございます。

これからそういうことが実現していくために、これは、国いろいろな施策において、とりわけ通産省なんかでもおやりになる政策が、いわゆる経済優先から生活優先という視点を忘れてはいけないということだと思います。そういう意味で、今回のあらわれたと思いますが、ひとつ大臣、これから決意を持って中小企業の育成のために努力を

○渡部国務大臣 先生のお考へ、私どもが今回御審議をいたしておる法律の目的と共通するものと存ります。時間が長くなるといけませんから簡単に申し上げますが、中小企業の省力化、これもがんばれこれからやっていくということに対しても、大臣の御所見をまず伺つておきたいといふうに思ひます。

おもしろくないなといふうなことであつてはいけないということに関しても、そういう配慮をしながらこれからやっていくということに対しても、大臣の御所見をまず伺つておきたいといふうに思ひます。

○江田委員 時間が参りましたが、日本経済の中でも、その中小政府系金融機関に対しまして、既往の貸付金の返済猶予であるとか担保請求の弹力的な運用というものを行うように通達を既に出しておられますし、また同時に、民間金融機関につきましては、大蔵省と一緒に同じような細かい配慮をするようになりますと、いうことで通達を出したところでございます。

これからそういうことが実現していくために、これは、国いろいろな施策において、とりわけ通産省なんかでもおやりになる政策が、いわゆる経済優先から生活優先という視点を忘れてはいけないということだと思います。そういう意味で、今回のあらわれたと思いますが、ひとつ大臣、これから決意を持って中小企業の育成のために努力を

○桑原政府委員 まず、政府系中小企業金融機関の代理貸しでございますけれども、かなり利用さ

していただきますようお願いをして、質問を終わります。

○川端委員 大臣、御苦労さまでございます。よろしくお願ひします。

先般、四月十五日に経済審議会の運営委員会が、「新しい経済計画の基本的考え方と検討の方針」というのをお示しになりました。読ませていただきますと、重点課題の第一番目に「労働時間の短縮」ということが示されておりまして、労働基準法改正による法定労働時間四十時間制への移行、所定外労働の削減のための法定割り増し賃金率の引き上げ等々が盛り込まれております。それなりの見識だと、うふうに理解をいたしました。

○桑原政府委員 まず、政府系中小企業金融機関の代理貸しでございますけれども、かなり利用さ

○川端委員 まず初めに、とりわけいわゆる物流業に携わる労働者の觀点から御質問をしたいといふふうに思います。

今、大臣おっしゃった部分は主に、物流センターを通じて荷物を集配する仕事をしていただくなれば、業界にとってはいろんな効率があるということは、これはもう間違いくそうだと思います。平成二年の運送業における年間総労働時間が二千五百三十八時間、全産業平均は二千五十二時間ということで五百時間以上長い、五百時間というは大変な時間でございます。この法律をやることが直接的にこの部分にかかわることでない、直接的にはそうではないかもしませんが、物流の効率化、不要な積載率の低いものを効率化していくことなどということでは、結果としては運送業の効率化、そしてそこに働く人の労働時間短縮というところにかかわってくるんだと私は思いますが、五百時間も長いという部分を何とかしなければいけないというときに、この法律によって物流関係の労働者の労働時間というものがどのように短縮されしていくと見通しておられるのか。五年、十年、そういうレンジも含めて御検討されているのであれどお聞かせをいただきたいというふうに思いました。

いうようなことが進んでおりますので、それを受けまして運輸省としても一斉休日の導入を指導するとか、あるいは計画監査に際しても過労運転の防止などについては最重点で見るとか、あるいは運賃改定に際して時短のための原資を見る、それに対してもそれをばねにしてさらに指導するとか、いろいろなことをやりまして時短の推進を図つていくということが必要であろうと思ひます。それと同時に、今のこの法律がやはりちゃんとワークをいたしまして、流通業務の効率化というものが進んでまいりますと、これはやはりより効率的な仕事の仕方ができることになるわけでございますから、そういう意味でやはりこの法律も時短の推進というのに大きな効果があるものと思っております。具体的に何年までに何時間というのはこれではなかなか難しいことでござりますが、法律で定められております平成五年までの四十四時間、こういうふうなものについてはきちんと対応できるようにその都度対応してまいりたいと思っております。

いうふうにやっていきましょうというビジョンを、当然お示しにならなければ、まさに宮澤政権、姿が見えないと言わざるを得ないと、いうふうに思ひ

そういう中で、一つは労働時間が長過ぎる。それで、運輸政策審議会の見通しで、輸送業界でいわゆる今の全産業の二千五十時間、一千時間程度に五百時間時短をすることに計算をすると、労働供給量で需要量は二十五万人ドライバーが不足すると言われているわけですね。二十五万人の人も人手不足になる。しかも今審議官がおっしゃいましたように三Kのイメージがあつてなかなか人が来手がない。時短をしないとまして来てくれない。しかも時短をすると余計たくさん人が要る。二十五万人也要る。いわゆるワーケーションアリングで計算すればそういう数字になる。大変なことなんですね。平成二年度の東北運輸局の調査で、一年間に一事業所当たり八・二人の採用をして六・九人が離職をする。歩どまりという言葉は大切なことです。どうかは知りませんが一人くらいしか残ら

少しお触れになりましてたけれども、どういう認識とどういう手を打とうとしておられるのか。物流問題というのは本当に経済の根幹をなす問題であります。ですが、その御認識と対策に関してお聞かせをいただきたいと思います。

○土坂政府委員 労働力不足のゆえに時短が進まない、時短が進まないから労働力も足りないといふようなことを繰り返しておるのではこれは本当に物流産業の発展というのではないし、それは国民経済的にも非常に大きな問題である、そういうところがないように我々はしていくかなければいけない

というものが基本認識でございます。
そのために一応二つ私どもは考えておるわけでございまして、一つは、職場というものを魅力のあるものにしていく、若い人に来ていただけるよ

うなものにしていくということをごさいます。時短を初めとする労働条件の改善あるいは職場環境の改善、こういったようなことを進めてその条件

は、やはり物流というのは労働集約的に人手のかかる産業でございます。それは基本的に現場を抱えているがゆえにそういう特性を持つておるわけですがございまして、その中でも作業の機械化、省力化、こういったようなことを進めていただき、そのためのお手伝いを財政その他でさせていただなかつたようなことを進めていただき、それから、物流はそういう特性がございますので、システム全体として例えはモータルシフトにするとか積み合わせ輸送をするとか、そういうより人手のかからないシステムをつくっていくと、いうことも大事であろうと思っております。そういう労働力確保の面、労働力をより少なく使っていくような効率化の面、両面からこの問題についてあらゆる対策を講じていこうと思つております。

産省で今のことにも関連して、要するに、若者が三K職場を嫌がる、結果として外国人労働者がその部分を受け持つというふうな構図ができるとしている。日本語のわからない人に三Kと言っても通じない

ト、デンジャラス、それからデーターと言ふらしいですけれども、そういうことで通産省も、ニューファクトリー構想というのですか、ニューファクトリー推進委員会調査報告、四月二十三日――あしたですか。ちょっと新聞で調べましたので……。「製造業の三K（きつい、汚い、危険）イメージの払拭、人材確保及び地域への工場立地の円滑化を図るため、①工場内の作業環境の整備、②工場外観の地域景観への調和等周辺環境との調和、③工場内福利厚生施設等の地域開放、工場設備等による地域社会への貢献を柱とする「ニューファクトリー」の整備を支援するなど」と、いろいろ検討して報告がまとまつたということでやられています。読ませていただきます。

う、先ほど審議官もお答えになったのと関連をすると思うのですが、職場として若者にとって魅力があるというふうにしていこう、これは結構なことだと思います。

とをこれがやらるべきだとお考へか、これはただ産業、経済政策だけではなくて、政治家としての御見識もひとつお聞かせいただきたいと思います。

○川端委員　若者のそういう最近の風潮というも
ら、これらの改善を行う企業に対して積極的な支
援等を図る。一言で言えば、この問題の解決のた
めには物心両面の努力が大きな課題であろうと思
います。

○菅田政府委員 お答えいたします。
で、発注あるいは取引条件の改善ということの中
でこういう施策を打たれたときに、特段に何か御
配慮をされるのかどうかに関して、中小企業庁に
お尋ねしたいというふうに思います。

たた私にこの三日を忘れるといふ部分に關して、大臣、どういう御認識をお持ちなのか。先ほども言いましたように、労働時間が非常に長いというのは問題外なのですね。しかし、例えば運送業というものは確かに非常に長距離夜遅く走らなければよろしくないけれども、うるさい

ます
意識の面も、私が国会に二十年前初めて出たころは、先輩の竹下さんから、汗は自分で流しましょう、手柄は人にあげましょうというようなことを言われて、早く大臣になりたかったら人の嫌

のを是として、そういうものだという中でいろいろな対策をとりながらやつしていくということではないと思います。なぜそういう風潮になったのかということに対する議論、それから、これは非常に長年にわたるものですからそう簡単な話ではな上どうしても取引における力関係で取引の相手方に劣後しがちでございましたり、場合によっては、物流サービスの内容やその他の取引条件の面で取引の相手方の理解、協力が得られないことも

る、交代勤務もある、これは日本の経済を根幹で支える大変大事な仕事なんですね。その部分に関して、若者だけではないのかかもしれません、そういう仕事はどこへも向かうに上りきれない風潮に、

がることを進んでやれ、こういうようなことを言われて一生懸命頑張つておったものであります。しかし、今若い人たちに、人の嫌がることをやることが美徳である、世の中のためであると演説して歩いてすぐ素直に聞いていただけるか。やはり手厳しい手厳しい、

いということですが、簡単な話でない、長年かかるからこそ大事だというふうに思います。そういう意味で私は、三Kということがもともと解消可能な部分に関して可能な限りそういうものなくしていくのは当然のことですが、本法案でも、まず計画策定段階におきまして、構築が流通業務効率化事業の成否を左右する上で極めて重要であると考えております。このため

ものなどをどういう問題意識で御議論をされているのか。いろいろな対症療法治的に職場をきれいにしましょうとか格好よくしましょうとかいうふうなことは、まあそれは大事なことではあります。そして前はここで、当勤時間が午前二時よ、よる二時

今新しい時代の中で若者たちの意識が変わってきた
ておるわけでありますから、それを我々の古い道徳觀でただ説得するだけこの問題を解決するこ
とにはなりません。

そういう労働に対する価値觀といふものは、やはり教育も含め大人の社会も含めていろいろな角度からそういうものは本来はきっちりとあるべきものだという中でいろいろな施策を考えていっていただきたい、御努力もいただきたい。どうも最近業協同組合等の側から取引の相手方その他の関係者の協力を得るよう努めなければならないことと第四条としておるわけでございます。また次に、事業実施段階におきまして、取引の相手方その他関係者、事業協同組合等は協力するよう努めな

ういう世の中をはかる物差しが、お金というものが非常に大きなウエートを持ってしまった。同じお金と導るのぞつこう業界が、ここに活動する

本がなぜここまで発展してきたか?ということを若い人たちに知っていただくことも大事なことだと思いますが、同時にやはり今日の若者たちのニーズに我々が政策としてこたえていかなければならないということで、先生今御指摘のニューフラク

そういう議論と姿が見えない中に、何か三Kといふものは避けたいという同じラインに政治に乗っているのではないかという気がいたしますので、御要望を申し上げておきたいと思います。もう時間がほとんどありませんので、あと各論がござります。各事業者がこれらの規定の趣旨に則りまして適切な協力関係を構築し、中小企業者の流通業務の効率化が円滑に図られることを期待しております次第でございます。

業は物流が動かなければ全く動かなくなるのだ、あるいは工場で油にまみれて物をつくるということをしなかつたら日本経済はつぶれてしまふのだ、その大変大事なものと私は思って

トリーの指導を通産省で勉強しておるわけあります。

○川端委員 中小企業庁で発注取引条件改善調査
関係に関していろいろな合理化といいますか改善
がされるわけですが、一般的に言って、取引関係
というものは、いわゆる上位者と下位者、強い者
と弱い者という部分でのいろいろな取引上の問題
の改善は見られない、休日前発注・休日直後納入

たというところに、私は日本が抱える非常に深刻な問題があるというふうに思います。そういう部分で、この「三K」を忌避するという風潮に関して大臣がどうのような御認識あるのか、その方針がわざわざお尋ね下さい。この「三K」がそのままの形で残るままでいるのだと、徳値觀が非常に希薄になってしまつたというところに、私は日本が抱える非常に深刻な問題があるというふうに思います。

したがって鹿産省としては、工場内の作業環境の整備、工場の周辺環境との調和、工場内施設の開放などによる地域社会への貢献を柱とするニーアクトリーについて、本年度から政策融資制度を創設する等、その推進に努めてまいりました。

が、大企業と中小企業あるいは中小企業ともう少し小さい企業というのでよく問題になります。そういう意味で、この法案で中小企業における流通の効率化ということは、随分効率がよくなつたな、だから運送業さん、あなたたちも大変便利になりました。だから運送業さん、あなたたちも大変便利になりました。大企業と中小企業あるいは中小企業ともう少し小さい企業というのでよく問題になります。等は減っていないのが現状である。また、発注内容の変更がしばしば、あるいは時々あるというふうな企業は実に全体の四一・九%、こういうような報告を中小企業庁はされておるわけですが、みずからお調べになつて、こういう結果というものを

重要な役割を持つ政治家の一人としてどのようなことがいふべきか御議論をお待ちだの

い、また従業者の人材の製造業離れの問題に対する対応するためには、労働時間の短縮、職場環境の改善などを積極的に行い、製造業における魅力ある職場を形成することが重要であるという観点から

が變に過大な部分でエスカレートするということ
があってはいけないと思ひます。そういう部分
なり樂になつただらう、だから効率よくなつた分
まけろとかサービスよくしろとか、そういう部分
どういうふうに認識しておられるのか。それと同
時に、今回こういう物流の効率化という法律を運
用していくときには、こういう問題に対してもう
いう影響あるいはこれに関連して指導していく

うとしておられるのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○桑原政府委員 大だいま御指摘ございました調査でございますけれども、昨年我々がつくりました下請中小企業振興法に基づく振興基準が遵守されています。振興基準そのものに関しましては製造業が対象でございまして、本件のような流通なりサービスには適用がないわけでございますけれども、このアンケート調査によりますと、御指摘のとおり発注方式等の取引条件等が適正なものになるよう今後とも努力していきたいと思っておりますし、また、振興基準の対象にならない流通なりサービス業に関しましても、この下請基準の精神にのっとりまして、そういうような改善の努力が行われることを大いに期待しているわけでございます。

○川端委員 今回こういう形で法律的に大変いろいろな手当てを講じて共同化を推進していくということでございますが、今までどうしてそういうものが進まなかつたのかな、自助努力といふことで資金的な問題等々があつたことは事実だと思います。そういう中で、いわゆる流通業務を共同化するというところが自助努力を含めてなかなか機能しなかつたということを分析してみると、一緒にやるということとメリットはあるなどいふのは理解をしても、不安もある。例えば、商業上の秘密が守られるのか、あるいは将来の事業展開を規制されないだろうか、自社の独立性、特徴が埋没してしまわないだろうか、いろいろな不安があったということだと思います。商業上の秘密という問題に関しては非常にセンシティブな問題でもあるということで、顧客の名簿というのは財産でございます。そういうことに関して、どういう形でこういう個々の事業者の企業秘密が守られるような仕組みを考えておられるのかについ

て、お伺いをしたいと思います。

○畠田政府委員 先生御指摘いただきました通り大変重要な問題でございまして、物流は製造、販売の取引と密接に関連しておりますし、中小企

業の共同による物流対策におきましては、ともするとお互いの取引内容が相手に知られてしまうのではないかという懸念が生じがちでございます。したがいまして、この点につきましては特に慎重な配慮を行い、物流を共同化する場合におきまして、個別事業者の取引内容がその意に反して他の事業者に知られることがないよう工夫を行うことが必要であると考えております。

このような取引内容のセキュリティについての具体的な工夫の仕方でございますが、個別の同事業の内容によりさまざまですが、例えば本法案の事業に該当する共同物流事業を実施しております先進的な卸団地組合の事例などを参考にいたしまして、配慮、工夫をしてまいりたいということをございます。

○川端委員 センカクの御苦労の法律でござります。実効が上がるよう期待を申し上げたいと思ひます。とりわけ、申し上げました労働時間の短縮、人手不足の解消、そしてもう少し日本の健全な社会をつくるということに格段の御努力をお願いして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○武藤委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

とおり可決すべきものと決しました。

○武藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、額賀福志郎君外五名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○武藤委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○武藤委員長 本動議について採決いたします。

○武藤委員長 賛成の諸君のとおり附帯決議を付することに決しました。

○武藤委員長 額賀福志郎君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○和田(東)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
○武藤委員長 せんかくの御苦労の法律でござります。実効が上がるよう期待を申し上げたいと思ひます。とりわけ、申し上げました労働時間の短縮、人手不足の解消、そしてもう少し日本の健全な社会をつくるということに格段の御努力をお願いして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○武藤委員長 ただいま議決いたしました附帯決議案につきましては、その趣旨を尊重して、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 中小企業による本法の助成策の利用を促進するため、基本指針の策定に当たって共同化計画を検討する際の適切な判断基準を示すものとなるよう努めるとともに、推進されるべき共同事業の内容を多様な具体的な事例として判り易く周知させるための努力を払うこと。

二 認定計画の実施に当たっては、労働時間の短縮、職場環境の改善等の労働条件の向上に

三 多頻度小口配達、ジャストインタイム配達等の顧客の要請が、貨物運送業も含め供給側の中小企業に不當に過重な負担を課すこととならないよう関係者への指導を強化するとともに、総合的な流通業務の効率化を促進するために、関係省庁の円滑な連携・協力に努めること。

〔報告書は附録に掲載〕

○武藤委員長 お詫びいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○武藤委員長 次に、参議院送付、内閣提出、計量法案を議題といたします。

○武藤委員長 これより趣旨の説明を聽取いたします。渡部通商産業大臣。

以上であります。
○武藤委員長 附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じます。

○武藤委員長 計量法案

〔本号末尾に掲載〕

○渡部国務大臣 計量法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

計量法は、明治二十四年に、その前身である度量衡法が公布されて以来百年間の長きにわたり、度量衡法の統一、計量標準の供給、計量器の適正な品質の確保等を通じ、単に商業取引の秩序を保つのみならず、我が国の産業の発展、文化の向上に大きく貢献してきました。しかししながら、近年、我が国の経済社会は、国際化と技術革新の大きな流れの中でさまざまな変化への対応を迫られており、経済社会の発展の基盤として、計量制度の果たすべき使命はますます重大となる一方、時代に即した計量制度の構築が求められているところであります。

このような要請に対応するため、国際化、技術革新への対応及び消費者利益の確保の三つの視点に基づき、広く計量法全般にわたり所要の見直しを行うために、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、計量単位について国際的な整合を図るために、計量法上取引・証明に使用することが認められている法定計量単位を、原則として今世纪中に国際単位系に統一することとしております。

第二に、最近における工業生産技術の向上を踏まえ、製造、修理、販売事業者に係る登録制を届け出制とするとともに、計量器の検定については、型式承認制度を活用することにより、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた指定製造事業者の製品については検定を免除する制度を導入する等、計量器に関する規制の一層の合理化を図ることとしております。

第三に、先端技術分野を中心とした高精度の計量に対応するため、工業製品の生産に欠かせない

計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確実に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○武藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。とし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

計量法案

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 計量単位(第三条―第九条)
第三章 適正な計量の実施
第一節 正確な計量(第十条)
第二節 商品の販売に係る計量(第十一条)
第三節 計量器等の使用(第十六条―第十八条)
第四節 定期検査(第十九条―第二十五条)
第五節 指定定期検査機関(第二十六条―第三十九条)
第六章 計量証明の事業
第一節 計量証明検査(第一百六十六条)
第二節 計量証明の事業(第一百七一条―第一百七十七条)
第三節 計量器の校正等
第一節 特定標準器による校正等(第一百三十一条)
第二節 特定標準器以外の計量器による校正等(第一百四十三条―第一百四十六条)
第三節 雜則(第一百四十七条―第一百六十九条)
第四節 罰則(第一百七十一条―第一百七十九条)
第五節 附則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。(定義等)
第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるものの(以下「物量の状態の量」という。)を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
第三条 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定めるものであるものとして政令で定めるものをいう。
5 この法律において計量器の製造には、通商産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該通商産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。
6 この法律において「標準物質」とは、政令で定
7

められた物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第三百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(その他の計量単位)

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

(非法定計量単位による計量)

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものとし、その定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、

海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(歳度等の計量単位)

第六条 第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量の計量単位及びその定義は、通商産業省令で定める。

(記号)

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下「非法定計量単位」という。)は、第二条第一項第一号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

一 輸出すべき貨物の取引又は証明
二 貨物の輸入に係る取引又は証明
三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者との他の者との間における取引又は証明で、取引又は証明に用いてはならない。

4 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

一 輸出すべき貨物の取引又は証明
二 貨物の輸入に係る取引又は証明
三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者との他の者との間における取引又は証明で、取引又は証明に用いてはならない。

(長さ等の明示)

第十一条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行なう者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するよう努めなければならない。

(特定商品の計量)

て通商産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施

第一節 正確な計量

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするよう努めなければならない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封(商品を容器に入れ又は包装して、それを付した封紙を

破棄しなれば、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにするこ

とをいう。以下同じ。)をするときは、量目公差

を超えないようその特定物象量の計量をし

て、その容器又は包装に通商産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定物象量の計量をし

て、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

表記する特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようその

は、容器に入れたその特定商品を販売するときには、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、通商産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用しない。

2 前項の規定は、次条第一項若しくは第二項により表記された物象の状態の量については、適用しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないよう計量をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないよう計量をされたその特定物象量が同項の通商産業省令で定めるところにより表記され

たものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に関し密封されたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、第二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、

第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していなかったため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く)は、取引又は証明における法定計量

単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の通商産業省令で定める計量単位による計量を含む)。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十五条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十一条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 通商産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項、第一百条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十四条第一項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くは

か、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

(定期検査)

第四節 定期検査

特定計量器であつて政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という。)は、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装着した状態における検査(以下「装置検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量單位による計量に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検査を受け、これに合格したものとして第七十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

三 第一百一十七条第一項の指定を受けた者が計量上の証明(透明又は半透明の容器であつて通商産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて、第六十三条第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の表示が付されているものに、政令で定める商品を通商産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の通商産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により表示した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

三 第二十四条第一項の定期検査証印、検定証印等又は第一百九条第一項の計量證明検査証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

2 第百一十七条第一項の指定を受けた者は、第百二十七条第一項の政令で定める期間に同一の合番号に規定する特定計量器(前項第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器(前項第一号に掲げるものを除く。)が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行なうことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地

計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地

計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地

計量

二 百一十七号の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第二十四条第一項の定期検査証印、検定証印等又は第一百九条第一項の計量證明検査証印等に付された年月(検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

2 第百一十七条第一項の指定を受けた者は、第百二十七条第一項の政令で定める期間に同一の合番号に規定する特定計量器(前項第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器(前項第一号に掲げるものを除く。)が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で

定める方法により検査させなければならない。

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとする。

当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間間に一回、区域ごとに実行する。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合における指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

(定期検査の合格条件)

第二十二条 都道府県知事が定期検査の実施について前条第二項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等が附されていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二百二条第一項の基準検査に合格した計量器(第七十七条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差について、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印等)

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定める期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したものについて、これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

2 前項の規定による届出は、次項の規定により表示を付された証明書を添えて、通商産業省令で定めるところによりしなければならない。

(定期検査の実施)

第二十六条 第二十条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条件)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができない者

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(定期検査の実施)

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

2 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に通商産業省令で定めた方法により表示及び検査をした年月を付すことができる。

五 檢査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することを知らないこと。

(指定)

第二十六条 第二十条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

(定期検査の方法)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができない者

2 第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならぬ。これに変更しようとするときも、同様とする。

3 第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行おうときは、前条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令に該当する者がある者に該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

二 第三十九条第一項第三号の政令で定められた定をしてはならない。

三 通商産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

こと。

四 檢査業務以外の業務を行っている場合に

は、その業務を行うことによつて定期検査が不公平になるおそれがないものであること。

五 檢査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することを知らないこと。

(業務規程)

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行おうときは、前条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

三 第三十一条 指定定期検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査で定めるところにより、帳簿を記載し、この認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 業務規程で定めるところにより、帳簿を備え定期検査で定めるところにより、帳簿を記載し、この認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十二条 指定定期検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査で定めるところにより、帳簿を記載し、この認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 業務規程で定めるところにより、帳簿を備え定期検査で定めるところにより、帳簿を記載し、この認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 第三十三条 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務の休止)

第三十四条 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 業務規程で定めるところにより、帳簿を備え定期検査で定めるところにより、帳簿を記載し、この認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 第三十五条 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十六条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算

のの名称、性能及び数

第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者（以下「届出修理事業者」という。）に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び前条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあっては、通商産業大臣）」と読み替えるものとする。

（検査義務）

第四十七条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、通商産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。（改善命令）

第四十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の通商産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要な措置があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又は修理（通商産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

（有効期間のある特定計量器に係る修理）

第五十条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、第七十二条第二項の政令で定める特定計量器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、通商産業省令で定める基準に従つて修理をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。（検定証印等の除去）

第四十九条 検定証印等、第七十四条第二項若しくは第三項の合番号又は第七十五条第二項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造（第一条第五項の通商産業省令で定める改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、通商産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が通商産業省令で定める技

術上の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

第二 第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されてい

る特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器に受けた者がその指定に係る事業所において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節 特別な計量器

（製造等における基準適合義務）

第十一条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたもの販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

四 第四十二条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（遵守事項）

第五十二条 通商産業大臣は、通商産業省令で、前条第一項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者（以下この条において「販売事業者」という。）が遵守すべき事項を定めることができる。

二 都道府県知事は、販売事業者が前項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。

三 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

（事業の届出）

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であつて政令で定められた特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

二 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業を行う者は、当該特定計量器を販売するときは、同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

三 前項の政令で定める特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

（第三節 販売）

四 第五十四条 前条第一項に規定する届出製造事業者は又は同条第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付さなければならぬ。（表示）

五 第五十五条 前条第一項に規定する届出製造事業者及び販売事業者又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（第四節 特別な計量器）

六 第五十六条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその他その勧告に係る措置をとらなかつた場合においてその勧告に係る措置をとるべき場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

七 第五十七条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその他その勧告に係る措置をとらなかつた場合においてその勧告に係る措置をとるべき場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

てはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(改善命令)
第五十六条 通商産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(譲渡等の制限)
第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等(第七十二条第一項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限る。次項において同じ。)が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者(同項に規定する者を除く。)は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

(指定)
第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行なう者(以下この節において「製造者」といふ。)又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行なう者(以下この節において「外國製造者」といふ。)の申請によ

り、その工場又は事業場ごとに行なう。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を通じて、商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

一 通商産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

二 特殊容器の製造の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 特殊容器の検査の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者(以下「指定製造者」といふ。)が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。たゞ

り設立した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)
第六十二条 指定製造者は、第六十九条各号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定)
第六十三条 指定製造者は、第五十九条各号の事

2 通商産業大臣に届け出なければならない。
前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を提出しなければならない。

(表示)
第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

一 第十七条第一項の通商産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が通商産業省令で定める容量公差を超えないこと。

三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

四 輸入者(以下「輸入者」といふ。)は、第六十三条第一項(次条第三項において「輸入する場合を含む。」)に規定する場合を除くほか、第六十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示がなければならぬ。

五 第六十八条 特殊容器の輸入(商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。)の事業を行う者(以下「特殊容器業者」といふ。)は、第六十一条第一項の表示が付されている場合を除くほか、第六十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

六 第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外國製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外國製造者(以下「指定外國製造者」といふ。)に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外國製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

七 第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は、前項において準用する第六十九条第一項に於ける「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外國製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

八 各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

九 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。

一 第六十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第六十四条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

四 輸入者(以下「輸入者」といふ。)は、第六十三条第一項(次条第三項において「輸入する場合を含む。」)に規定する場合を除くほか、第六十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている場合を除くほか、第六十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

五 第六十八条 特殊容器の輸入(商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。)の事業を行う者(以下「特殊容器業者」といふ。)は、第六十一条第一項の表示が付されている場合を除くほか、第六十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

六 第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外國製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外國製造者(以下「指定外國製造者」といふ。)に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外國製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

七 第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は、前項において準用する第六十九条第一項に於ける「第六十七条」とあるのは「第六十九条第一項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは「指定外國製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

八 各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

九 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。

一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な

<p>限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p> <p>二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。</p>	
<p>三 次項の規定による費用の負担をしないとき。</p>	
<p>3 前項第二号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。</p>	
<p>第五章 検定等</p>	
<p>第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査</p>	
<p>（検定の申請）</p>	
<p>第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。</p>	
<p>（合格条件）</p>	
<p>第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。</p>	
<p>一 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。</p>	
<p>（合格条件）</p>	
<p>第七十二条 検定に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めることにより、検定証印を付する。</p>	
<p>2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。</p>	
<p>（検定証印）</p>	
<p>第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。</p>	
<p>2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならぬ。ただし、次条第二項の合番号であって、これに表示された日から起算して通商産業省令で定める技術上の基準（性能に関するものであつてこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして通商産業省令で定めるものを除く。）に適合するものとみなす。</p>	
<p>3 第一項第二号に適合するかどうかを個々に定め業省令で定める方法により、第二百二十二条第一項の基準検査に合格した計量器（通商産業省令で定める特定計量器の器差については、通商産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。</p>	
<p>（検定証印）</p>	
<p>第七十四条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号（前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合は、第二号）に適合するときは、合格とする。</p>	
<p>一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p>	
<p>二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えないこと。</p>	
<p>（合格条件及び合番号）</p>	
<p>第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。</p>	
<p>2 通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とし、通商産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。</p>	
<p>3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。</p>	
<p>4 装置検査に合格しなかつた車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。</p>	
<p>（装置検査）</p>	
<p>第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。</p>	
<p>2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。</p>	
<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての承認を受けることができる。</p>	
<p>（製造事業者に係る型式の承認）</p>	
<p>第七十七条 第四十二条第一項の通商産業省令で定める特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地</p>	
<p>三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地</p>	
<p>四 第四十一条第一項の規定による届出の年月日</p>	

2	第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の次項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。	前項の申請書には、通商産業省令で定めることにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことと証する書面を添えたときは、この限りでない。
2	第七十七条 第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消し承認を受けることができない。	第七十七条 第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消し承認を受けることができない。
2	通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。	通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。
2	(指定検定機関の試験)	(指定検定機関の試験)
2	第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする届出製造事業者について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。	第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする届出製造事業者が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。)に適合するようにしなければならない。
2	前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。	前項の試験を受けようとする届出製造事業者が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。)に適合するようにしなければならない。
3	計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。(変更の届出等)	計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。
3	第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の次項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。	第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の次項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
2	(承認製造事業者に係る基準適合義務)	(承認製造事業者に係る基準適合義務)
第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するもの販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。	第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。	
2	(承認の有効期間等)	(承認の有効期間等)
2	第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2	(表示)	(表示)
2	前項の承認の更新の申請に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。	前項の承認の更新の申請に關し必要な手續的事項は、通商産業省令で定める。
2	(承認の取消し)	(承認の取消し)
2	第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器(第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。	第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器(第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
2	第八十五条 輸入事業者は、前条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くは、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(表示の除外)	第八十五条 輸入事業者は、前条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くは、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。(表示の除外)
2	第八十六条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定により承認を受けた外國製造事業者による特定計量器の製造の事業を行なう者(以下「外國製造事業者」という。)は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。	第八十六条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定により承認を受けた外國製造事業者による特定計量器の製造の事業を行なう者(以下「外國製造事業者」という。)は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
2	(改善命令)	(改善命令)
2	第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。	第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

る特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

(改善命令)

第九十八条 通商産業大臣は、次の場合には、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一、当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が第九十二条第二項の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

(指定の取消し)

第九十九条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一、第八十四条第三項、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十七条第一項の規定

に違反したとき。

二、第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三、第八十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四、不正の手段により第十六条第一項第二号ロの指定を受けたとき。

(準用)

第一百条 第四十一条第三項の規定は第九十一条第一項の申請書の提出及び第九十四条第一項の規定による届出に、第六十六条の規定は指定製造事業者に準用する。

(外国製造事業者に係る指定等)

第一百一条 第十六条规定第一項第二号ロの指定を受けようとする外国製造事業者は、第九十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた外国製造事業者(以下「指定外国製造事業者」といふ)は、その指定に係る工場又は事業場において、第八十九条第一項の承認を受けた型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えない

ようにならなければならない。

(第四節 基準器検査)

3 第九十二条の規定は第一項の規定による申請に係る第十六条第一項第二号ロの指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五号、第六十六条、第八十九号第五項及び第六項、第九十四条第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条及び第九十九条に規定する第十九条の規定は指定外國製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「第五十九条各号」とあるのは「第九十一条第一項第一号から第三号まで」と、第八十九条第五項中「前項において準用する第十九条第一項」と、第六十二条第一項の規定に係る形式に属する特定計量器(前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)とあり、及び第九十六条第一項中「第七十六条第一項の規定に係る形式に属する特定計量器(前項第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)とあるのは「第八十九号第一項の承認に係る型式に属する特定計量器」とある。

(第五節 基準器検査の合格条件)

2 基準器検査を行なう計量器の種類及びこれを受けることができる者は、通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う。

(第六節 基準器検査の実施)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格する。

(第七節 基準器検査の結果)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第八節 基準器検査の結果)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった計量器に付する。

(第九節 基準器検査の結果)

2 基準器検査印の有効期間は、計量器の種類

ことに通商産業省令で定める期間とする。

(第十節 基準器検査の結果)

3 基準器検査に合格しなかった計量器に基準器検査証印が付されているときは、その基準器検査証印を除去する。

(基準器検査成績書)

と、第九十九条第一号中「第八十四条第三項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第八十四条第三項」と、同条第三号中「第八十六条」とあるのは「請求に応じなかつたとき」とあるのは「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

2 通商産業省令で定める技術上の基準に適合する場合は、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合して同条第二項の規定に該当するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める検定公差を超えない

ようにならなければならない。

(第四節 基準器検査)

2 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しない場合は、計量器に消印を付す

付を受けているときは、その記載に消印を付する。

(第五節 指定検定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格した場合は、基準器検査成績書を交付する。

(第六節 指定検定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第七節 指定�定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった場合は、基準器検査成績書に付する。

(第八節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第九節 指定椚定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった場合は、基準器検査成績書に付する。

(第十節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十一節 指定椚定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった場合は、基準器検査成績書に付する。

(第十二節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十三節 指定椚定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった場合は、基準器検査成績書に付する。

(第十四節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十五節 指定椚定機関)

3 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかった場合は、基準器検査成績書に付する。

(第十六節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十七節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十八節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第十九節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十一節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十二節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十三節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十四節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十五節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十六節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十七節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十八節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第二十九節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第三十節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第三十一節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第三十二節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第三十三節 指定椚定機関)

2 通商産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

(第三十四節 指定椚定機関)

を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。ただし、國又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明(船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)の事業二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業(前号に掲げるものを除く。)

(登録の申請)

第一百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名(イに掲げるものにあっては、氏名及びその登録番号)及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める計量士

ロ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

(登録の基準)
第一百九条 都道府県知事は、第百七条の登録が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理(計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。

三 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

四 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。

五 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

(事業規程)

第一百十条 第百七条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができるものである。

(適合命令)

第一百十一条 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の失効)

第一百十二条 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

(登録の取消し等)

第一百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者が次に掲げる各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ぜることができる。

一 次条において準用する第六十二条第一項又

は第百十六条の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第百十条第二項又は第百十一条の規定による命令に違反したとき。

四 第百十条第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。

五 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

(準用)

第一百十四条 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「年」と、同号中「第十九条」とあるのは「第百十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百十四条规定に準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(通商産業省令への委任)

第一百十五条 第百七条から前条までに規定するもののか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、通商産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

(計量証明検査)

第一百六条 計量証明事業者は、第百七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」といふ)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

二 檢定証印等(第七十二条第二項の政令で定める特定計量器があつては、有効期間を経過して、この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)

第一百十八条 計量証明検査を行つた特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

四 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

は第九十六条第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器

二 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明検査を行つた特定計量器

四 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明検査を行つた特定計量器

五 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明検査を行つた特定計量器

事業者は、前項各号に記載以外の部分の政令で定める期間に一回、第百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第百二十八条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定計量証明検査機関)

第一百十七条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明検査機関」という。)に、計量証明検査を行わせることができる。

二 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

三 その節において「検査業務」という。の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

四 次の各号に適合するときは、合格とする。

一 檢定証印等(第七十二条第二項の政令で定める特定計量器があつては、有効期間を経過して、この節において「検査業務」という。)が付されていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

四 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

六 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

七 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

八 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

九 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

十一 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

十二 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十三 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十四 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十六 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十七 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十八 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

十九 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十一 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十二 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十三 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十四 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十六 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十七 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十八 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

二十九 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十一 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十二 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十三 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十四 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十六 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十七 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十八 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

三十九 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十一 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十二 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十三 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十四 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十五 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十六 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十七 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十八 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

四十九 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

業省令で定める方法により、基準器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。
(計量証明検査済証印等)

第一百十九条 計量証明検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。

3 計量証明検査に合格しなかつた特定計量器に計量証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
(計量証明検査に代わる計量士による検査)

第一百二十条 第百十六条第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士による検査に付したるものについて、その計量証明事務官で定める計量士が、第百十八条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を通商産業省令で定める期間内に行い、次項において定める準用する第二十五条第三項の規定により表示を付したものについて、その計量証明事務官がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六条第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三条第一項各号」とあるのは、「第二百一十八条第一項各号」と読み替えるものとする。

(指定計量証明検査機関の指定等)

第一百二十二条 第百十七条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十七条から第三十九条まで及び第六条第二項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらは規定中「都道府県知事又は特定市町村の

長」とあり、及び第六条第二項中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十七条、第二十八条及び第三十八条第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第二百一十七条第一項」とする。

第一項」とあるのは「第二百一十七条第一項」と読み替えるものとする。

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士

(登録)

第一百二十二条 通商産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識と経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、通商産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という)ごとに、氏名、生年月日その他通商産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者
二 計量教習所の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者
3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から一年を経過しない者
二 次条の規定により計量士の登録を取り消された、その取消しの日から一年を経過しない者
(登録の取消し等)

第一百二十三条 通商産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。
三 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)

第一百二十四条 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

第一百二十五条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回

(通商産業省令への委任)

第百二十六条 第百二十二条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の原本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項並びに試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第百二十七条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第一百二十九条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第一百三十条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において

使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならぬ。

(指定)

第一百二十七条 通商産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

(標識)

第一百三十一条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、通商

産業省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

(適合命令)

第一百三十二条 通商産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が第百二十八条各号に適合しなかつたと認めるときは、その者に対

し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第一百三十三条 第百三十三条

4 使用する特定計量器の検査を行う計量士の指名

五 計量管理の方法に関する事項(通商産業省

令で定めるものに限る。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

(指定の基準)

第一百二十八条 通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるとき

一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第百三十条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(准用)

第一百三十三条 第九十二条第一項の規定は第百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百一十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百二十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器等の指定)

第一百三十四条 通商産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

3 特定標準器による校正等

二 特定標準器による校正等を行なう計量器又は標準物質

三 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

4 通商産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等をすることができないときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いられることが適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であることを公示するものとする。

(証明書の交付等)

第一百三十六条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正

等を行つたときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標章を付してはならない。

3 前項に規定するものはか、指定校正機関及び第一百四十三条の認定を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第一百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行なう計量器の校正又は標準物質の値付け(以下特定標準器等による校正等)といふ。は、通商産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

(特定標準器による校正等の義務)

第一百三十七条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行なうことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行ななければならぬ。

(指定の申請)

第一百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、特定標準器による校正等を行なうとする者の申請により、その業務の範囲を限つて行う。(欠格条項)

第一百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第一項の指定を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第百四十二条第一項の規定により第百三十五条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(第百三十四条第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第百四十二条第一項の規定により第百三十五条第一項の指定を取り消されたものとし

て第百三十五条第一項の指定を取り消された者を除く。)

三 その業務を行う役員のうちだ、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第一百四十条 通商産業大臣は、第百三十五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認められたときでなければ、その指定をしてはならない。

1 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。

2 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

3 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 特定標準器による校正等の業務以外の業務を行なっている場合には、その業務を行なうことによつて特定標準器による校正等が不公正となるおそれがないものであること。

(指定の取消し等)

第一百四十二条 通商産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第百三十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一号に適合しなかつたとき。

四 第百三十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 次条において準用する第三十条第一項の認可を受けた業務規定によらないで特定標準器による校正等の業務を行つたとき。

六 第百三十五条第一項の規定による命令に違反したと

き。

六 不正の手段により第百三十五条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第一百四十二条 第三十条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条及び第六条第二項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第二十条第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(認定) 第百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通常合している旨の認定を受けることができる。

一 通商産業省令で定める期間内に特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 計量器の校正等を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三 計量器の校正等を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第一百四十四条 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第一号の特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 認定事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う

者である場合にあっては、その認定事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、

計量器の校正等に係る証明書に第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

4 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

5 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、

計量器の校正等に係る証明書に第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

6 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

7 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

8 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

9 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

10 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

11 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

12 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

13 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

14 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

15 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

16 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

17 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

18 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

19 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

20 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

21 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

22 前項に規定するもののほか、認定事業者は、

計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところによつて、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

一 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えること。

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の標準物質)を用いて定めるものとする。

4 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。(合番号の除去)

第五十二条 通商産業大臣は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は證明における法定計量単位による計量に使用されている電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されていいる第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えること。

2 前項各号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(装置検査証印の除去)

第五十三条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置され取引又は証明における法定計量単位による車両等装置用計量器を検査せた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

一 通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

三 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していいること。

4 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第五十五条 第一百五十二条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器である取引又は證明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

二 第一百五十二条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣は、電気計器が変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されていいる第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

三 第一百五十二条第一項から第四項までの規定は第一項の場合に、同条第四項及び第一百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第一百五十二条第一項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

(協議)

第五十五条 都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に関し、毎年四月に、協議しなければならない。

(手数料)

第五十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、通商産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令

査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

(計量行政審議会)

第五十七条 通商産業省に、計量行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

二 審議会は、計量に関する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は

通商産業大臣に建議する。

三 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四 変成器付電気計器検査(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

五 装置検査(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 第八十九条第一項の承認を受けようとする者

(第七十八条第一項(第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。)の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。)

七 第八十九条第一項(第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の承認の更新を受けようとする者

八 第八十九条第一項(第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の承認を受けようとする者

九 第九十二条第一項の検査を受けようとする者

十 基準器検査を受けようとする者

十一 計量証明の事業の登録を受けようとする者

十二 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十三 計量証明の事業の登録簿の原本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十四 計量証明検査を受けようとする者

十五 計量士の登録を受けようとする者

十六 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十七 計量士の登録簿の原本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十八 計量士国家試験を受けようとする者

十九 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者

の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 定期検査を受けようとする者

二 第十七条第一項の指定を受けようとする者

三 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四 受けようとする者

五 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

八 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

九 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十一 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十二 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十三 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十四 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十五 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十六 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十七 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十八 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

十九 検定(指定検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

する者

二十 第百二十七条第三項の検査を受けようとする者

二十一 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十二 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十三 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十四 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十五 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十六 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十七 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十八 第百四十三条の認定を受けようとする者

二十九 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十一 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十二 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十三 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十四 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十五 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十六 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十七 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十八 第百四十三条の認定を受けようとする者

三十九 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十一 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十二 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十三 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十四 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十五 第百四十三条の認定を受けようとする者

四十六 第百四十三条の認定を受けようとする者

のについては当該指定計量証明検査機関の、指

定校正機関が行う特定標準器による校正等を受

けようとする者の納付するものについては当該

指定校正機関の、その他の者が納付するものに

ついては当該都道府県の収入とする。

(公示)

第二百五十九条 通商産業大臣は、次の場合には、

その旨を公示しなければならない。

一 第十六条第一項第二号イの指定をしたと

き。

二 第十六条第一項第二号ロの指定をしたと

き。

三 第十七条第一項の指定をしたとき。

四 第六十六条(第六十九条第一項、第一百条、

五百九十三条及び百四十六条において準用する場合を含む。)の規定により指定若しくは認定が効力を失ったことを確認したとき、

又は第六十七条(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。

五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は

五百九十三条第一項の承認をしたとき。

六 第八十七条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。

七 第八十九条(第一百一条第三項において準用する場合を含む。)又は第一百一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。

八 第一百六条第二項(第一百四十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

九 第一百六条第三項において準用する第三十二

条の許可をしたとき。

十 第百六条第三項において準用する第三十八

条の規定により指定を取り消し、又は検定

(変成器付電気計器検査、装置検査、第七十

八条第一項(第八十一条第二項及び第八十九

条第三項において準用する場合を含む。)の

試験及び第九十三条第一項の調査を含む。)の

業務の停止を命じたとき。

十一 第百三十四条第一項又は第二項の規定に

よる指定をしたとき。

十二 第百三十四条第三項又は第四項の規定に

より指定を取り消したとき。

十三 第百三十五条第一項の指定をしたとき。

十四 第百四十四条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

十五 第百四十二条において準用する第三十二

条の許可をしたとき。

十六 第百四十三条の認定をしたとき。

十七 第百四十五条の規定により認定を取り消

したとき。

十八 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公

示しなければならない。

十九 第三十一条(第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査

査の業務の停止を命じたとき。

二十 第三十九条第一項(第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検

査の全部又は一部を停止を命じたとき。

二十一 第百十七条第一項の指定をしたとき。

二十二 第三十二条の許可をしたとき。

二十三 第三十八条の規定により指定を取り消し、

又は定期検査の業務の停止を命じたとき。

二十四 第三十九条第一項の規定により定期検査の

全部又は一部を自ら行うこととするとき。

二十五 日本電気計器検定所は、第七十六条第一項、

二十六 第八十二条第一項又は第八十九条第一項の承認

をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。

(検定等をすべき期限)

第二百六十条 通商産業大臣、都道府県知事、日本

電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変

成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器

検査又は第七十六条第一項、第八十二条第一項

若しくは第八十九条第一項の承認の申請があつたときは、通商産業省令で定める期間以内に合

止を命じたとき。

八百四十四条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

八百四十五条の規定により認定を取り消したとき。

八百四十二条において準用する第三十二

条の許可をしたとき。

八百四十三条の規定により認定をしたとき。

八百四十五条の規定により認定を取り消したとき。

いて準用する場合を含む。)、第八十九条第五項

(第一百一条第三項において準用する場合を含む。)、第九十九条(第一百一条第三項において準用する場合を含む。)、第一百十三条、第一百二十三

条、第一百三十二条、第一百四十二条又は第一百四十

五条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて

予告した上、公開による聴聞を行わなければな

らない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案

の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害

関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(審査)

第百六十三条 この法律又はこの法律に基づく命

令の規定による市町村の長の処分又は不作為につ

いての審査請求は、通商産業大臣に対してもす

るものとする。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によ

る日本電気計器検定所、指定定期検査機関、

指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定

校正機関の処分又は不作為について不服がある

者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法

(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請

求をすることができる。

(不服申立ての手続における聴聞)

第百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命

令の規定による処分についての審査請求又は異

議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又

は決定を除く。)は、第一百六十二条の例により

公開による聴聞をした後にしなければならない。

い。

(計量調査官)

第一百六十五条 通商産業大臣は、その職員であつて通商産業省令で定める資格を有するものうちから、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

(計量教習所)

第百六十六条 通商産業省の本省に計量教習所を置く。

2 計量教習所は、計量に関する事務に従事する

機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授する

機関とする。

3 計量教習所の教習を受講しなければならない

職員の範囲は、政令で定める。

4 前三項に規定するもののが、計量教習所に

関連する事項は、通商産業省令で定める。

(検定用具等の貸付け)

第百六十七条 通商産業大臣は、定期検査、検

定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又

は、第一百四十八条第一項の規定による検査に必

要な用具であつて、通商産業省令で定めるもの

(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号))の

適用を受けるものを除く。)を都道府県知事又は

特定市町村の長に無償で貸し付けなければなら

ない。

(経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制

定し、又は改廃する場合においては、その命令

(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請

求をすることができる。

(不服申立ての手続における聴聞)

第百六十九条 この法律の規定により通商産業大

臣の権限に属する事項は、政令で定めるところ

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

二 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十二条

から十四条までの規定の実施を確保するため

特に必要があると認めるときは、特定市町村以外の市町村の長に、第十一条第二項若しくは第三

項、第十五条第一項、第六十条第一項又は第一百四十八条第一項(第十一条第一項又は第十二条

から第十五条第一項又は第六十条第一項、第六十

二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四

条、第八十六条、第九十八条、第一百一条、

第一百二十三条又は第一百三十一条の規定による

命令に違反した者

二項若しくは第三項又は第十五項に係る部分に限る。)又は第百五十条の規定による権限を行わせることができる。

(第十章 罰則)

第一百七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百

七条の規定に違反した者

二 第百十三条の規定による命令に違反した者

三 第百七十二条の規定による業務の停止

第百七十二条第二項において準用する場合を含む。)又は第百四十二条の規定による業務の停止

第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第百四十二条の規定による業務の停止

の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量

証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処

する。

四 第五百五十五条の規定に違反して特定計量器を

販売し、又は販売の目的で陳列した者

五 第五十五条第二項の規定に違反して検査を

行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記

録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた

者

六 第五十五条の規定に違反して特定計量器を

販売し、又は販売の目的で陳列した者

七 第九十五条第二項の規定に違反して検査を

行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記

録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた

者

三 第二十五条第三項(第百二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十三条第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士

四 第五十条第三項又は第五十四条第三項の規定に違反して表示を付した者

五 第五十四条第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者

六 第五十五条の規定に違反して特定計量器を

販売し、又は販売の目的で陳列した者

七 第九十五条第二項の規定に違反して検査を

行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記

録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた

者

八 第百二十九条の規定に違反して検査の結果

を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保

存しなかつた者

九 第百三十条第二項の規定に違反して標識を

掲げた者

十 第百三十六条第二項又は第一百四十四条第三

項の規定に違反して標章を付した者

十一 第百三十六条第一項の規定に違反した者

一二 第四十四条、第四十八条又は第五十二条第一

項の規定による命令に違反した者

一 第一百七十三条次の各号の一に該当する者は、三

十万円以下の罰金に処する。

一 第八十一条第一項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第一百四十七条第一項の規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

三 第百四十八条第一項の規定による検査を

所が公示され、施行日以後に行われる定期検査の合格条件については、なお従前の例による。

(製造の事業)

第十一條 この法律の施行の際現に旧法第三十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(修理の事業)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(販売の事業)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十七条第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(検定の申請等)

第十四条 施行日前にされた旧法第八十六条の検定若しくは旧法第一百六条の基準器検査の申請で、新法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

(装置検査)

第十五条 旧法第九十一条第一項の規定により付された検定証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。この場合において、同条第二項の政令で定める特定計量器に付された旧法第九十一条第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同条第二項の有効期間の満了の日までとする。

(合番号)

第十六条 旧法第九十一条第四項の規定により、電気計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四条第二項又は中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

2 第十九条 新法第十六条第一項第二号ロの指定は、新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。

2 第二十条 通商産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

(比較検査)

2 第二十一条 通商産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

(計量証明の事業)

2 第二十二条 この法律の施行の際現に旧法第二百三十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する事業が属する新法第二百七条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の登録を受けている者についての新法第二百三十三条の登録を受けたものとみなす。

2 第二十三条 施行日前に旧法第二百六十九条の計量士国家試験に合格した者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十二号）附則第一項の規定により旧法の規定による計量士国家

律の施行の際、承認、登録若しくは指定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれら処分については、なお従前の例によること。

(型式の承認)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けている者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十二号）附則第十四条の規定により旧法の規定による承認を受けたものとみなされた者を含む。）は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 第二项の規定により新法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたものとみなされた者についての新法第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内に」とする。

2 第二项の規定により新法第二百九条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二项の規定によりなおその効力を有するも付された同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第二百八十八条第一項、第二百九十三条第三項及び第二百五十二条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

4 施行日前に旧法第二百一条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二项の規定によりなおその効力を有するも付された同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第二百八十八条第一項、第二百九十三条第三項及び第二百五十二条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

2 第二项の規定により新法第二百九条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二项の規定によりなおその効力を有するも付された同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第二百八十八条第一項、第二百九十三条第三項及び第二百五十二条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

2 第二项の規定により新法第二百九条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二项の規定によりなおその効力を有するも付された同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第二百八十八条第一項、第二百九十三条第三項及び第二百五十二条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

放射能	壤変每秒	壤変毎分
-----	------	------

附則別表第二

物象の状態の量	計量単位	時間
長さ	ミクロン	秒 分 時
周波数	サイクル又はサイクル毎秒	アンペア
磁界の強さ	アンペア回数	ケルビン セルシウス度又は度
起磁力	アンペア回数	モル
磁束密度	ガンマ ガウス	カンデラ
磁束	マクスウェル	ラジアン 度 秒 分
音圧レベル	ボン	ステラジアン
濃度	規定	平方メートル リットル

附則別表第三

物象の状態の量	計量単位	時間
力	重量キログラム 重量グラム 重量トン	電流
力のモーメント	重量キログラムメートル	温度
圧力	重量キログラムメートル トル 水銀柱メートル 木柱メートル	角度
応力	重量キログラム每平方メートル 重量グラム每平方メー トル	立体角
仕事	重量キログラムメートル	面積
工率	重量キログラムメートル每秒	体積
熱量	カロリー 每秒每メートル每度	速度
比熱容量	カロリー 每秒每メートル每度	角速度
物象の状態の量	計量単位	加速度
質量	キログラム グラム トン	周波数

別表第一（第三条関係）

流量	工率	質量流量	質量	長さ
時立方メートル毎秒	立方リットル毎秒	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時	キログラム 每秒 グラム 每分 グラム 每時	メートル 每秒 グラム 每分 グラム 每時

熱量	ジユール又はワット秒 ワット時	吸収線量	グレイ ラド
熱伝導率	ワット每メートル毎ケルビン又はワット每メートル毎度	吸収線量率	グレイ每秒 グレイ毎分 グレイ毎時 ラド每秒 ラド
比熱容量	ジユール每キログラム毎ケルビン又はジユール每キログラム毎度	カーマ率	グレイ
エントロピー	ジユール每ケルビン	カーマ率	グレイ每秒 グレイ毎分 グレイ毎時
電気量	クーロン	力マ率	グレイ每秒 グレイ毎分 グレイ毎時
電界の強さ	ボルト每メートル	照射線量率	クーロン每キログラム 每秒 クーロン每キログラム毎時 レントゲン每秒 レントゲン毎時
電圧	ボルト	照射線量	クーロン每キログラム 每秒 クーロン每キログラム毎時 レントゲン每秒 レントゲン毎時
起電力	ボルト	線量当量	シーベルト レム
磁束密度	アンペア	線量当量率	シーベルト每秒 シーベルト每分 シーベルト毎時 レム每秒 レム每分 レム毎時
磁束	ウェーベ	皮相電力量	バール
インダクタンス	ヘンリー	無効電力量	ボルトアンペア
電気抵抗	オーム	皮相電力量	バール秒 バール時
電気のコンダクタンス	ジーemens	無効電力量	ボルトアンペア秒 ボルトアンペア時
インピーダンス	オーム	電磁波の減衰量	デシベル
電力	ワット	音圧レベル	デシベル
電力量	ジユール又はワット秒 ワット時	振動加速度レベル	デシベル
電磁波の電力密度	ワット每平方メートル	別表第三(第四条関係)	
放射強度	ワット每ステラジアン	物象の状態の量	
光束	ルーメン	計量	計量単位
輝度	カンデラ每平方メートル	別表第三(第四条関係)	
照度	ルクス	物象の状態の量	
音響パワー	ワット	計量	計量単位
濃度	モル每立方メートル グラム每立方メートル キログラム每立	別表第三(第四条関係)	
中性子放出率	モル每リットル グラム每リットル キログラム每立	物象の状態の量	
放射能	ベクレル 每分	計量	計量単位

物象の状態の量	計量	計量単位	吸収線量	グレイ ラド
回転速度	回毎分 回毎時	回転速度	回転速度	回転速度
圧力	気圧	圧力	気圧	気圧
粘度	ボアズ	粘度	ボアズ	ボアズ
動粘度	ストークス	動粘度	ストークス	ストークス
濃度	ピーチ百分率 体積百分率 質量千分率 体積百万分率 質量十億分率	濃度	ピーチ百分率 体積百分率 質量千分率 体積百万分率 質量十億分率	ピーチ百分率 体積百分率 質量千分率 体積百万分率 質量十億分率

理由

我が国経済社会における国際化の進展、工業生産技術の発展等の最近の計量をめぐる状況の変化を踏まえ、計量単位について国際的な計量単位との整合を図るために措置及び計量器に関する規制の一層の合理化を図るために措置を講ずるとともに、高精度の計量に対応するための計量器の校正及び証明に関する制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成四年五月八日印刷

平成四年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局